

# 平成27年上富良野町決算特別委員会会議録（第1号）

平成27年10月26日（月曜日） 午前9時00分開会

## ○委員会付託案件

議案第8号 平成26年度上富良野町各会計歳入歳出決算認定について

議案第7号 平成26年度上富良野町企業会計決算認定について

## ○議事日程

開会宣告・開議宣告

1 正・副委員長選出

2 議案審査

(1) 付議事件名〔平成27年第3回定例会付託〕

議案第8号 平成26年度上富良野町各会計歳入歳出決算認定について

議案第7号 平成26年度上富良野町企業会計決算認定について

(2) 日程

①書類審査〔第2会議室へ移動し2分科会による分担審査〕

②担当外の書類審査

③全体での書類審査

散会宣告

## ○出席委員（12名）

委員長	村上和子君	副委員長	中澤良隆君
委員	岡本康裕君	委員	佐川典子君
委員	長谷川德行君	委員	金子益三君
委員	北條隆男君	委員	竹山正一君
委員	荒生博一君	委員	高松克年君
委員	米沢義英君	委員	中瀬実君

（議長 西村昭教君（オガバー））

## ○欠席委員（0名）

## ○遅参委員（0名）

## ○地方自治法第121条による説明員の職氏名

町長	向山富夫君	副町長	田中利幸君
教育長	服部久和君	代表監査委員	米田末範君
議選監査委員	今村辰義君	会計管理者	藤田敏明君
総務課長	石田昭彦君	産業振興課長	辻剛君
農業委員会事務局長	北越克彦君	保健福祉課長	北川和宏君
健康づくり担当課長	杉原直美君	町民生活課長	鈴木真弓君
建設水道課長	佐藤清君	教育振興課長	野崎孝信君
ラベンダーハイツ所長	大石輝男君	町立病院事務長	山川護君

関係する主幹・担当職員

## ○議会事務局出席職員

局長	林敬永君	次長	佐藤雅喜君
主事	新井沙季君		

午前 9時00分 開会  
(出席委員 12名)

○事務局長(林 敬永君) おはようございます。  
決算特別委員会に先立ち、議長と町長から御挨拶をいただきます。

初めに、議長から御挨拶をいただきます。

○議長(西村昭教君) おはようございます。  
きょうから、中ちょっと抜けますけれども3日間、決算特別委員会ということで、それぞれ各委員の皆様方にはよろしくお願ひ申し上げたいと思います。

それぞれ議員必携を十分熟読されてこられているとは思いますが、決算でございますので、それぞれ政策的な事業、あるいは維持管理等の決算ですか、いろいろありますけれども、何といたっても過ぎてしまった過去を十分効果的に使われたのか、そしてまた将来に向かって効果的にその成果を出しているのかということが着眼点かと思ひます。

それぞれ1年間、取り組まれたものについては主要調査にそれぞれ出ておりますし、また監査委員の意見もついてございますので、ひとつ両方にらみ合わせながら、ひとつ内容の濃い決算委員会になることを御期待申し上げます。

また、新しく入られた委員の方々もございませうけれども、会議の進行に当たっては、それぞれ関連質問等もございませうけれども、それぞれ質問が終わるまで次の順番を待って、そして粛々と進めていただければありがたいかと思ひます。

大変精神的に疲れるだろうと思ひますが、ひとつよろしくお願ひを申し上げます。

また、この決算につきましても、来年度の予算編成にまた大きく反映されるということもありますので、またそういう点からも、将来的な事業あるいは単独事業も含めてありますけれども、町の基本計画あるいは個別の計画に沿って進められておりますので、ひとつよろしくお願ひ申し上げます。

どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○事務局長(林 敬永君) 続きまして、町長から御挨拶をいただきます。

○町長(向山富夫君) 皆さんおはようございます。お許しをいただきまして、平成26年度の決算特別委員会開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

10月に入りまして、非常に天気が不安定でありましたが、とうとう積雪を迎えるというようなことで、農作業のおくれ等が一部で見られまして、大変危惧をしているところでございませう。本来のお天気

に一日も早く戻っていただきたいなと願っているところでございませう。

そういう状況でございますが、本日から3日間にわたりまして、皆さん方には26年度の決算の御審査を賜るわけでございませう。当然のことながら、私どもは限られた予算を最大限に効率的に執行していくという役目を負っているわけでございまして、この3日間の審査を通じまして、いろいろ御指導賜りながら、また住民に最大限の住民サービスができるように私どもも取り組んでまいりたいというふうにご考慮しております。

御審議賜りまして御認定いただきますよう心からお願ひを申し上げます、御挨拶とさせていただきますと思ひます。

どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○事務局長(林 敬永君) 正副委員長の選出でございますが、平成27年第3回定例会で、議長及び議会選出の監査委員を除く12名をもって決算特別委員会を構成しておりますので、正副委員長の選出については、議長からお諮りを願ひます。

○議長(西村昭教君) 正副委員長の選出についてお諮りいたします。

議会運営に関する先例により、委員長に副議長、副委員長に総務産建常任委員長ということで、御異議ございませうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) 御異議なしと認めませう。

よって、決算特別委員会の委員長に村上和子君、副委員長に中澤良隆君と決しました。

○事務局長(林 敬永君) それでは、村上委員長は、委員長席へ移動願ひませう。

(村上委員長、席へ移動)

○事務局長(林 敬永君) それでは、村上委員長から御挨拶をいただきます。

○委員長(村上和子君) 皆さん、おはようございませう。一言御挨拶を申し上げます。

ただいま委員各位の御推挙賜りまして、決算特別委員長に就任させていただきました。どうぞよろしくお願ひいたします。

きょうから3日間にわたりまして決算審査を行うわけでございませうが、最も力を入れて見させていただかなければならないのは、町民にとりまして26年度予算が議決した趣旨と目的に従って適正に効率的に執行されたのかどうか、それによってどのように行政効果が発揮できたのか、前年度と見て、それらが26年度の行政運営にどのように改善、工夫がなされたのかなどでございませう。

9月定例会で健全化判断比率及び資金不足比率の報告をいただいております。財政は依然として大変

厳しい状況にあります。主要施策の成果説明書ほか資料も多くいただいておりますので、それらをもとに住民の付託に応えるべく、委員各位の活発な御審議をお願いしたいと思います。

また、お願いがございます。理事者、説明者におかれましては、初めて決算特別委員会に臨む委員が多くおりますから、何とか質問者の意図を十分酌んでいただき、把握していただきまして、的確な御答弁をよろしくお願いいたします。

3日間の長丁場でございますが、スムーズな運営に努めたいと存じておりますので、皆様方の御協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上で、御挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、ただいまの出席委員は12名であり、定足数に達しておりますので、これより決算特別委員会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本委員会の議事日程等について、事務局長から説明をいたさせます。

事務局長。

○事務局長（林 敬永君） 御説明申し上げます。

本委員会の案件は、平成27年第3回定例会において付託されました議案第8号平成26年度上富良野町各会計歳入歳出決算認定について、議案第7号平成26年度上富良野町企業会計決算認定についての2件であります。

本委員会の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程のとおり、会期は本日及び28日、29日までの3日間とし、本日は、これより会場を第2会議室に移し、2分科会に分かれ、各分科会において分科長を選出し、担当会計の書類審査を正午まで行い、昼食休憩後、担当外の書類審査を午後3時までとし、その後、全体審査を午後5時15分まで行います。

2日目の28日は、議事堂において、一般会計の質疑を決算書により行います。

なお、歳出につきましては、款ごとに質疑を進めます。

3日目の29日は、議事堂において、特別会計及び企業会計決算の質疑を決算書により行います。その後、分科会ごとに審査意見書案の作成、全体で審議をして成案を決定、理事者に審査意見書を提出、理事者の所信表明、討論、表決という順で進めます。

なお、分科会の構成は、13番村上委員長を除き、第1分科会は議会選出の5番今村監査委員を除く1番から6番までの5名、第2分科会は議席番号7番から12番までの6名の委員となります。

本委員会の説明員は、町長を初め議案審議に関する課長、主幹並びに担当職員となっております。

以上であります。

○委員長（村上和子君） お諮りいたします。

本委員会の議事日程については、ただいまの説明のとおりにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（村上和子君） 御異議なしと認めます。

よって、本委員会の議事日程は、ただいまの説明のとおりと決しました。

お諮りいたします。

本委員会は公開とし、傍聴人の取り扱いは委員長の許可といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（村上和子君） 異議なしと認めます。

よって、本委員会は公開とし、傍聴人の取り扱いは委員長の許可とすることに決しました。

これより、本委員会に付託されました議案第8号平成26年度上富良野町各会計歳入歳出決算認定について及び議案第7号平成26年度上富良野町企業会計決算認定についてを議題とします。

本件は、さきに説明が終了しておりますので、直ちに分科会を開催し、各分科長を選出の上、地方自治法第98条第1項の規定による書類審査を行います。

なお、本委員会の書類審査は、各会計歳入歳出決算及び企業会計決算の審査とします。

なお、事前の資料要求がありましたので、協議の上、本日配付をしたところでありますので、審査の参考に願います。

念のために申し上げます。

書類審査により知り得た事項の中には、秘密に属する事項があるかと思いますが、これについては外部に漏らすことのないように、十分に御注意願います。

また、審査に当たって、所定の書類以外に必要な資料等がございましたら各分科会で協議し、決算特別委員会審査資料要求書に必要事項を記入の上、委員長に申し出てください。

なお、資料要求は、本日の書類審査までとし、明日以降の質疑応答中は要求できません。

これより、会場を第2会議室に移しますので、その間、暫時休憩といたします。

---

午前 9時12分 休憩

午前 9時18分 再開

---

○委員長（村上和子君） 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

ただいまから、分科会ごとの書類審査を始めます。直ちに分科長の選出をお願いします。

（各分科会で分科長の選出協議）

○委員長（村上和子君） 各分科長選出の報告を求めます。第1分科会。

（第1分科会から佐川典子君と報告あり。）

○委員長（村上和子君） 第2分科会。

（第2分科会から米沢義英君と報告あり。）

○委員長（村上和子君） 各分科長につきましては、ただいま報告のとおりであります。

それでは、12時まで、担当の書類審査を始めてください。

（書類審査）

○委員長（村上和子君） 暫時休憩いたします。

再開時間は、10時45分です。

---

午前10時30分 休憩

午前10時45分 再開

---

○委員長（村上和子君） 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

担当の書類審査を終了し、午後1時まで昼食休憩といたします。

---

午後 0時00分 休憩

午後 1時00分 再開

---

○委員長（村上和子君） 昼食休憩前に引き続き委員会を再開し、分科会の書類審査を続けます。

これより、午後3時まで担当外の書類審査を行います。

（書類審査）

○委員長（村上和子君） 暫時休憩いたします。

再開時間は、2時45分からです。

---

午後 2時30分 休憩

午後 2時45分 再開

---

○委員長（村上和子君） 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

以上で、担当外の書類審査を終了します。

お諮りします。

十分な書類審査ができたようですので、全体の書類審査を省略し、本日はこれで散会することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（村上和子君） 以上で、本日の日程は、

全部終了しました。

本日は、これにて散会します。

午後 3時00分 散会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の正確なることを証するため、ここに署名する。

平成27年10月26日

決算特別委員長            村 上 和 子



## 平成27年上富良野町決算特別委員会会議録（第2号）

平成27年10月28日（水曜日） 午前9時00分開会

### ○委員会付託案件

議案第8号 平成26年度上富良野町各会計歳入歳出決算の認定について

議案第7号 平成26年度上富良野町企業会計決算認定について

### ○議事日程

開議宣告

#### 1 議案審査

議案第8号 平成26年度上富良野町各会計歳入歳出決算の認定について

(1) 一般会計歳入歳出決算事項別明細書（歳入）

1款（町税）～21款（町債）

(2) 一般会計歳入歳出決算事項別明細書（歳出）

① 1款（議会費）～2款（総務費）

② 3款（民生費）

③ 4款（衛生費）

④ 5款（労働費）～7款（商工費）

⑤ 8款（土木費）

⑥ 9款（教育費）

⑦ 10款（公債費）～12款（予備費）

散会宣告

### ○出席委員（12名）

委員 長	村上 和子 君	副委員 長	中澤 良隆 君
委員	岡本 康裕 君	委員	佐川 典子 君
委員	長谷川 德行 君	委員	金子 益三 君
委員	北條 隆男 君	委員	竹山 正一 君
委員	荒生 博一 君	委員	高松 克年 君
委員	米沢 義英 君	委員	中瀬 実 君

（議長 西村昭教君（オブザーバー））

### ○欠席委員（0名）

### ○遅参委員（0名）

### ○地方自治法第121条による説明員の職氏名

町 長	向山 富夫 君	副 町 長	田中 利幸 君
教 育 長	服部 久和 君	代表監査委員	米田 末範 君
議選監査委員	今村 辰義 君	会計管理者	藤田 敏明 君
総務課長	石田 昭彦 君	産業振興課長	辻 剛 君
農業委員会事務局長	北越 克彦 君	保健福祉課長	北川 和宏 君
健康づくり担当課長	杉原 直美 君	町民生活課長	鈴木 真弓 君
建設水道課長	佐藤 清 君	教育振興課長	野崎 孝信 君
ラベンダーハイツ所長	大石 輝男 君	町立病院事務長	山川 護 君

関係する主幹・担当職員

### ○議会事務局出席職員

局  
主

長 林 敬 永 君  
事 新 井 沙 季 君

次

長 佐 藤 雅 喜 君



午前 9時00分 開会  
(出席委員 12名)

○委員長(村上和子君) おはようございます。御出席まことに御苦勞に存じます。

ただいまの出席委員は12名であり、定足数に達しておりますので、これより決算特別委員会2日目を開会します。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程については、さきにお配りしました日程で進めていただきますようお願い申し上げます。

これより、平成26年度上富良野町各会計歳入歳出決算認定に関し、質疑を行います。

初めに、各会計決算の一般会計より質疑を行います。

一般会計の歳出については、款ごとに調書及び資料とあわせて質疑を行います。

委員及び説明員をお願い申し上げます。

審議中の質疑、答弁につきましては、要点を明確にし、簡潔に御発言されるようお願いいたします。

なお、質疑の方法は、一問一答で1項目ごとに質疑を行いますので、質疑のある場合は挙手の上、議席番号を告げ、委員長の許可を得てから自席で起立し、ページ数と質疑の件名を申し出て発言願います。

また、説明員は、挙手の上、職名を告げ、委員長の許可を得てから自席で起立し、答弁願います。

それでは、質疑に入ります。

最初に、歳入、1款町税の22ページから21款町債の61ページまで、一括して質疑を行います。

11番米沢委員。

○11番(米沢義英君) 町民税等、22ページ等について伺います。

近年、町民税等の収入確保については、相当職員の方も努力されてきております。そういう中で、基本的には自主財源が乏しい、厳しいという状況の中で、一定程度の町民税の収入の確保をいかに図るかということは非常に大切だというふうに思いますが、それにかかわってお伺いいたします。

22ページの個人町民税等の滞納繰越分等の対応等について、現状、恐らく前年度から繰り越して、同じ世帯の方が滞納を繰り返すというような状況になっているかというふうに思いますが、この点について、現年度発生分、あるいは引き続き滞納を行っているという世帯等はどういう状況になっているのか、まずお伺いしておきたいと思えます。

○委員長(村上和子君) 収納対策担当主幹、答弁。

○収納対策担当主幹(斉藤 繁君) 11番米沢委員の御質問にお答えしたいと思います。

滞納繰越分の徴収につきましては、年をまたいで納付していらっしゃいます滞納者の方については、ほとんど納税制約をしております、その計画に沿って税金を納付してもらっております。

あと、それに係る世帯状況につきましては、町税全般につきましては、滞納繰り越しの方がおられます、固定資産なんかの関係で町外におられる方で世帯の収入所得状況を把握できないものもありますが、把握されている中で、世帯状況といいますか、収入状況ですが、100万円以下の滞納者の方が16名、200万円までの方が21名、300万円までの方が7名となっております。

○委員長(村上和子君) 11番米沢委員。

○11番(米沢義英君) そこでまた、次の点についてお伺いいたします。

非常に高額になっているかというふうに思いますが、今述べられたそれぞれの人数等の滞納者に至っては、今後納められるような状況にあるのかどうか。例えば固定資産税等については、恐らくもう既に第1の、いわゆる国だとか、道だとか、そういったところに優先的に押さえられている部分だとかというのもある、なかなか町税としては、歳入として確保するのが難しいという状況も中にはあるのかなというふうに思いますが、その点どのようになるのか、お伺いいたします。

○委員長(村上和子君) 収納対策担当主幹、答弁。

○収納対策担当主幹(斉藤 繁君) 11番米沢委員の御質問にお答えいたしたいと思います。

滞納繰り越しの税については、ほぼ全て納税制約どおり計画的に納められておりますので、残念ながら収納の欠損が毎年出ていますが、それ以外はほぼ回収できるものと考えております。

以上です。

○委員長(村上和子君) 11番米沢委員。

○11番(米沢義英君) そうしますと、この部分については、納税契約に基づいて計画的に納付できるということで、確実に納めていただけるという形の話だったかというふうに思えます。

次にお伺いしたいのは、不納欠損の状況であります、調書なんかを見ますと、当然社会的な困窮世帯、明らかに見られないというような状況の方が圧倒的だというふうに伺っておりますが、この点もう一度その詳細について確認したいと思います。

○委員長(村上和子君) 町民生活課長、答弁。

○町民生活課長(鈴木真弓君) 11番米沢委員の御質問にお答えいたします。

決算資料79ページに欠損処分調書の資料を掲載させていただいておりますが、その中の内訳の人数の中に一般会計、税の関係で14名と不納欠損の処分の数値を表記させていただいておりますが、その内訳につきましては、委員の御質問のとおり、既に生活困窮者ということで、生活保護の受給をされている方が7名、財産が無財産ということでの認定を受けている方が5名、あと居所不明により2名の方がいらっしゃいまして、14名の方がそのような内容での不納欠損ということで、今回報告させていただいております。

以上です。

○委員長（村上和子君） 11番米沢委員。

○11番（米沢義英君） 納税に当たっては、たまにこういう話を聞きます。いわゆる職場等に電話が来ると。当然滞納している理由がありますから、そういう形になっているのかというふうに思います。職場に電話が行くときというのは、明らかに納付契約を行っても計画的に納付されない、あるいは何回督促に行っても応じてくれないというような、恐らく悪質など一般的に言われる、悪質な状況の中でそういう手段を講じられているのかなというふうに思いますが、当然そうしますと、働いている側からすれば、いろいろな原因があったとしても、やはり相当嫌な思いをされるという状況は明らかであります。滞納しているのだから、そんなのは当たり前ではないかと言えばそれまでかもしれませんが、私たち自治体というのは、何回も言いますが、取り立てを専門にしている自治体ではありません。一般のいろいろな金融業者ありますけれども、私は、そこに丁寧な納付をしてもらって、そういう働きかけがあってこそ、そういった信頼関係というのが成り立つかというふうに思いますが、もう一度確認いたしますが、26年度決算においては、会社等、あるいは銀行等の差し押さえ等の現状は何件ぐらいあったのか、事例があったのか、お伺いいたします。

○委員長（村上和子君） 町民生活課長、答弁。

○町民生活課長（鈴木真弓君） 11番米沢委員の御質問にお答えいたします。

26年度決算におきまして、差し押さえにつきましては、これは町民税、固定資産税、軽自動車税、国保税を含みまして、全件数224件、863万5,680円を実施させていただいております。

実際に、差し押さえでございますが、委員のおっしゃるとおり、私どものほうからは督促状、催告状、たび重なる文書による御連絡をさせていただいて、必ず町民の方からは御連絡をいただくなり、こちらのほうから促しをさせていただいているところですが、よく最終的に言われるのは、役場から来た

文書を見ないで焼却してしまった方がいらっしゃるのか、来て封筒をあけていなかったという方がいらっしゃると思いますので、最終的には、何とか御連絡をとるようなことで努力はしているところでございます。

ただし、相手の方のお考えの中で、町税というのは国民の義務ではございますが、なかなかその辺の御理解をいただいているのか、給与等があるにもかかわらず、納入のほうにつながらない場合がありますので、本当に私どもも苦肉の策として、職場のほうへの御連絡で何とか御本人のほうと御連絡をとるような形ということで、最終的な手段として、そのようなことを講じてまいっているところでございます。

以上です。

○委員長（村上和子君） 収納対策担当主幹、答弁。

○収納対策担当主幹（齊藤 繁君） 11番米沢委員の御質問にちょっと補足させていただきます。

職場に電話することは、預金等の財産が発見されずに、給与照会した場合、職場の人と担当の者と連絡をすることがあります。ただしその場合、まだ給与照会の段階ですので、滞納があるとか、幾らあるとか、そういう話は一切もちろんしないのですが、そこで滞納者を出してくださいとか、そこで折衝したりすることはありません。

○委員長（村上和子君） 11番米沢委員。

○11番（米沢義英君） いろいろとデリケートな問題がありまして、役場のほうも十分そういった問題については、熟知した上でそういった照会もされているというふうに思います。ただ、恐らく事業所とすれば、所得照会来れば、大体いろいろあるのだなというふうなことになるのかなというふうに思います。

そこでもう1点、その上で確認したいのですが、児童手当等、あるいは給与を仮に差し押さえる場合等については、子どもさんが仮にいたと設定した場合、あるいは年金世帯だとかというふうになった場合に、差し押さえによって明らかに生活が困窮するという状況が見受けられる場合等があるかというふうに思います。こういった場合は、国のほうでもきちっとした状況を把握しながら、生活が圧迫されるような状況に至らないようなことも配慮すべきだというような地方自治体にも指示の文書が以前から来ているかというふうに思いますが、こういったところはどのような、給与等いわゆる口座等の差し押さえに至ってはされているのか、お伺いいたします。

○委員長（村上和子君） 収納対策担当主幹、答

弁。

○**収納対策担当主幹（齊藤 繁君）** 11番米沢委員の御質問にお答えいたします。

差し押さえに当たりましては、滞納者の方の生活が困窮しないように十分注意しているわけですが、特に児童手当等の差し押さえを直接することはないのですが、そういう支給がある滞納者に対しては、面談で粘り強く説得して、自主納付という形をとるように努めております。

以上です。

○**委員長（村上和子君）** 11番米沢委員。

○**11番（米沢義英君）** そうしますと、全般的には、ルールに基づいてやっているということが確認されました。

今後、こういった自治体が行う納税のあり方、あるいは分納契約に基づいた丁寧な収納を少しでも向上させるということを基本にしながら、今後それが基本だというふうに思いますが、この点もう一度確認しておきたいと思います。

○**委員長（村上和子君）** 町民生活課長、答弁。

○**町民生活課長（鈴木真弓君）** 11番米沢委員の御質問にお答えします。

町としても、町税については、自主財源を確保する最たるものと考えておりますので、今後とも町民の皆様にも十分御理解を求め、納税は的確な納期に収納していただけるような形で今後とも努めていきたいと思っております。また、職員の対応につきましても、委員の御質問のとおり、十分説明をすることはもちろんでございますが、町民の方とのやりとりの中でも適切な表現を使いながら、相談等にも応じながら、収納に努めていきたいと考えております。

以上です。

○**委員長（村上和子君）** よろしいですか。

ほかにございませんか。

6番金子委員。

○**6番（金子益三君）** 22ページ、23ページにかかります国有資産等にかかわるところなのですが、これは、国がある程度指数を示した中で決めてくるというのはわかってはいるところではございますが、24年、25年の決算から見ていきますと、防衛局の部分がだんだんだんだん目減りしていつているところではございますが、これについてどのような対応をとられているか、お願いします。

○**委員長（村上和子君）** 町民生活課長、答弁。

○**町民生活課長（鈴木真弓君）** 6番金子委員の御質問にお答えします。

固定資産税、国有資産等所在市町村交付金のことについての御質問だと思いますが、この関係の北海道防衛局から交付されております金額につきまして

は、これは町の中にある官舎に対する固定資産税ということで、これは率に基づいての交付金ということになってございますので、年々減価償却もされることから、その金額が減少していることは私どものほうでも確認はしてございますが、町としての対応というのでは実施はしておりませんので、これについては、年々施設とかふえない限りは、この交付金についてはふえることはないというふうに確認をしてございます。

○**委員長（村上和子君）** 6番金子委員。

○**6番（金子益三君）** 森林のほうは若干増加している中で、今おっしゃるように、防衛局の中の官舎のところの入居がされていない状況等々にもなっていて、完全に空きになって、更地にはしないのですけれども、ちょっと今整備をしている状況になるのですけれども、そのようなことになっていくと、率の変更が変わっていくことというのはあるのですかね。1.4を乗じたことでこの数字が出ていると思うのですけれども、それらについては、今後どのようにしていくのでしょうか。

○**委員長（村上和子君）** 収納対策担当主幹、答弁。

○**収納対策担当主幹（齊藤 繁君）** 更地になった場合、原則、官舎で有償で隊員とかが入っている場合は1.4%という交付金として町に入るわけなのですが、例えば今もあるのですが、1棟丸ごと封鎖をしたり、そういう場合は、全く交付金の算定から抜けてしまいます。

以上です。

○**委員長（村上和子君）** 6番金子委員。

○**6番（金子益三君）** そのような中で、これは国の施策等々もあってなかなか難しいところもあると思うのですけれども、今現在も旭町の富良野宿舎においては、数棟が完全閉鎖ということになっておりますし、今後、そういった誘致等々をしていながら、隊員の皆さんと町との関係を持っていながら、さらにこのような国からの固定資産税をふやしていくような方策というのはとられるのか、お伺いしたいと思います。

○**委員長（村上和子君）** 副町長、答弁。

○**副町長（田中利幸君）** 6番金子委員の御質問に私のほうからお答えをさせていただきたいと思えます。

今、国有提供資産等の次のページの実は自衛隊関係の国有提供施設の所在市町村交付金についても、同じような傾向がございます。官舎部分、あるいは駐屯地の官舎部分、それらについては、国有資産等の交付金で来るわけですが、もう十数年前から、北海道基地対策協議会、あるいは上富良野町の基地対

策協議会を通じて、この資産がしっかり、例えば普通の民間施設であれば、資産の総額に対する1.4%が交付されるようなルールになっていますが、この国有提供、特に防衛施設については、1.4%相当の評価がされていないのではないかとということで、以前から北海道上富良野等の基地協を通じて、それらの財源の確保を強烈に要望を国にしている現状にあります。

ただ一方、今申しあげましたように、施設がどんどん古くなっていきますから、そういう部分では少なくなってきた。さらには4年ほど前ですか、以前は5年間固定でされていた財源が、毎年評価で下がってきたという現状も実はございます。それらをしっかり国に要望をかけて、これから先もかけていくこととあわせ、抜けた官舎、これらの更新、さらには隊員増加対策についても、委員御承知かと思いますが、これらをしっかり組み合わせ、町としても対策を練っていききたいというふうに考えてございます。

以上です。

○委員長（村上和子君） 6番金子委員。

○6番（金子益三君） 隊員が官舎に入居されない理由は多々あると思うのですけれども、関東のほうの官舎等々に比べると、非常に経年劣化も進んでおりまして、町で建てるということではないのですが、そういった住環境の改善等々もぜひ促していきながら、少しでも有事の際にすぐ行ける範囲の中に隊員がいていただきながら、さらに財源確保に努めていただきたいと思います。その辺の後押し的なところはどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

○委員長（村上和子君） 副町長、答弁。

○副町長（田中利幸君） 6番金子委員の御質問にお答えをさせていただきます。

おとしですが、いわゆる国の政府機関の職員の宿舎の問題がございまして、自衛官の官舎についても同様に議論がされまして、最終的に安過ぎるのではないかみたいな議論があつて、宿舎は約2倍程度に上がるような仕組みになりつつ議論がありました。その中で、先ほど委員おっしゃったように、自衛官は、緊急時に瞬時に駆けつけてくることが必要な職種ですから、宿舎が2倍になれば、そこに住まない、そういう状況が生まれてくるので、これについては、町もしっかり国に現状を訴えながら進んできた経過にあります。

最終的に、自衛官だけは特別な扱いとして、2キロ周辺の一定の地位がある部隊長という条件つきでございまして、宿舎については無料というような対策がとられたところでもあります。今言いましたよう

に、町もそういう安全対策をしっかりすることとあわせ、部隊の現状維持、さらには拡大、そして官舎のしっかりした位置づけを国に対してもしっかりこれからも訴えていく所存であります。

以上です。

○委員長（村上和子君） よろしいですか。

11番米沢委員。

○11番（米沢義英君） 関連でお伺いいたします。

自衛隊官舎が固定資産税等が入らないと、大体1棟どのぐらいの計算になるのか、総額、そんな大きな額ではないと思うのですが、お伺いいたします。

○委員長（村上和子君） 町民生活課長、答弁。

○町民生活課長（鈴木真弓君） 11番米沢委員の官舎の1棟当たりの固定資産税についての御質問ですが、現在持ち合わせている資料では、全体で6億円の評価に対して1.4%ということでの算出根拠となっております。築年数によっても評価が異なりますので、総括としての御質問ということでお答えさせていただきます。

以上です。

○委員長（村上和子君） 11番米沢委員。

○11番（米沢義英君） 24ページの固定資産等市町村助成金という形で交付金が来ております。

それで1.4%の評価がされないということで前から問題になっておりますが、恐らく町ではどのぐらいの資産評価なのかということを押さえられていないのかなというふうに思いますが、そこら辺、実態として、本来この金額であるべきものが1.4%だったら、6億円でも7億円でもいいですけども、本来来るのだけれども、本来の固定資産の評価率に達していないという独自の国の政策ですから、そういう状況というのは、対比できますか。

○委員長（村上和子君） 副町長、答弁。

○副町長（田中利幸君） 11番米沢委員の御質問にお答えをさせていただきます。

防衛施設の種類によりまして、官舎部分はある程度一般の民間の住宅であつたり、ビルであつたり、そういう評価は一定程度可能かもしれませんが、実はそれ以外に、例えば基本射撃場ですとか、厩舎であつたり、特殊な防衛施設がございまして。それらをどのように評価するかという手法、問題も、実は償却資産も含め、そういう難しさがあるかと思えます。私どもが適正に評価した場合にはこれぐらいで、今入ってきているのはこれぐらいという試算は実はしておりませんが、私どもが一番問題だなというふうに思っておりますのは、防衛省の予算に応じて、予算の範囲内でこの交付金を交付しますというふうになっておりますから、防衛予算によって、そ

これらの多寡が決まってくるという仕組みがまずおかしいのではないかとということが1点、それと台帳価格、いわゆる台帳価格を私どもは知り得る方法がございません。普通は、これらの財産はこれこれこれだけの価値がありますというのが公表されて、さらにそれに1.4を掛けたらこうだったということがわかるわけですが、これらについてもなかなか国防のこともございますから、それらも含めて、そのような現状があることから、先ほど御答弁申し上げましたように、しっかりした固定資産評価をしながら、財源確保をしてくださいという要望を長くしている状況であります。

以上です。

○委員長（村上和子君） 11番米沢委員。

○11番（米沢義英君） そうしますと、台帳価格と、例えば敷地内に建物が建ったと仮に、それが果たして正確に交付金という形で算定されているのかどうかもわからない、あくまでも防衛省が提出したものによってしか、私たちはその価格というか、判断できないという形になります。そうすると、本来の建物が施設内に建っていたとしても、一般的でありましたら、誰々さんの家の横に何か新しい建物、小屋建ちましたよとか、大体反映するのですけれども、中ですから、恐らく秘密の部分のところもたくさんあると思いますが、そういう部分は果たしてカウントされるかどうかともわからない。一般道義的な問題でいえば、普通そういうものもきちっと評価されているのだろうというふうなことしかわからないということですか。

○委員長（村上和子君） 副町長、答弁。

○副町長（田中利幸君） 11番米沢委員の御質問に再度お答えをさせていただきます。

むしろ国がやることでですから、内緒でつくったものを固定資産評価をしないなんていう仕組みはありません。これは断言をさせていただきますし、また施設の種類の、こういうものがこれだけありますよというのは、一定程度情報公開はされます。ただ、例えば弾薬庫が1棟できましたと。本来でいきますと、民間の施設ができましたら、評価をするのは、私どもが中に入ってこういう評価をしますが、弾薬庫の中に私どもが踏み込んで、厚さはこれぐらいで、こんな施設ですという評価をすることができません。そのようなことから、かなり性格上不明な点が多いと。ただ、米沢委員おっしゃるように、1棟できたのに、何か施設ができたのに、それをひた隠して、予算を出さないようにするなんてことはありませんので、それだけは御理解いただきたいと思えます。

○委員長（村上和子君） ほかにございませんか。

4番長谷川委員。

○4番（長谷川德行君） 関連なのですけれども、今、官舎の固定資産税という話でしたけれども、国では毎年評価をすると。町では多分固定資産税は3年に1回の評価だと。この整合性はとれていないと思うのですけれども、この辺は法的な根拠とか何かあるのですか。

○委員長（村上和子君） 副町長、答弁。

○副町長（田中利幸君） 4番長谷川委員の御質問にお答えをさせていただきます。

ちょっと年数は定かではございません。4年ほど前だったと記憶しております。国有提供施設交付金等の算定については、国は決めたら5年間は同額で交付されるというふうになっておりましたが、4年ほど前に、防衛省に対する会計検査が行われたときに、土地が下落していることの現状も含め、国の財源対策も含め、5年間同額で固定資産相当額を試算するというのは、国費の無駄ではないかという指摘が会計検査院からありました。それから、毎年評価をすべきだというような指摘の中で、毎年評価をすることになりました。

それは、法律上云々かんぬんではなくて、いわゆる国有提供施設の交付金の法律はありますけれども、それらの試算については、それらの試算のルールが中で決まっておりますので、違法ではないといえれば違法ではありません。したがって、土地の下落に対して、特に土地の評価が毎年落ちてくることに合わせて、本当に500万円とか、600万円とか、毎年落ちてきている状況がこの4年ほど続いているところであります。これらが違法ではないということも我々も確認をさせていただきますが、先ほどの答弁と一緒にさせていただきますが、こういうことも含め、国に対して北海道の上富の基地協をあわせ、要望活動を進めているところであります。

以上です。

○委員長（村上和子君） 4番長谷川委員。

○4番（長谷川德行君） わかりました。国は法的にやっていると。ちょっと僕、法律わからないのですけれども、町の3年というのはどういう、法律か何かのあれで動いているのですか。

○委員長（村上和子君） 収納対策担当主幹、答弁。

○収納対策担当主幹（齊藤 繁君） 4番長谷川委員の御質問にお答えいたします。

町は、地方税法に基づいて3年に1回評価がえを行っております。

○委員長（村上和子君） 4番長谷川委員。

○4番（長谷川德行君） そうしたら、国民とか、町民とか、道民というのは、損をしますよね。今こ

れだけ土地や何かが下落している。片方は国で、毎年土地が下落したりあれするから見直すと。これはちょっと整合性とれていないのではないですかね。ここで言ってもどうもならないでしょうけれども、私はそう思うのですけれども。その辺、町としてはどう捉えて、国に言っていくべきだと思うのですけれども。

○委員長（村上和子君） 副町長、答弁。

○副町長（田中利幸君） 4番長谷川委員の御質問に私のほうからお答えをさせていただきます。

損をしているか、得をしているかという議論ではございませんが、この十数年は土地の価格がバブル以降下がっている現状にあります。逆に言うと、上がっていくことも想定をします。毎年毎年この評価額を、国もそうですが、町もそうですが、毎年評価をするという労力も含め、そういうことが大変だということで、一定程度3年間は一定の金額に固定しましょうというのが地方税法の考え方であります。上がったか、下がったか、損をしたか、しなかったかという議論ではないということで御理解をいただきたいと思います。

このルールを、評価額を変えるに当たっては、固定資産評価をしっかり専門家も含め、議論をして評価額を決める、そういう手続が必要になっておりますので、現実に毎年毎年というのは、現実的に物理的に難しいのではないかとこのように捉えております。

以上です。

○委員長（村上和子君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

11番米沢委員。

○11番（米沢義英君） 28ページの教育費の負担金で、スポーツ振興センター個人負担金（小学校）、（中学校）という形になっておりますが、これはどういう内容のものなのか、まずお伺いしたいと思います。

○委員長（村上和子君） 教育振興課長、答弁。

○教育振興課長（野崎孝信君） 11番米沢委員のただいまのスポーツ振興センターの個人負担金の関係であります。これについては、基本的に学校の中で起きた事故、また通学途中含めて、こういったことの災害もしくはけがをしたときの治療費等の分を補填するための掛金の負担金でございます。

○委員長（村上和子君） 11番米沢委員。

○11番（米沢義英君） そうしますと、これは個人負担ですから、当然児童保護者の負担という形になっているのかなというふうに思います。

前にも議論あったと思いますが、学校内等、あるいは最低でも起きた事故等については、公の施設で

起きたわけですから、一般的に通学でも通勤でも、会社も公務災害か何かになりますよね。そうすると、個人負担というのは一般的には発生しないのではないかと。だけれども学校側でいえば、これは個人負担の範囲に入っているということになると、私、せめてこの分ぐらい、1人にしたらわずかな金額だと思うのですが、教育費の負担軽減の問題も含めて、最近いろいろな負担がふえてきているという状況の中であれば、行政がこういったものは政策的に補填して、きっちりとした対策をとるべきだというふうに思いますが、この考えはなかったのか。1人当たりどのぐらいの小学校と中学校では負担になっているのか、実態についてお伺いいたします。

○委員長（村上和子君） 教育振興課長、答弁。

○教育振興課長（野崎孝信君） 11番米沢委員のただいまの負担の関係でございますが、確かに一般的には公共施設の損害といえば、瑕疵の部分含めてそれぞれ負担については、責任がある場合は町が払っている部分であります。学校においては、それぞれ個人のけが等いろいろなさまざまな形態がありますが、基本的に、これはスポーツ振興センター法律に基づいた中で一定割合負担をしなければならない義務的な部分でなっております。

今、米沢委員おっしゃった負担軽減の部分であります。これについては、要保護、準要保護については、この負担はいただいております。そういったことの軽減措置が得られているということから、結果的に負担金については、お一人552円いただいております。

以上でございます。

○委員長（村上和子君） 11番米沢委員。

○11番（米沢義英君） 私が言いたいのは、要保護、準要保護の問題以前の問題で、やっぱり公のものとして負担すべきではないかというふうに思います。確かに、その法律がおかしいのだと思います。私にとっては。皆さん、そういうふう感じられないですか。国の法律だから、これは仕方ないのだという形になっているのかもしれないけれども、おかしいと思うのだったら直す必要を私は思いますが、そこら辺はそういう考えはないということですね。それと、きっちり負担すべきだと思います。

○委員長（村上和子君） 教育振興課長、答弁。

○教育振興課長（野崎孝信君） いろいろ御意見あるところですが、町のほうとしては、この法律の中で負担をしていく考えでございます。

○委員長（村上和子君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

6番金子委員。

○6番（金子益三君） ちょっと細かいことで申し

わけないのですが、30ページの13款の商工使用料のセントラルプラザ使用料が、今年度10万円ほど増加しているのですが、この大きな要因というのは何でしょうか。

○委員長（村上和子君） 総務課長、答弁。

○総務課長（石田昭彦君） セントラルプラザの使用料がふえているのは、平成24年だったと思いますけれども、観光協会が一般財団法人化したときに、観光協会が利用されている使用部分について一定程度の御負担をいただく中で、その部分を3年間で当たり前の料金をもらうような形で、1年目のときに3分の1、2年目3分の2、26年度が3分の2の年で、27年度が全額いただくような、町と観光協会双方でお話し合いを決めさせていただいたので、ちょうどその部分が毎年少しずつ上がっていると、そういう状況になっています。

○委員長（村上和子君） 6番金子委員。

○6番（金子益三君） そうすると、特段、その会館をほかの任意の団体に貸した使用料が増減しているということではなくて、あくまでもあそこに入居の協会部分が純増ということで判断してよろしいですか。

○委員長（村上和子君） 総務課長、答弁。

○総務課長（石田昭彦君） 通常の利用料については、多少それぞれ利用の多かったとき少なかったときありますので、そういう増減はあると思いますけれども、今、委員おっしゃったように、総体的にこの2年間でくっくっ上がっていつているのは、観光協会の使用料の部分であります。

○委員長（村上和子君） よろしいですか。

11番米沢委員。

○11番（米沢義英君） 30ページのところで、土木使用料の町営住宅、住宅使用料の点についてお伺いいたします。

この点についても、担当者の方が努力されておまして、収納も、あるいは連帯保証等についてもいろいろと努力されて、収納の努力もされているという形になっております。25年度12件未収済額という形で、25年度12件と、26年度は11件という形になっておりますが、これは、恐らくほぼ同じような方がなっている状況にあるのではないかなというふうに思いますが、この点まず確認しておきたいと思っております。

○委員長（村上和子君） 町民生活課長、答弁。

○町民生活課長（鈴木真弓君） 11番米沢委員の町営住宅の未収納の関係についての御質問にお答えいたします。

成果報告の78ページにも掲載させていただいていますが、住宅使用料につきましては、25年度以

前に10件、26年度に2件、実人員11件ということで261万6,030円ということで掲載させていただいております。

委員おっしゃるとおり、11名の方でございまして、その11名のうち10名の方は25年度以前から発生しているということで、現在も本人等と面談をし、住宅使用料については、今現在未納の分についても、確実に今ある生活の中の一部から納金していただくような形で日々努めているところでございます。

以上です。

○委員長（村上和子君） 11番米沢委員。

○11番（米沢義英君） 努力されているというふうに思います。

それとあわせてお伺いしたいのは、例えば他の自治体では、いわゆる前年度に対しての賦課されてくる住宅使用料になりますが、国保税でもそうなのですが、その年によって仕事は何らかの形で、病気、あるいは収入が途絶えたという形になった場合に、町では災害等、あるいはその他町長が判断すれば、減免の対象になるという文句が書かれているかというふうに思いますが、この点について、過去にこういった適応、恐らく自然災害等の適応、あるいは町長の判断でそういった減免等の対象になった、こういう事例があるかどうか、ちょっとお伺いいたします。

○委員長（村上和子君） 生活環境班主幹、答弁。

○生活環境班主幹（狩野寿志君） 11番米沢委員の御質問にお答えします。

私の記憶で、過去5年の中では、そういう災害とか、病気等の減免等の措置をしたことは、記憶にございません。

○委員長（村上和子君） 11番米沢委員。

○11番（米沢義英君） 今、上富良野の条例の中にも、恐らくもうちょっと改善する必要がある点だというふうに思いますが、前年度対比、あるいは急に仕事がなくなったという場合の救済措置になるかどうかわかりませんが、そういった人たちに対する対応として、前年度の所得に対して、250万円であれ、350万円であれ、3割減収になりましたということになった場合に、そういった条例を設けて、きっちりとした減免の救済措置というか、対象を設けるべきではないかなというふうに思います。

そういうことをやることによって、申請する側については、恐らくこういう制度というものもあるのだろうと思います。恐らく町のほうで、言えば、そういう話に応じて、救済もできるという、恐らく現行の条文の中でも対応できるかというふうに思います

が、ただ、その判断を誰が最終的に決定して、どういう判断を下すのかということになれば、あくまでも前年度所得に対してですから、いただきますよということになれば、それはそれまでになってしまうというふうに思うのですが、そういう少なくとも一定、明確な条文がはっきりあれば、そういう適応を受けて、仕事がなくなった、病気で収入が低く抑えられただとか、なくなっただとか、救済できる部分があると思うのですが、そういう今後の方向としてなのですが、お考えをお持ちなのかどうか、お伺いしておきたいと思います。

○委員長（村上和子君） 副町長、答弁。

○副町長（田中利幸君） 11番米沢委員の御質問に、さまざま、それらに対する影響受ける課がまたがってきますので、私のほうから一括してお答えをさせていただきますと思います。

今、委員御発言にありますように、住宅使用料もしかり、保育料もしかり、一般の税も全て、前年度の収入に応じて、それらの負担が決定されることは御発言のとおりでございます。一方、現実、今年度失業したとか、大きな病気があったとか、災害があった、そのようなことで所得が下がってしまうという現実が可能性としてございます。委員御発言にあったように、税のほうも、保育料やなんかも含めて、あと住宅使用料についても、条例でそれらのルールが、そういうことが起きたときには一定の減額ができるようなルールになってございます。

私どもは、まず今、住宅使用料のことで例を挙げておりますが、住宅使用料がそういう不幸な災害等があった場合の減額ルールは、一方、税にもかかわってきますので、基本は税のルールに合わせて、例えば所得が半分になったというケースを想定すると、減額率はこういうふうにしますというルールを私ども持ってございます。結果、そういうことの所得が減った、激減したというのは、税が中心になって法律上財産を調査する権限を持っておりまして、税でそういう情報を得て、どの程度減額すべきかというルールを私ども同時に持っておりますから、それらを適応して、例えば住宅使用料は半減しますよとか、3分の1にしますよというルールをさらに反映していくというようなルールにしてございます。

以上であります。

○委員長（村上和子君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

3番佐川委員。

○3番（佐川典子君） 47ページに、ラベンダーの里かみふらのふるさと応援基金の利子というふうになっていますけれども、他町村では、ふるさと納

税によって、自主財源確保のために活動を高めています。それで、歳入で何千万円から何億円というふうに納税をさせていただいているような情報がたくさん、今日本国中で行われていますけれども、それに対して、上富良野町でふるさと納税の自主財源をふやす、そういった試みについてどういうふうな考えでいるのか、もう一度確認させていただきたいと思えます。

○委員長（村上和子君） 総務課長、答弁。

○総務課長（石田昭彦君） 3番佐川委員のふるさと納税に関する町の考え方等の御質問にお答えをさせていただきます。

これまで、町長のほうから町のふるさと納税に対する基本的な考え方については述べさせていただいているところかというふうに思えます。当然、税という考え方をしたときに、税をいただいて、それに対する謝礼をお支払いするような、そういうことで納税を促すようなということはいかなるものかということ、基本的な考え方にあります。

ただ一方では、ふるさと納税が地方創生の大きな目玉事業でも国で言われておりますように、納税額の限度額も倍になったりだとか、そのようなことで、国においてはふるさと納税を制度として積極的にもっと運用するような仕組みも整えられています。また一方、先ほど言いましたように、納税をいただいたそのお礼にお礼の品をお返しするような、そういう仕組みも多く自治体で実施をされておまして、そのようなことを目的としてたくさんそういうような御寄附といいますか、納税を納めるような国民もたくさんいらっしゃるのも事実でありますけれども、基本的に税に対する謝礼という考え方は町は持っておりませんけれども、町においてもこういう仕組みをしっかりと活用することで地域振興に果たせるようなことが必要なのだとすれば、そういうことも検討材料にすべきだねということは町においてもそのような考え方は持ち合わせておりますので、そのようなことから、今年度策定しましたプラン27においても、ふるさと納税についてどのような形が本町にとってベストな仕組みなのかということは検討材料にさせていただいておりますので、引き続き検討してまいりたいというふうに考えております。

○委員長（村上和子君） よろしいですか。

11番米沢委員。

○11番（米沢義英君） 関連。お伺いしたいのは、各地でいろいろな取り組みがされております。上富良野町は、原則的な方向で納税に感謝して、地域振興に使うという形になっているかというふうに思えます。ただ、今の多くの感情気分として、実利



があるというものが好まれるというふうな部分も出てきております。あとは行政の判断で、このどちらを選ぶのかというところで、恐らく分かれてきているのだらうというふうに思います。

町長は、今後十分検討するだとか、ちょっと曖昧な言葉で、明確な表現はされていないのですけれども、この点についてはもう一度確認いたしますが、お礼として、何かを返すという形の方向で検討しているのかどうなのか、この点、お伺いいたします。

○委員長（村上和子君） 副町長、答弁。

○副町長（田中利幸君） 11番米沢委員のふるさと納税にかかわる御質問に私のほうからもお答えをさせていただきますと思います。

賛否両論、けんけんがくがく、これまでも新聞紙上でもございます。今、課長から申しあげましたように、納税という形で、報償品の多寡に応じて、それらを競争するのはいかがなものかというようなことも。また一方、たしか19年からこの制度がスタートしたかと思いますが、そのときには、都市の税収を地方に、そういうルールがこのふるさと納税の仕組みであったはずなのに、今はどうかといいますと、地方対地方で引っ張り合っているという現状が一方であります。また一方で、それらを活用して報償品を出しても、土幌町のように10億円近い実績を上げているところもございます。本当にどれが正解なのか。勝てばいい、一方で負けている地方もあるということを含め、そういうルールの矛盾も考えながら、ただ黙っているのではまた一歩も進まないという現状がでございます。

委員が御発言あったかと思いますが、町長はどうするのよというような御質問かと思いますが、町においては、少なくとも上富良野町が負けることも想定としてあり得ますが、勝てる方法をどうやってしたらいいのかということ、一方で、町民は納税という形でしっかり納期限内にしている、その利益は報償品は入ってきませんが、そういうことも含め、しっかり乗り越えられるのだということ、町民とともに、もちろん議会とともにしっかり議論した上で、1万円をふるさと納税されたら3,000円相当を返したらいいということがしっかりみんなで議論が整わない限りは、不公平感も一方ではあるわけですし、納税をしていない人には全く何の利益もないという現状も含め、しっかり町民を巻き込んで、さらには経済団体、商工会や農協を含め、そういうところとしっかり議論をし、意思が共有化されるということがまず前提だということが町長の姿勢だということをまず御理解いただきたいというふうに思っております。

以上です。

○委員長（村上和子君） 11番米沢委員。

○11番（米沢義英君） 不公平感があるということと言われるのですが、納税される方は不公平感はないし、また町に住んでいる方たちにとってもそういう方がしっかりと上富良野に納税していただいているということで、それはそれとして恐らく理解されているのだらうというふうに思います。

だから、私が言いたいのは、行政がどちらをとるのかということ、をきっちりと方向性を示すべきなのだけれども、いつまでたってもその方向性は示さない。副町長がおっしゃるような、あれだこれだ、あれだあっち行って、こっち行って、迷答をしているというような形にしか私は聞こえないのですけれども、ほかの町村でいえば、子育て基金に充当するだとか、目的を明確にしてやっている自治体もたくさんあります。これはアイデアの問題なのです。それをいかに町民の町の活性化に結びつけていくかという、そういうものが合わさったときに、町民もふるさと納税を活用して、これがお金として生きているのだと目に見えてわかってくれば、それは住民にとっても不公平感はなく理解できる方向に行くのだというふうに思います。

ただ、上富良野町の場合は、まだそこまで明示されていません。本来の税の趣旨に添うということだけで、それでは何をやるのかということ、多くの人たちが望んでいるし、私もそういった点では必要だというふうに思いますので、こら辺をきっちり行政として打ち出すべき必要があるというふうに思います。

この資料の中でも1,100万円ぐらいですか、の納付がされているという形で来ておりますし、いろいろと財源も乏しい中でもこれだけのお金が自治体に入ってくるということは、大変ありがたいことだというふうに思います。そこをもう一度確認しておきたいというふうに思います。

納付された方には、何か決算でも、文書でも報告されていますか。それとあわせてお伺いします。

○委員長（村上和子君） 総務課長、答弁。

○総務課長（石田昭彦君） 11番米沢委員の御質問にお答えをさせていただきます。

復唱になるような部分はなるべく避けたいというふうに思いますけれども、これまでも町長の答弁の中では、ふるさと納税に対して御寄附をいただきました、それに対してお返しで何かお品を返すというそういう考え方については、基本的にはないということはお答えをしているところだというふうに思います。今現在、いろいろと新聞紙上の中でも報道されておりますように、地方間同士で寄附の奪い合いのように、納税する側も、あそこに納税したらお肉

がもらえる、よかったね。次は、ではお魚食べたいから、ではあそこに納税しましょうと、こういうようなところに巻き込まれていくような、そういうことについては本来ではないのではないかというのが町の基本的な考えであります。

ただ一方、そういうような仕組みを活用して、地域振興を果たす仕組みを考えることも私たちの知恵でありますので、そういうふうに加えて単に寄附をいただいた、その何割か程度のもを地域の特産品を商品としてお返ししましょうということが果たしてそれが地域振興にしっかりとつながるような施策になるのか、あるいは、例えば東川町のように、納税いただいた多くの全国の方々を地域の株主と題して株主総会を東川町で開きます、全国からお呼びしますと。そのときに、いろいろと地域のことを再度知ってもらったりだとか、そういういろいろなやり方があるのも確かだと思いますので、どういうことがこの制度を活用することで上富良野町にとってしっかりした地域振興につながるのか、そういうことは先ほど副町長からも答弁させていただきましたように、地域全体でいろいろと議論する機会を持つていくことが必要なのかなというふうに理解をしています。

それぞれの御寄附者に対しては、礼状をもってどのような、御寄附をいただくときに寄附の用途等についても基本的にお伺いしておりますので、その用途に沿った形で、例えば子育てに使うほしいというようなことであれば、そちらのほうの対応するための児童生徒の基金に積みさせていただいたりだとか、そのようなことについては、それぞれの御寄附者に対して御返事をさせていただいておりますが、全体を通して、例えば決算時期に合わせて全員にとかいうことではなくて、お一方お一方、その時期その時期に応じて対応させていただいているところでもあります。

もう1点、答弁漏れておりましたけれども、町においては、今現在ふるさと納税についても、基本的に町はこういうことで全国から御寄附をいただいた方々の上富良野町に思いがあって寄附をいただいた方については、こういう施策にぜひ使わせてほしいという項目を設けております。それ以外の方で上富良野町を応援したいということであれば、その他という分類も設けておりますけれども、そのようなことで、私たちは一定程度、町が今、力を入れたいと思っている施策を表示しながら対応しておりますけれども、PR不足は当然あると思いますので、そういうことについては引き続き努力をしてみたいというふうに思っております。

○委員長（村上和子君） 11番米沢委員。

○11番（米沢義英君） 何でもそうですけれども、その流れがあります。その流れで、どういう政策を打ち出すかというのが非常に今重要になってきて、人の気分の感情もずっと変わります。担当者の総務課長がおっしゃるように、本来のこの税のあり方というのは、おかしいのだと私は思うのですけれども、本来、国が地方自治体の財源不足は交付税によってきちっと交付しなければならぬ。これは私も原則だというふうに思います。だけれども、こういう制度があれば、いろいろ地の利を生かして、それも一つの方法です。地方創生がいいか、悪いか別としても、やっぱりそういうところを、町長、町の活性化、あるいは活力として、どういうことをするのかということをはっきり早くに明示する必要があるのだらうと。だめならだめだとか、こういう方向に進みますよだとか、今確かに寄附金というのはそれぞれの目的に応じて、図書購入だとかという形で、いろいろ使ってくださいと来ています。そういうことを私は含めて訴えておきたいと思います。もう一度確認しておきたいと思います。

○委員長（村上和子君） 副町長、答弁。

○副町長（田中利幸君） 11番米沢委員の御質問にお答えをさせていただきます。

制度と内容については熟知をされておられますので、それ以上申し上げませんが、まず人口減少のこと、地方創生のこと、これら対策の一つとして、これらは有効かどうかというのはしっかり私も研究課題だというふうに位置づけております。

ただ一方、財源をどういうふうに活用するか、あるいは上富良野町の経済をどのように好循環に回していけるか。ふるさと納税だけがカンフル剤ではありませんので、特効薬ではありませんので、これらもしっかり議論した上で、ふるさと納税には対応をしてみたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（村上和子君） よろしいですか。

3番佐川委員。

○3番（佐川典子君） 関連なのですけれども、4年前に一般質問しているのですよね。その間に、日本国中でふるさと納税に対する関心が高まっています。うちの自治体が歩みをとめた状態で、寄附行為に当たるからそれでいいのだと、そういう問題ではないと思うのですよね。日本の国民がみんなこれに関心を持っている人がふえている中で、うちの町だけがそれに入り切れないということは、逆に、町民がほかの町にふるさと納税をするという人がふえてきて、関心を持っている人がいるのですよね。そういったことも考えながら、スピーディーに物を考えて、その時代の波に乗っていかないと、地方創生と

いうのは、みずから自分から生み出すという言葉ですよね。そういうことを考えると、自分の町で何もしていない、寄附を待っているだけの自治体でいいのかということをも根本的に考え直していかなかったら、自分たちの町を守るために、プラスアルファのせつかく国が施策をしてくれたのだから、それを利用しないという手はないというふうに私は思っているのですよね。スピーディーに考えていただければいいなというふうに思っていますので、資料は本当に何回も同じふうなことを何年も前から言っていますけれども、それも含めたプラスアルファで実財源をふやすということをぜひもう一回検討していただければというふうに思っているのですけれども、どうですか。

○委員長（村上和子君） 副町長、答弁。

○副町長（田中利幸君） 3番佐川委員の御質問にお答えをさせていただきますが、答弁重複するかと思います。制度の矛盾点、一方、その勝ち組が多くできている点、これらをしっかり検証するというのは今私どもの姿勢であることは、先ほど米沢委員の御質問にお答えをさせていただいたところであります。

この制度は、国の税収の総額を承知しておりませんが、少なくとも、ふるさと納税から全体のパイのことを言っておりますが、大きくふえていくものではありません。何か努力をすることで、国のふるさと納税は所得税と個人住民税の総額に対する1割相当が総額であります。ことしから2割になりましたけれども。したがって、何度も言いますが、努力をすることでその総額がふえていくことではありません。少なくとも経済行為によって税収が高まることでそのパイがふえていくというものであります。したがって、先ほども言いましたように、一定のパイを全国で贈答品を含め引っ張り合っているもの、そういうことの制度の矛盾を考えると、例を挙げますけれども、1万円をふるさと納税してくれたらメロンを1玉提供することでよかったというふうに思うのかどうかというのは、私どもははっきり言わせて、これまではそういう制度の矛盾を考えると、メロン1個提供していいのだろうか。果たして1万円を納税してくれた方は、上富良野を応援、ぜひ頑張ってくれというような思いで提供されたものなのかどうかというのをずっと自問自答してきたところであります。

また一方、佐川委員がおっしゃるように、そんなことはいいではないかと、1万円もらえばいいのではないかとというような議論も一方であるのは理解をさせていただきます。少なくともそういうことを含め、先進事例もたくさん出てきておりますし、そういう

ことも含め、私どもが今検討課題だということで体制を整えているところであります。

以上であります。

○委員長（村上和子君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（村上和子君） なければ、これで歳入の質疑を終了します。

ここで説明員が交代しますので、少々お待ちください。

（説明員交代）

○委員長（村上和子君） 次に、歳出の質疑を行います。

歳出につきましては、先ほど申し上げました款ごとに質疑を行います。

最初に、1款議会費の62ページから2款総務費の99ページまで一括して質疑を行います。

11番米沢委員。

○11番（米沢義英君） 総務管理費で、64ページの臨時職員等の処遇改善等についてお伺いいたします。

現在、臨時職員等は、上富良野町において正職員と比べてどのぐらいの比率で雇用されているのか。まず、お伺いいたします。

○委員長（村上和子君） 総務班主幹、答弁。

○総務班主幹（床鍋のぞみ君） 11番米沢委員の御質問にお答えいたします。

臨時職員、非常勤嘱託職員の人数につきましては、直近10月1日現在で見ますと、臨時職員はフルタイム17名、パート69名の合計85名、非常勤嘱託職員は26名ですので、合計111名です。

以上です。

○委員長（村上和子君） 11番米沢委員。

○11番（米沢義英君） 今、担当の主幹の方がおっしゃられましたように、非常に臨時等にかかわる、あるいは嘱託職員等にかかわるウエートが非常に高くなってきております。そこで伺いたいと思いますが、正職員等々、嘱託あるいは臨時職員等も含めて、いわゆる有休等の処遇等というのはどのように違いますか。一般職の場合でしたら、有休、介護休暇だとか、いろいろあるかというふうに思いますが、その違いについて伺いいたします。

○委員長（村上和子君） 総務班主幹、答弁。

○総務班主幹（床鍋のぞみ君） 11番米沢委員の臨時職員の休暇についてのお話ですが、非常勤嘱託職員につきましては、正職員とほぼ同じように特別休暇もありますし、あと病休もありますし、有給休暇も同様でございます。臨時職員につきましては、有給休暇はございます。有給休暇につきまし

ては、繰り越しもございます。あと、特別休暇の一部も付与しております。忌引休暇もございます。ただ、病気休暇というものにつきましてはありません。

以上です。

○委員長（村上和子君） 11番米沢委員。

○11番（米沢義英君） 今、担当の方がおっしゃれたように、非常に重要な仕事になっていながら、ただ、臨時職員、あるいは嘱託職員という形の、嘱託職員の方は比較的優遇はされておりますが、臨時、あるいは長期の有期雇用、1週間休んでまた再雇用という形の雇用形態が、上富良野町全般で見ましたら、病院やラベンダーハウスも含めたらとあります。一般的には有休ということであれば、正規の職員であれば、公民権行使や裁判員証人等、あるいは災害等による出勤困難だとか、親族の死亡、無給の休暇については産前産後、保育時間、子どもの介護、短期の介護や生理休暇等骨髄移植まで該当になっているという、これが本来の、私、あり方だというふうに思います。

また、労働基準法においては、等しくこういうものは適応されるべきだというふうには条文ではなっております。しかし、今、国家公務員法は、あるいは地方公務員法においては、就業規則等にのっとり、あるいは国の指導にもものっとり、今のいわゆる臨時職員、あるいは有期雇用の方等については、病休はありませんね。忌引休暇はようやく2年か3年前ぐらいからあったというような状況になっているかというふうに思います。

それで、こういう問題について、平成26年7月4日の総務省の自治行政局公務員部長という形で、知事宛各指定市町村、あるいは人事院長も含めて、いわゆる臨時非常勤職員、任期つき職員等のあり方について、十分改善する必要があるというような通達が出されているかというふうに思いますが、この文書の中にもいろいろ課題はありますが、しかし改善しなさいというような書き込みがあるかと思いますが、これは御存じでしょうか。

○委員長（村上和子君） 総務班主幹、答弁。

○総務班主幹（床鍋のぞみ君） 11番米沢委員の御質問にお答えいたします。

昨年度そのような通知が来ているのは知っております。

○委員長（村上和子君） 11番米沢委員。

○11番（米沢義英君） そうしますと、それに基づけば、臨時職員、有期雇用等の方においても、等しくそういうものを適応しなさいというようなはっきり、また国も国なのですけれども、うまいいろいろと逃げるような、こういう言い方は失礼なの

ですけれども、表現はいろいろありますが、一定程度改善しなさいという文書だったかというふうに思います。

そうしますと、有期雇用に至っては、1週間休んで、それぞれの介護現場とか、いろいろな現場で仕事をされて、また必要で新たに、この文書でいけば新たに採用されるということに、ここから始まるのですけれども、ただ継続性あるということを考えれば、こういう人たちに対しても、国が通達した部分について十分考慮する就業規則等の見直し、休暇等の見直しというのは必要だというふうに私は思うのですが、この点はどのようにお考えでしょうか。

○委員長（村上和子君） 総務課長、答弁。

○総務課長（石田昭彦君） 11番米沢委員の正職員、それから非正規の職員等の、特に休暇等にかかわります処遇等ではありますが、26年総務省から通知をいただいた内容も、私、当時担当しておりませんでしたので、通知の内容を詳しくは承知はしておりませんが、多分国全体において、いろいろな形の雇用形態があるのは今現在としては確かなことというふうに思いますので、そういう中でさまざまな雇用形態の人たちがいらっしゃいますので、そういう人たちにとっても、いろいろな処遇のあり方をしっかりと検討することが求められているようなことなのかなというふうに考えております。

町におきましては、臨時職員においても数年前、2年前か3年前だったと思いますけれども、特別休暇につきましても一定程度、忌引、それから災害、それから裁判員等のそういうような通知があった場合のそういう項目に限りではありますけれども、臨時職員についても特別休暇の制度を設けたりというような形で、それぞれ改善してきたところであります。

当然、一緒に机を並べて仕事をしている仲間でありますので、いろいろな形の中でさらに必要なものだとかというものは、これからも議論をしていかなければならない、検討していかなければならない課題だというふうに思いますけれども、基本的に臨時職員の制度自体は、今、委員もおっしゃったように、6カ月間の雇用が、短期間の雇用というのがまず原則でありますので、その後また現実には引き続き同じ方が来られているという現実もたくさん多く見られますけれども、1回は雇用を切って、また新たな方がそこで採用されているというのがルール上になってございますので、そのようなことから正職員と同様のいろいろな処遇の整備ということとはなかなか難しい課題というふうに思いますけれども、必要に応じて、どのようなことが求められる課題になるのかということも含めて検討を進めてまいりたい

と思っています。

○委員長（村上和子君） 11番米沢委員。

○11番（米沢義英君） この中には、いろいろと断片的なことを言いますが、労働安全衛生法、男女雇用均等法の労働関係法において、適応除外を定められていない臨時非常勤の職員等においても育休だとか、生理休暇等、あるいは介護休暇等においても、こういうものが一定程度認められるべきではないかというふうに書かれております。

そうしますと、有期雇用の方にとっては当然そういったものも就業規則等に認めるかどうかということもあると思いますけれども、こういう指示文書に照らして、それを設定できるかどうかというふうにあります。この点は1週間休んで、また介護現場やそういったところの方、あるいは6カ月雇用に至っても新たにまた再任用される方等については、こういった部分というのは、少なくともこの就業規則等などに明確にしたとしてもこういう適応は受けられるのかどうなのか、就業規則に明確にそれをうたわなくても、労働基準法に基づけば、きちっと雇用されている形態、国民健康保険、社会保険にかかっている、あるいは所定労働時間を勤務していれば、こういう人たちは該当になるというふうにも読めるのですが、この点はどうですか。

○委員長（村上和子君） 総務課長、答弁。

○総務課長（石田昭彦君） 11番米沢委員の質問にお答えします。

私も法律の詳しいところまではわかりませんが、基本的には労基法にあっては、公の職場において労基法の規定が適応除外になっている部分がたくさんありますので、それらの中で地公法に基づいて制度化されているものが主であろうというふうに理解しております。

ただ、現業の部分につきましては、労基法の適応を受けて行わなければならないというふうな決まりもございますので、それらの部分で必要なものは必要なものということで、それぞれの職場において当然役場の一般的な事務で臨時をされているような業種と、例えば今、委員おっしゃったように特別養護老人ホーム等で介護等の臨時をお願いしているような部分については、若干法律上の取り扱いが違う部分があると思いますので、それらを含めて検討の課題になるのかなというふうに思っております。

○委員長（村上和子君） 11番米沢委員。

○11番（米沢義英君） ぜひですね、こういう働いている方にしてみれば、少しでも環境のよいところで働きたいというのは共通した願いだというふうに思います。まして女性労働者の多いところについては、いろいろ諸事情があつてなかなか子育て、あ

るいは現役の方であればそういう方もいらっしゃるでしょう。やっぱり介護をする方もいらっしゃるでしょう。いろいろな条件が想定されるということであれば、環境を整えながらきちっと働いてもらうということを前提にして、きちっと今後の対応が必要だと思いますが、この点もう一度実態も調査させていただいて改善の方向、あるいは検討をしていただきたいというふうに考えておりますが、確認したいと思います。

○委員長（村上和子君） 総務課長、答弁。

○総務課長（石田昭彦君） 11番米沢委員の御質問にお答えいたしますが、町においても労働安全衛生委員会がございますので、そちらの中でそれぞれ職場のいろいろな働き方、それから、労働上の安全衛生等にかかわる項目等で、それぞれ御議論させていただきます。

今、米沢委員がいろいろと種々御質問の中でお示しをいただいた個々のもの、それぞれ全てがどのような形で対応できるのかということとは時間をかけて検討していく課題になると思いますけれども、今年度においては、労働安全衛生委員会の中では、特に臨時職員等も含めて課題として議論している内容としましては、私たち正職員については、冬になってインフルエンザにかかったときには、病休をとれるようなそういう仕組みで出勤をしないと、感染を広げないという対応をとってございますけれども、臨時職員についてはそういう、先ほど言いましたように病休の制度はございませんので、どうしても今現在では、本人のモラルに任せるということが現状の対応になっているかというふうに思います。ただ、職場としては感染を広げることは極めてよろしくないもので、当然熱があつて苦しいときは本人誰も休まれると思いますけれども、熱が下がってまだ保菌状態のときに出勤をされて、そういうことで感染が広がるということも労働安全衛生委員会の中でも課題の一つとなっておりますので、そういうようなものをどのように仕組み上整備ができるのかということで、それらについても今検討している内容でありますので、そういう安全衛生委員会を通じて、一つ一つ新たに生じた課題等について解決策を生み出してまいりたいなというふうに考えているところであります。

○委員長（村上和子君） 3番佐川委員。

○3番（佐川典子君） 65ページの同じ臨時職員のことについて伺いたいと思います。

予算では944万円というふうに共済費のほうも見ていましたし、賃金のほうも517万5,000円という予算計上だったと思います。これについて、どういうふうになったのか、ちょっと伺いたい

と思います。

○委員長（村上和子君） 総務班主幹、答弁。

○総務班主幹（床鍋のぞみ君） 3番佐川委員の臨時職員費の賃金の内訳について説明いたします。

臨時職員の臨時筆耕につきましては、こちらの賃金につきましては、総務課職員の分であります。予算を組むときには、例えば職員の中で病休が出た方ですとか、そういった理由で臨時的に必要なになった方の分も総務費で組んでおりますが、昨年はそのような利用がありませんでしたので、今回の決算につきましては、総務課職員のみの方の決算となっております。

○委員長（村上和子君） 3番佐川委員。

○3番（佐川典子君） そうしますと、ちょっと私も今予定外のあれだったので、資料要求で5ページのところで、総務課のほうも残業数、各課でそれぞれ一生懸命されているということで、余計この残業がふえてきているのだなというふうには思いたいところなのですが、ここで子育て世代とか、その他の世代で、残業がふえている部分というのは、違いというのはあるのですかね。やっぱり仕事の内容で残業というのは決まってくるのだとは思いますが、要するに、ワークライフバランスというのですか、そういう面から考えていくと、やはり残業が全般的にふえていますので、それに対しては総務課としてはどんなふうな思いを持っていらっしゃるのか、伺いたいと思います。

○委員長（村上和子君） 総務課長、答弁。

○総務課長（石田昭彦君） 3番佐川委員の御質問にお答えいたします。

ここ数年、時間外が徐々にふえてきているような状況でございますけれども、基本的には、行政課題も複雑多岐にわたってまいりますし、行政ニーズもいろいろと多様化してきているような状況もございます。また、国の制度も、さま変わりも大変早く、毎年毎年新たな交付金などの仕組みも短い時間の中で矢継ぎ早に出されてきているようなそれらの事案もありますので、そういうような中で、それらの事務、業務に対応するので、時間外がふえてきている傾向にあるのかなということで受けとめているところあります。

○委員長（村上和子君） 3番佐川委員。

○3番（佐川典子君） だから、仕事の内容も大変になってきているから残業がふえるというのはわかるのですが、やはり効率的な仕事、先ほども言いましたけれども、短い時間で効率よくということも考えていかないと、これから若い職員の人たちの物の考え方が昔とやっぱり大分違ってきていると思うのですよね。昔は、長い時間労働するこ

とで価値というか、そういう部分もあったやに思える時代もありましたけれども、今は、短時間で効率よくというふうなことが要求されていますので、今後、残業がずっとふえていく予定をしているのかどうかについても、ちょっと伺いたいと思います。

○委員長（村上和子君） 総務課長、答弁。

○総務課長（石田昭彦君） 3番佐川委員の御質問にお答えいたしますが、私たちも時間外がふえることは決していいことだというふうには思っておりませんので、職員の健康管理含めて、短い時間に効率的に仕事をしていただくことが、それはベストの状態というふうに理解をしているところでございますので、引き続きそういう業務運営といえますか、組織運営に努めてまいりたいというふうに思っております。

○委員長（村上和子君） ほかにございませんか。6番金子委員。

○6番（金子益三君） 68、69ページのホームページの運用管理にかかわるところでございますが、今年度、若干金額がふえておりますが、この要因は何でしょうか。

○委員長（村上和子君） 企画財政班主幹、答弁。

○企画財政班主幹（宮下正美君） 6番金子委員からありましたホームページの費用の増という形になっておりますが、こちらにつきましては、26年度4月分からインターネットの接続回線が光対応ということで、相手業者から少し値上げをしたいということがありましたので、その費用がふえているということで若干増になっております。

以上です。

○委員長（村上和子君） 6番金子委員。

○6番（金子益三君） そういったプロバイダー等々の理由はわかりました。

それに伴いまして、この上富良野町のホームページの使用調書を見たところ、サイト内でいえば17万9,000件のアクセス等々があるというふうになっておりますが、情報の開示という点におきまして、若干、道内の他町村に比べると少しスピードが遅いように感じるのですが、本来であれば、もっともっと細かく情報というのは発信すべきところがあると思いますが、他の自治体においては、例えばSNS等々利用して、そういった担当の職員を置いたりして、事細かに情報を発信しているのですが、上富良野町はそのような対応しておりませんが、今後そういったものは考えておられるか、お聞きします。

○委員長（村上和子君） 企画財政班主幹、答弁。

○企画財政班主幹（宮下正美君） 6番金子委員からありましたホームページの充実、あるいはコミュ

ニケーションツールの拡大をというふうに思っておりますが、まずうちのホームページにつきましては、基本は行政情報の公開というのを視点にしておりますので、もともとありましたように、ほかの町のようにちょっと色鮮やかなページにはなっておりません。鮮やかな部分につきましては、観光部分ということで、全て観光協会のほうのページに委ねているよということにしております。

あと、SNS関係の部分ですけれども、こちらにつきましては、先進的な市町村では既に活用されているところが一部あるのかな、管内にも比布町ですとか、そういうところがありますが、そちらにつきましては、うちは総務のほうで情報管理というところでホームページを担当しておりますけれども、そういうところにつきましては、あくまでも町の公聴事業の一環ということで活用されておりますので、今公聴事業につきましては、町民生活課の自治推進班のほうで、いわゆる町民の方への町の情報提供という部分がありますので、そちらの中の今の広報のあり方含めて検討されるべきかなというふうに考えております。

ただ現時点では、いわゆるコミュニケーションツールがいい面、悪い面、情報は早いのですけれども、その辺の中に対する、いわゆる職員の思いと町の思いと組織の思いというのが違うという現実もありますので、そこら辺につきましては、内部で検討して、よりよいものを利用できるものは今後も活用していきたいというふうに思っております。

以上です。

○委員長（村上和子君） 6番金子委員。

○6番（金子益三君） 管内において、首長みずからそういったコミュニケーションツールをして、町のいい点、もしくは活動状況というのを常に発信しているところがあるわけですよ。上富良野は、そういうところが非常に出おっていて、それで今後この後も続いていきますけれども、移住定住であったり、観光であったりというところが連携していないので、それは職員の思い、それから町の思いというのは、きちっとコンセンサスを統合させていながら、やっぱり情報はどんどん出していかなければならないので、その辺、せっかく光も引いたり、ブロードバンド何億円もかけてやっているわけですから、やはり町の情報というのは、全国津々浦々、上富良野というのを発信していかなければならないので、これは早急に取り組むべきだと私は考えますけれども、いかがですか。

○委員長（村上和子君） 企画財政班主幹、答弁。

○企画財政班主幹（宮下正美君） ホームページに関することで、6番金子委員からありました積極的

な情報公開ということで、町の思いといいますか、よく町であるのは町長のページといったら変ですけども、そういうのがあって、広く出されているところがあるのかなと。管内も大抵トップページのやっているところには、左上ぐらいには町長の顔があって、町長の毎日の動向ですとか、今やっていること等々が出ているのかなという部分がありますが、うちもそういう部分については検討はしております。ただ、そういう毎日の、いわゆる首長の報道発表のようなものもどうかというのは、町長と相談しながら今後検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

○委員長（村上和子君） 6番金子委員。

○6番（金子益三君） 私が聞いているのは、新聞に載っている首相動向とかそんなのを書けと言っているのではなくて、町が今、全国に発信したいとかという思いというのが、ずれが生じているので、その辺がタイムラグが生じないように、今便利なSNS等々コミュニケーションツールがたくさんありますので、それを活用して、よりタイムリーに、より町内外の人にそういった情報を発信していくべきだというふうに言っていて、別に町長がきょうどこに行って、何をして、何を食べたかということを書けと言っていることではありませんので、そういう町の情報発信力というのをもう少し強化するべきだというふうに考えますが、いかがですか。

○委員長（村上和子君） 総務課長、答弁。

○総務課長（石田昭彦君） 6番金子委員の御質問にお答えいたしますが、私、得手ではありませんけれども、いろいろな情報発信機能が今たくさんありますので、そういうことが私たちの町にとってどういう仕組みやどういう方法が、地域の皆さん、全国の皆さん、世界の皆さんに上富良野町ということを知っていただくために、どういうことが一番ベターなのか、そういうことは絶えず検討を重ねていく課題かなというふうに理解しております。

○委員長（村上和子君） 済みません、ここで休憩といたします。再開は11時5分より。よろしくお願いたします。

---

午前10時48分 休憩

午前11時05分 再開

---

○委員長（村上和子君） 休憩前に引き続き、委員会を再開し、質疑を続けます。

11番米沢委員。

○11番（米沢義英君） 職員管理のところでお伺いいたします。

事業成果報告書の中に、19ページなのですけれども、いわゆる各種の職員管理という形で研修が実施されています。北海道市町村研修だとか、町村会の研修、あるいは町主催の研修という形で。この中に14名の陸上自衛隊に入隊研修という形で参加しておりますが、今行政にどういうサービスが求められているのかというところと対比すると、ここで何を学ぼうとしているのか、まずこの点についてお伺いいたします。

○委員長（村上和子君） 総務課長、答弁。

○総務課長（石田昭彦君） 11番米沢委員の御質問にお答えします。

陸上自衛隊の入隊研修、26年度から新しい研修ということでスタートをさせていただいておりますけれども、陸上自衛隊のほうに御相談をさせていただきながら、35歳未満の職員を対象に研修をしようということでスタートをさせていただきますけれども、陸上自衛隊は大変規律の厳しい団体でありますし、そういう時間の規律、それから団体等での行動等のそういう基本的なことを肌で感じていただくというようなことが主な研修の目的として、この入隊研修をスタートさせたところであります。

以上です。

○委員長（村上和子君） 11番米沢委員。

○11番（米沢義英君） 自衛隊というのは何を目的にしているのかということです。自然災害ということで、多くの方々が東北震災なんかでも支援に行かれております。こういう意味では、本当に立派な隊員の方たちが人命を救うという形で、私もそれは評価しております。その一方で、今自衛隊というのは、本来やはり別な任務も持っております。今憲法が変わろうとしている中で、新たな海外へ派遣する任務だとか、いわゆる研修にふさわしい場所ではないと思います。

担当の課長がおっしゃるように、35歳未満の方の団体等における現場での規律の体験だとか、学ぶために実施しているということではと言われておりますが、別に自衛隊でなくても、団体の規律を学ぶということではいろいろな現場で、団体の規律を、また職員の服務だとか、日常的なお客さんとの接待、接遇等についても学ぶことは十分可能だということに思いますが、そういうことを考えなかったのでしょうか。

○委員長（村上和子君） 総務課長、答弁。

○総務課長（石田昭彦君） 11番米沢委員の御質問にお答えいたしますが、先ほどお答えしましたように、例えば時間に対する規律ですとか、チームで仕事をしていくようなそういう態勢のそういうものを厳しくそういう対応をなされているという団体

というふうに受けとめておりますので、ましてや上富良野駐屯地という我が町のすぐ近くにそういう機関が駐屯しております。町においても、部隊との共存共栄を一つの大きなまちづくりの柱ということであっておりますので、自衛隊というものをまず若い職員にしっかり理解をしてもらうことや、先ほど言いましたそういう規律や団体行動というようなものを肌で感じてもらう、そういうきっかけにしたいということで、この研修をスタートしてございますので、他の機関での研修とか、そのようなことを具体的に、どういう場所で、どういう研修がというようなことの中の候補の中で上がってきたのがこの自衛隊の入隊研修でありますので、今、委員おっしゃるように、例えば時間の規律を学ぶ研修であれば、別の方法も当然あるのは確かでしょうし、いろいろなことを総体的に勘案した中でこの研修をスタートしたところであります。

○委員長（村上和子君） 11番米沢委員。

○11番（米沢義英君） 直ちに私はやめるべきだというふうに思います。別なところでしっかりと団体、あるいは時間の規律に関する規律を学んで、窓口対応、あるいは各部署におけるお客さんに対する接遇の対応等、時間の対応等についても十分できるような環境を研修できる場所がまだまだたくさんあります。そういったところを今後選択して、陸上自衛隊に対する研修制度をやめるべきだというふうに思いますが、この点確認しておきます。

○委員長（村上和子君） 総務課長、答弁。

○総務課長（石田昭彦君） 11番米沢委員の御質問にお答えいたします。

この研修は、やめるやめないを私が軽々にやめませぬ、やめませぬというふうにこの場でお答えすることはできませんが、十分機能している研修ということで理解をしているところでございます。

○委員長（村上和子君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

6番金子委員。

○6番（金子益三君） ちょっと細かいことでお聞きしたいのですが、71ページの委託料の中で、PCB廃棄物処理、これが昨年度より大幅にふえているのですが、これは多分処理料がふえていることだと思うのですが、これは、あとどういう今後の計画というか、処理の量とかというのは、町としては把握されておりますか。

○委員長（村上和子君） 総務課長、答弁。

○総務課長（石田昭彦君） 6番金子委員の御質問にお答えいたします。

PCB廃棄物につきましては、町のほうで保有、保管しておりましたものは、26年度で全て処理が



終わったところであります。

○委員長（村上和子君） ほかにございませんか。  
8番竹山委員。

○委員（竹山正一君） 議会の関係なのですけれども、63ページ議会運営費の中で、大きなウエートを占めている共済費1,530万円弱ですか、これの議員の内訳等について、何かあれば教えていただきたいと思います。

○委員長（村上和子君） 議会事務局次長、答弁。

○議会事務局次長（佐藤雅喜君） 共済費につきましては、現在皆さんには制度ないのですけれども、12年間議員をお務めになった方の年金というものがございまして、それで今の方はほとんど精算されておりますけれども、OBの方々は年金を受給してございます。その部分につきまして各市町村が負担金を払っておりますけれども、これは全国の議員のOBの方の人数によって大きく左右されます。ですから、ことのように統一地方選があった場合には、また御勇退されて年金を受け取る方もふえるのかなというようなことで、全国の状況によって毎年毎年の市町村の負担額が決まっているということで、こんなことを申し上げると大変失礼なのですが、これから御勇退される方がふえる、それから年金を受給されている方がお亡くなりになってその分が減ると、そういったもののバランスによりまして、毎年毎年変動するものでございますので御理解をいただきたいと思います。

○委員長（村上和子君） 8番竹山委員。

○委員（竹山正一君） そうしますと、この内容につきまして、何年後というか、30年、40年と続いていくというものになることになりますか。どうでしょうか。

○委員長（村上和子君） 議会事務局次長、答弁。

○議会事務局次長（佐藤雅喜君） 大変申しわけありませんけれども、いつお亡くなりになるのかは事務局では、それから御本人お亡くなりになりましたも、御遺族の配偶者の方にも年金というものを支給してございますので、大変長いスパンになろうかなというような感じは持っております。

○委員長（村上和子君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

11番米沢委員。

○11番（米沢義英君） 74ページの定住移住についてお伺いいたします。

定住移住という形で、この間制度もつくりながら実施してきました。この成果報告書の中にも10件の移住があつて15名という形で、前年度は5件8名だったけれども、10件15名という形で、相談件数も146件という形になっております。

そこでお伺いしたいのですけれども、例えば今回、定住移住促進計画の中に今後の移住住宅のあり方について、移住希望者の判断材料となるソフト面の充実もさることながら、準備住宅のよし悪しにも大きな判断材料となると。住宅施策として明確に切り離しながら思い切った施策の展開も必要だし、住宅の草刈りだとか、管理等も当然必要だというふうに考えているという形で明記されておりますが、現行、修繕しながら準備住宅等についても運用しているという状況になっておりますが、この方針でいけば、もっと準備住宅等についても環境の整備だとか、今の住宅を選ぶ一つの材料としても、住宅の環境が整備されているかというのは非常に重要な柱になってきていると思いますが、この点、整備しなくても現行の中でいいのかどうなのか、この点確認しておきたいと思います。

○委員長（村上和子君） 企画財政班主幹、答弁。

○企画財政班主幹（宮下正美君） 11番米沢委員からありました定住移住に関します移住準備住宅の状況の関係ということでお答えをさせていただきたいというふうに思います。

御承知のとおり、移住準備住宅につきましては、旭町にあります旧教員住宅を活用しまして準備住宅として活用させていただいているところであります。基本は、町の遊休の施設を有効活用しようというのが発端にありますので、現行はその教員住宅を直しながらお使いをいただいているという形になっておりますが、年々建物自体が古いものですから、冬等に修繕をやりながら使っているということになります。

ほかの町では、新しい家を活用したりという部分もありますし、あるいは移住フェア等で、私は直接相談には行っておりませんが、結果等を聞きますと、どういうものがあるのかというのも少し判断材料にあるのかなというふうに思っておりますので、今の時点で、今あるものをすぐふやします、新しくします、建てますというのとはございませんが、来年に向けまして、既存の住宅をどうするのか、あるいは今まだ教員住宅に残っております部分の普通財産の移管というのも今後考えられますし、あと、うちの町独自で考えますと、町が持っている施設以外に民間のアパートもかなりありますので、ぜひ町が直接ということにはなりません、そういう御利用も活用できないのかというのを町の中でそれぞれの団体の方からも参加をさせていただいております上富良野町の定住移住促進協議会、そういう中でも検討しながら、よりよいものにしていきたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思いません。

以上です。

○委員長（村上和子君） 11番米沢委員。

○11番（米沢義英君） そうしますと、現行の中  
では、いろいろと課題があるというふうに押さえら  
れているという形ですね。

今、答弁の中で、民間の住宅も活用しながらとい  
う形になりますと、一定程度家賃の補助等について  
も発生せざるを得ないという部分も出てくるのかな  
というふうに思いますが、この点確認しておきたい  
と思います。

○委員長（村上和子君） 総務課長、答弁。

○総務課長（石田昭彦君） 11番米沢委員の御質  
問にお答えいたしますが、今、主幹のほうからお答  
えしたように、移住を考えておられている方たちが  
上富良野町で少し住んでいただくような、移住を決  
断していく一つの大きなツールとして、移住準備住  
宅も御利用いただくということで、今、教育財産  
から普通財産に移管した旧教員住宅を再利用して、  
そういう住宅にしております。あわせて、民間の住  
宅についても、空き家バンクの制度を活用しながら、  
民間アパートや何かもそういう登録をいただいて  
御利用いただいているところであります。

町が直接、民間のアパートを移住準備住宅として  
借り上げて活用するような、そういう施策が必要  
ということになれば、御利用いただく家賃自体も町  
のほうで一定程度決定できることになると思いますが、  
今そこまでの具体的な案を町では持ち合わせて  
おりませんので、そういう上富良野町に移住をした  
いというふうに考える方たちの住まいとしては、そ  
ういう民間アパートも積極的にPRできるような形  
で空き家バンクも制度として運用しているところで  
あります。

あと、去年からお試し暮らし住宅も始めましたけ  
れども、始めたのが去年のもう暮れ近かったので、  
今年度の夏の間にはかなり多くの方にお試し暮らし  
住宅の御利用いただきましたので、こんなことで上  
富良野町に一定期間住んでいただいた中で、将来、  
例えばその後の移住等のそういう判断の材料の一つ  
にさせていただければなというふうに思っているところ  
であります。

○委員長（村上和子君） 11番米沢委員。

○11番（米沢義英君） 77ページの委託料の定  
住移住促進事業という形で10万8,000円であ  
りませんか、含まれておりますが、ここはどういうよ  
うな内容の事業をされているのか、この点お伺い  
いたします。

○委員長（村上和子君） 企画財政班主幹、答弁。

○企画財政班主幹（宮下正美君） 11番米沢委員  
からありました移住定住に関する経費の内容の質問

だというふうに思います。

委託料の10万8,000円につきましては、昨  
年度、東京と大阪、名古屋で参加しました移住フェ  
アにかかる費用の分ということになりまして、中身  
としましては、まちなかコンシェルジュの作成委託  
費というふうになります。まちなかコンシェルジュ  
というのは、上富の町内の観光案内用のパネルを作成  
したという経費になっております。

以上です。

○委員長（村上和子君） 11番米沢委員。

○11番（米沢義英君） 各地域では、こういった  
いろいろな出店イベント等も開きながら、地方に出  
かけながら、町を宣伝するという形で普通になって  
きております。その中でも、やはり準備住宅等、お  
試し暮らし住宅等における施設の充実というのは、  
一定部分欠かせない部分に近隣の町村を見ているも  
なってきたりしております。そうしますと、上富良野町  
のお試し住宅等に至っても、老朽化が進んでおりま  
すし、相当年数もたって、もう既にかかなりな老朽化に  
至っているという状況になれば、新たな投資をして  
も、それがまた無駄になる部分もあるのではないかと、  
こう考えます。

もう一つは、これでいいということであれば、こ  
のまま投資をすればいいけれども、恐らく移住者に  
とっては、他の自治体を見ながら、上富良野町の環  
境もよさもカウントしながら、移住してみたいだ  
とか、ちょっと体験してみたいだとかというふうに  
なっているかというふうに思いますが、そういう意  
味では、まだまだ十分なニーズに応えられていない  
部分がまだあるかというふうに思いますが、この点  
はどのようにお考えでしょうか。

○委員長（村上和子君） 総務課長、答弁。

○総務課長（石田昭彦君） 町のほうでは、これま  
でも東京、大阪、名古屋等での北海道移住フェアに  
参加させていただいて、いろいろなニーズを、そこ  
で来場いただいた上富良野のブースに来ていたお客  
さんからアンケート等もお答えいただきながら、そ  
れらにお住まいの方たちのニーズについても、いろ  
いろと把握をしてきています。昨年とおととしを比  
べますと、アンケートの結果から見ますと、おとし  
しであれば、どちらかというところ、ある一定程度都会  
での仕事を終えられてリタイアされる時期、そうい  
う時期に豊かな自然のある北海道に移住をしたいと  
いうようなそういうニーズが高かったようでありま  
すけれども、逆に昨年であれば、当然そういう方が  
一番多いわけでありまして、昨年のフェアでは  
逆にまだ現役世代のうちから、ぜひそういうところ  
に移住したいと。当然仕事をしながらこちらのほう  
で生活したいというニーズもありますので、そう

いう雇用の環境でありますとか、あと住環境等についても重要な移住を決断するためのニーズにはなっているのだらうなということで理解をしています。

前段お答えいたしましたように、移住をされる方の住宅を町が準備をするということが果たしてどうなのかということはもちろんありますけれども、当然移住をされる方は、自分たちで住宅を準備するわけでありまして、そのときに一定程度本当に最終の決断、ここに住もうというふうにするとなれば、土地を買ったり、住宅を買ったり、アパートを借りたりということになるでしょうけれども、果たして私たちここでしっかりと生活をしていけるのだらうかということを一期間判断する期間として、そのための準備住宅として、利活用できるような、そういうものを一定程度町も準備をすることは必要だろうということで遊休財産を活用しているところでありますので、当然新しい住宅に比べれば、古い住宅になっておりますけれども、一定程度の機能は果たしているのではないのかなということで理解をいたしているところであります。

○委員長（村上和子君） 11番米沢委員。

○11番（米沢義英君） ただ、やはり環境を見ていまして、草が生えていたりだとか、もう既に屋根が朽ち果てて壊れているだとか、そういったところがあるのですよね。

私は、ひょっとしたら上富良野町に来て、僕の性格ですから、どこでも住もうと思ったら住めるタイプなのであれなのですけれども、いろいろ見たら、草がぼうぼう生えていて何か屋根も壊れていてというようなそういったところに来たいと思うのかというような、素朴な私は印象を思うのです。あそこにもいつも行って、暗いです、あそこ自体がね。

教員の方も住んでいると思うのですけれども、ほとんど住まれていない、あるいは住んでいても、自宅へ帰るための何かあったときに一時的にここで泊まるというような方もいらっしゃるのです、そういうことを考えたら、もっとやっぱり環境を、せめて草刈りだとか、それにしてもどうかと思うのですけれども、環境を整える必要もありますし、全体を見直す必要があるのではないかなというふうに思いますので、この点もう一度確認しておきたいと思えます。

○委員長（村上和子君） 総務課長、答弁。

○総務課長（石田昭彦君） 11番米沢委員の御質問にお答えします。

移住準備住宅等の住宅の周りの環境全般含めてですけれども、草刈り等一定程度の期間で実施をしているところでありますけれども、委員おっしゃるような御指摘があるとすれば、さらに努力をしたいと

いうふうに思います。

○委員長（村上和子君） 6番金子委員。

○6番（金子益三君） 今の関連になるのですけれども、結局この移住、北海道暮らしフェアには、東京、大阪、名古屋という都市部に行っていますよね。移住していただく方を求めています。

実際に、準備住宅というのは、例えば大都市で住まわれていた方との上富良野町に対する思いというところ、先ほど課長の答弁の中では、ある年については大自然がいいよと、ある年についてはまだまだ町なかで働きながら暮らしたい人がいるよという中のアンケートを当然とったり、情報をとったりしている中で、その年によってでこぼこあると思うのですけれども、今同僚議員が言ったように、せっかく上富良野のよさというものを前に出していくのであれば、まして東京、名古屋、大阪という大都市部にはないものを、上富良野のメリットというか、強みを出していくのであれば、やはりお試し住宅との乖離度というのは非常に大きいというふうに私も感じるのですけれども、そういう中では、今後そういう新たな、例えばもっともっと自然が多い中でお試ししていくとかという、そういう方策はとられないのですか。

○委員長（村上和子君） 総務課長、答弁。

○総務課長（石田昭彦君） 6番金子委員の御質問にお答えいたします。

移住フェア等でアンケートをとった中では、多くの方が御来場いただいて、将来は例えば北海道で暮らしたいのですよねとかというような、いろいろな御意見を承ったり、若いうちから本当は北海道に行きたいのだけれども、お仕事とかというのは上富良野にはあるのでしょうかね、どういったお仕事があるのでしょうかねとかというような、いろいろな御意見をいただきます。

実際に北海道のほうに、上富良野のほうにぜひ移住したいなというようなことで、具体の御相談が町のほうにも寄せられるときがありますけれども、それらについては、その方々のニーズに応じたものを町のほうでどのようなものを紹介できるかということになるかと思えます。今おっしゃるように、例えば立派な住宅や何かを御希望されている方が、今のあいう古い建物でありますけれども、例え半年間なり1年間であっても、ここでは私たちは生活できませんという方には、こういうものもありますよと当然紹介しますし、私たちはそういうところではなくて、もっと一戸建てでどこか郊外にそういうあいているところがありませんかというようなことになれば、私たちが今持ち合わせている空き家バンクの中でそういう物件がなければ、今私たちが持ち合わ

せている物件の中ではないですけれども、あったときにはまた御連絡しますねみたいなことで対応することになりますので、なるべく御相談のあった方たちのニーズに沿ったものを御紹介できるようにはしたいなというふうに思いますが、それらを町のほうで全て用意するという事は、なかなか難しい課題かなというふうにも理解をしているところであります。

○委員長（村上和子君） 6番金子委員。

○6番（金子益三君） ということは、ある程度政策をもって当然北海道暮らしフェアのイベントに参加をされていると思うのですけれども、そこでの実際ニーズと、こちらの情報提供というのは、乖離があるということになっているのですか。

○委員長（村上和子君） 総務課長、答弁。

○総務課長（石田昭彦君） 6番金子委員の御質問にお答えいたしますが、移住フェアを2年ほど行っていると思いますけれども、移住フェアの中でいろいろ御意見をいただくのも確かでありますので、そういったいろいろな意見をいただいた中で、例えば部分的に町が戦略的にこういう方たちをターゲットに移住、例えば上富良野に住みたいというようなニーズはいろいろな方がお持ちでしょうけれども、そういう人の中で全てに対応することはなかなか難しいので、例えばこういう方々をターゲットに移住促進をしましょうというふうに決定できるような大きなものがあれば、そういうことを検討することになると思いますけれども、まだいろいろな御意見を承っている最中かなというふうにも理解しておりますし、町が具体的に何か視点を絞って、ターゲットを1点に絞ってという、まだそういう状況には至っていないのは確かだというふうに理解しております。

○委員長（村上和子君） 6番金子委員。

○6番（金子益三君） 近隣の町村で余り比較することが望ましいかどうか別ですけれども、例えばある自治体においては、うちは水道料は無料ですよと、豊富な自然の天然の水がありますから、どうぞ来てくださいというので、ある一方では、非常に景観が美しいところを準備住宅として用意をして、うちの町の特性はこういうものでやっているから、こういう人は来てくださいよというものがある中で、せっかく上富もいろいろなすばらしいものがたくさんあるのであれば、やはり早急にうちの町の特性はこういうところですよと。それが例えば現役の人に来ていただきたいという都会的な町なのか、もしくは、ちょっと都会で疲れたけれどもやはりこの美しい景観の中でゆっくりと家族で水入らずで過ごしたい、そういう人にはこういう場所がありますよとい

う、そういう政策的なものをしっかり持ってやっていかないと、誰でもいいから来てください。来たときに準備住宅はある、町の中の、しかも都会から比べればはるかに小さい町の比較的交通も不便、それから買い物も不便、だけれども住むことはできる、この場所で住んでみてどうぞというのではなくて、もっと町のよさというのを前面に出すようなやり方でやるほうが得策だと私は考えますけれども、その辺はいかがでしょうか。

結局だから、それが26年度、多分初年度ということもあるでしょうけれども、せっかく暮らしフェアに行って146件の相談があったにもかかわらず、この年に関しては、まだ旭町の2戸の準備住宅の中のお試し住宅は利用がなかったということになっていますよね。もっともっと都会の人がイメージしている上富良野像と、それにふさわしい準備住宅というのが本当はあってしかりだと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（村上和子君） 副町長、答弁。

○副町長（田中利幸君） 6番金子委員の御質問に総括的に私からお答えをさせていただきたいと思えます。

私も担当しておりました経験も含め、お話をさせていただきたいと思いますが、移住者の住環境を整えるというのは非常に重要なことでありますし、また移住定住促進計画の大きな柱にしてあるのは間違いなくあります。ただ、実態をぜひ見ていただきたいのですが、移住される方のどこに住むかというのは、非常にニーズは多様であります。特に経験しているのは、景色景観のいい丘の上ですとか、そういうものが主であります。

私どもの戦略の中には自然景観を含め、そういうメリットを十分そういうフェア等でも、温泉がありますとか、十勝岳がありますとか、紅葉がきれいです、そういう戦略的に宣伝することとあわせ、移住者が来て、自分の一生をそこで建物を建てて移住しようと思断するまでには簡単に右から左で決まるわけではありません。したがって、ここの移住準備住宅というのは1年間限り、延長することで2年間に限り、そこに住んで自分のいい場所をぜひ探してくださいと、そのために低額で準備をするための住宅が上富良野町にありますと。そういう準備住宅だということのみならず1点。新品の住宅を10区画、20区画、整備をしても、そこに住むという移住者は限られているかと思えます。

一方、今、金子委員がおっしゃったように、上富良野町の特性、優位性、そういうことを全国に情報を発信すること、またセミナー等を通じて直接相対でPR活動をするというのは非常に重要なもので、

したがいまして、準備住宅がどこに、どういう、新品がいいのか、古くてもいいのか含めありますけれども、実際には、旭町住宅で2年間ここに住んで家を建てた方はたくさんおります。たくさんおりますというのは、私どもも掌握しておりますけれども、その効果は十分発揮をしているものだというふうに理解をしてございます。

○委員長（村上和子君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

11番米沢委員。

○11番（米沢義英君） 移住準備促進計画の中には、対象者のターゲットを絞りながら基本政策四つを掲げますという形でうたわれているのですよね。恐らくこの四つというのは健康づくりだとか、子育てや自然景観だとか、プロジェクトだとか、働く場所のプロジェクトだとかという形で生活習慣病事業を推進しましょう、上富良野高校生徒による家庭教師の派遣だとか、いろいろ有料住宅については、助成事業の中で将来的には固定資産の減免もしようというような、本当にきれいな言葉でつづっております。将来的に農業に定着できるような、そういう人たちも誘致できるのだったら、これはそれに越したことはないという形で掲げられております。

ただ、この趣旨からいけば、この基本計画からいけば、まだ不足しているところがあると思います。確かに一定程度移住してきて移住された方もいるというふうには思いますが、ただ今後、上富良野町が移住促進計画に基づいて今後足りない部分、今まで進めてきて、これはよかったと行政が評価している部分と、今後こういったことをもっと充実すれば促進できるのではないかと、少しでも上富良野町のよさを知ってもらえて定住できるのではないかとというような可能性というのが、この間担当者の方もいろいろと住宅移住フェアなんかも行いながら、上富良野のよさも発信してきたということでもありますから、その押さえはこの26年度の評価の中ではどのようにされていますか。この点お伺いしておきたいと思えます。

○委員長（村上和子君） 総務課長、答弁。

○総務課長（石田昭彦君） 11番米沢委員の御質問にお答えをしたいと思います。

移住定住は大きな課題でありますので、こういうものに力を入れていこうということで、移住準備促進計画も立てて町では取り組みを進めてきたところであります。おかげさまという言い方がいいのかどうか分かりませんが、この富良野盆地エリアというのは、全国的にも非常にそういう移住を希望するような土地としてもポテンシャルの高い地域で、多くの国民の皆さんから期待を寄せられている

地域ということでもあります。

そのようなことで、他の地域ではいろいろな施策等も一般財源を駆使しながら、そういう施策を打っているような自治体もちろんありますけれども、ポテンシャルとしては非常に高いものがあるということで押さえておりますので、そのポテンシャルをしっかりと成果につなげていくことが課題になるのだろうというふうに受けとめておりますので、この間移住フェア等にも参加させていただいた中で、都会の関東、中京、関西圏に住まわれている方たちのいろいろなニーズをお聞きする機会もふえてきておりますので、それらの意見をこういう移住フェアに参加させていただいたことでいろいろ得ることもできましたので、それらを当初策定しました計画の実行性に高めていくために参考にしていくことがこれからの課題というふうに受けとめているところであります。

○委員長（村上和子君） ほかにございませんか。

11番米沢委員。

○11番（米沢義英君） これからの課題ということで、一定程度進めてきたのですよね。いつまでも、これからの課題というふうにはならない部分があるというふうに思います。

一定評価が、確かに相手次第ですから読めない部分もあるのかもしれませんが、私はこの間、移住問題にしてもそうなのですが、何が足りないのかと思っつつも考えているのですけれども、私、上富良野町の戦略がはっきりしていないのだというふうに思います。人口は少なくなる、あるいは一定の高齢の方がふえるという状況の中で、どういう上富良野の町を進めるのかというところの戦略と、やはりこういう移住定住も、ほかの政策もあるのですが、マッチしていない部分があると思うのです。それは担当者任せ、あるいは担当者で政策的な協議はやっていますけれども、それが必ずしも生きてきていないというふうに思います。いい意見があったとしても、どこかでそれがなかなか開花しないから、もう諦めている部分も担当者の中にはいるのではないかなというふうに思えるような部分もあるので、そういった戦略をきっちり全体の中で持つ必要がもっとあるのだと思います。その腰が弱いというふうに思います。その点はどういうふうにお考えですか。

○委員長（村上和子君） 副町長、答弁。

○副町長（田中利幸君） 11番米沢委員の御質問に私のほうからもお答えをさせていただきたいと思えます。

委員御承知かと思いますが、定住移住促進計画の大きな柱、三つ掲げているかと思いますが、一つは

情報の提供の仕方、インフラの整備をあげているかと思いますが、この間、町の中では光ファイバーを、郡部には2億数千万円かけましたが、郡部においてもブロードバンドの整備、これら移住者のこれまでの声を聞きながら、そういう情報網を整備すべきだというのは、その定住移住促進計画に基づいて私どもやってきた中であります。また一方、大きな柱であります先ほどと重複しますが、移住者の住環境の整備、これも大きな柱として、このたび移住準備住宅とあわせ、お試し住宅、そういうきっかけづくりを住環境のところでやっているのは御承知かと思えます。

また一方、以前からも一般質問等でお答えをしておりますが、よそから来ても、1年お試ししたらこんな町なのかと言われぬように、保健や福祉や医療を、そういう生活の環境を整えることで、結果移住者にも、そして上富良野町民が定住していく、よそに転出をしていかない、そういうことでしっかり移住定住を支えていこうというのが計画の柱であります。

したがって、もちろん課題はたくさんありますが、しっかりそれらの計画に基づいて、私どもは地道に行ってきた内容は評価をしていただきたいというふうに思っています。また一方、課題がまだもちろんありますから、これらについては、委員皆さんとしっかり議論をした中で、それらの戦略は推進してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

**○委員長（村上和子君）** ほかにございませんか。8番竹山委員。

**○8番（竹山正一君）** 今の定住の関係なのですが、先日出していただきました資料に基づいてカウントしましたら、平成21年度から26年度までですか、この間で平成21年度は実績が3戸で4名、22年が8戸で14名、23年が14戸で22名、24年が9戸で17名、25年が5戸で8名、そして26年度が10戸で15名という形で、これをカウントして49戸の80人余りの方が上富良野野の町に実績、定住としてカウントされています。しかし、その後いろいろな事情があるのかもわかりませんが、まずやむを得ずほかの町へ行って、ほかの町から上富へ来て、上富からまたほかの町へ行って、現在まで上富より長く住まわれているという定住者同士の情報交換の中で出てきているのを聞いたのです。

ですから、こういう中の情報を、役場のほうは、来たときに受け入れはわかりますけれども、何がしかの事情で出られる。それは働く給与者として来たのか、農業者として来ていたのか、自営で何か

自分でつくってこの地域で売ろうという、そういう生活を立てるために来たのか。そういう関係のことを捉えているのか、来られた後のことを捉えているのか。そしてまた、出ていかれた人についても、その辺の内容を確認されているのかというのをちょっとお聞きしたいのですけれども。

**○委員長（村上和子君）** 企画財政班主幹、答弁。

**○企画財政班主幹（宮下正美君）** 8番竹山委員のほうからありました移住実績に基づく人数のその後の動向と把握ということでお答えをさせていただきたいというふうに思いますが、先ほど委員が言われました数字につきましては、これまでの成果報告書の数字の分かなというふうに思っております。この分の数字は、役場のほうで相談があって押さえられた数字ということなので、上富に対して実際の移住者という方は、役場を通さない直接転入して来た方もたくさんいらっしゃいますので、これ以上にいるということで御理解をいただきたいというふうに思っています。

あと、この方のその後の部分なのですが、端的にいきますと、この方は通常の移動する方々ですので、うちのほうに何かあった際、移住された方で移住した際、あるいは生活してみて困った際の相談の窓口はうちのほうでなりますけれども、それ以外の部分で転出される、あるいはどこかに行く部分というのでは、役場に来られる方もいらっしゃいますが、そのまま転出される方もおまして、そういう方につきましては、うちのほうで個人情報を管理はしてございませんので、その方がどうして、どこへ行くのですかというのとはちょっと把握はできないのですけれども、移住というのをきっかけにうちの役場の窓口とつながりを持っている方につきましては、これまでも相談等にも乗っておりますし、今後も相談等に乗っていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお祈りいたします。

**○委員長（村上和子君）** よろしいですか。

8番竹山委員。

**○8番（竹山正一君）** 先ほど金子委員も言われたのですが、やはり移住でほかのところからここに来られた方と、地元が一番最初に当たる役場の職員の方々の思いと、いろいろお話しする中の乖離というか、いろいろ情報を聞き出して自分の役場の中に取りまとめておくとか、そういう対応がやっぱり何か欠けているとか、事務的に扱われているような感じがします。それがわからないところに来た人間の初めての受ける感覚。

ただし、こういうようなことについては、どこから来たのだよという声かけ一つで、そういう仲間の人とか、同じそういう移住という中でのこの場

所で共通する人たちは、ざっくばらんに話している。役場でも開催されています移住者の会議を持っていますよね。アンケートをとったりしていますよね、今現在おられる方に。だけれども、事務的な案内で、事務的に開催された会議で、自分たちが意見を言っても、どのように役場のほうで紹介していただいて、発信してもらえるのか。それで言い放しで、何かちょっとわからないというようなことも聞かされるのですよ。そういうことについての取り組みですね、やっています、やりますではなくて、どういうふうにして、どういうふうに出している、どういうふう皆さんの気持ちを聞き取ってまとめているという、そういう中で今後の政策の進め方の大きなポイント、そして人口が固定されていくという中で一つの基礎になる部分ではなからうかと思っております。

以上でございます。

○委員長（村上和子君） 副町長、答弁。

○副町長（田中利幸君） 8番竹山委員の御質問に私のほうから総括的にお答えをさせていただきます。

先ほどと重複しますが、移住定住促進計画、これらの柱にもありますワンストップサービスを私どもの行政の窓口で置きました。それは移住の相談があつてから以降、そこに暮らしたときにいろいろな医療だとか、福祉だとか、さまざまな困りごと、あるいは悩みごと、これらをワンストップで同じ窓口で相談に乗りますという体制をしっかりと整えたところあります。

竹山委員の御発言にありますように、決して移住された後、全く私どもが把握をしていないなんていう状態ではないですし、また冷たい対応をしているとは決して思っておりません。大都会なら別ですが、私どものような田舎ですと、その地域のコミュニティーも含め、しっかりとそれらのフォローをしている思いであります。もしもほかから、そういう悩みが竹山委員のほうに入った場合には、ぜひ私どもに教えていただきたいというふうに思っております。しっかりと行政側も対応をしてみたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（村上和子君） ほかにございませんか。

12番中瀬委員。

○12番（中瀬 実君） AEDの関係について、ちょっとお聞きをしたいと思いますけれども、学校とか、公共施設には（「何ページになりますか」と発言する者あり）

これは、各款のところ、社教センターだとか、子育て支援センターとか、中学校関係、公民館関

係、パークゴルフ場関係に全てAEDが設置されておりますよね。それで、その中でその部分が町で設置されているのは何カ所あるかという部分と、これはリース料で払われているということでもありますけれども、リース料というのは金額がたまたま違うわけですよね。

○委員長（村上和子君） ちょっと待ってくださいね。何ページでございますか。

○12番（中瀬 実君） これは、各範囲でかわっておりますから、ページ数が全部違いますので、款ごとに分かれて……

○委員長（村上和子君） 今62ページから99ページまでをやらせていただいているのですが、総務費ですか。

○12番（中瀬 実君） 89ページの場合、子育て支援センター、泉栄センターの関係ですか。ここにありますように、借上げ料金というのが5万8,320円とあります。これはリース料だということですがけれども、これらについては当然会社は1社だと思いますけれども、部署によっては違う金額のところのリース料があるというところの差が、なぜそうなるのかということをお聞きをしたいというふうに思います。

○委員長（村上和子君） 総務課長、答弁。

○総務課長（石田昭彦君） 12番中瀬委員の御質問にお答えいたします。

AEDにつきましては、今現在、民間施設と公共施設含めて町内に多分30カ所ぐらい設置がなされているというふうに思います。ちょっと私も去年の記憶でするので定かではありませんけれども、その中で購入したAEDもあれば、それからリースでしているものもあります。それぞれ借上げをするときに部署部署でそれぞれ見積もりをとっておりますので、結果、借上げ料が教育委員会で借上げたものとか、それから保健福祉課で借上げたもの等によって借上げ料が違っているものがありますけれども、リースや町で購入したもの、それから寄附で受けたものといろいろなAEDになっておりますので、後ほど確認をしてお答えをさせていただきたいというふうに思います。

○委員長（村上和子君） それでよろしいですか。では、後で確認をさせていただきたいと思っております。それでは、ここで昼食休憩といたします。

再開は午後1時より。よろしくお願ひいたします。

---

午後	0時01分	休憩
午後	1時00分	再開

---

○委員長（村上和子君） 昼食休憩前に引き続き、委員会を再開し、質疑を続けます。

先ほど12番中瀬委員の質問に対しまして、総務課長、答弁お願いいたします。

○総務課長（石田昭彦君） 12番中瀬委員から御質問のありましたAEDの関係でありますけれども、午前中、明確な御答弁ができませんで大変申しわけございませんでした。

AEDの借り上げにつきましては、それぞれリース期間がございますので、ちょうど26年度におきましては、泉栄防災センター、それから子どもセンター、東児童館、子供たちが利用する新たな施設について、AEDを新たに設置することになりました。また、かみんプール、社教センターにつきましては、更新の時期を迎えていたものですから、これらの6台については一括して見積もり合わせをさせていただいて、それぞれこの決算額で記載しておりますリース料で、この施設についてはAEDを設置しているところであります。

また、決算書で違う金額でリース料が記載されている施設ございますが、こちらにつきましては、それ以前に既に契約をしている機器でありますので、当然機器も違うでしょうし、昨年とはたまたま6台一遍に入札ができましたので、一定程度リース会社のほうもお安い金額の見積もりをいただいたということで、これまでリースをしていた施設に比べますと、若干お安い金額で決算を迎えているという、そのような状況になってございます。

以上です。

○委員長（村上和子君） よろしいですか。

12番中瀬委員。

○12番（中瀬 実君） 今の説明を受けたわけですが、何件かまとめて契約をしたから安くなったという理解でいいのかなと思いますけれども、たまたまAEDのいろいろタイプがあって金額が違うのではないかなと私は思ったのですけれども、そういうことではないということですね。

○委員長（村上和子君） 保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（北川和宏君） 12番中瀬委員のAEDに関する質問にお答えしたいと思います。

AEDにつきましても機種、内容がそれぞれあると思いますが、町として必要な機種につきましては、仕様書を示しまして、それに合致するものについて見積もりなり入札をしていただくということになっていきますので、こちらが示す仕様に基づくものを導入していただくという形になっております。

以上です。

○委員長（村上和子君） 12番中瀬委員。

○12番（中瀬 実君） 先ほどの何件かのまとめ

て契約した部分については5万8,320円という金額だと思いますけれども、その以前に契約していたからということも今ありましたけれども、6万8,688円という契約の部分があるわけですが、この部分については、契約以前は高かったということで理解していいのですか。

○委員長（村上和子君） 保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（北川和宏君） 12番中瀬委員のAEDに関する質問ですが、それぞれ機種の台数にもよりますけれども、金額によって入札もしくは見積もり合わせという形になりますが、多分2台であれば、入札になるとしても台数が少ないことで業者によっても取り扱い件数が少ないとそれだけコストも上がるということもあるでしょうし、それぞれの事業所の見積もりによるところも大きく左右するとは思いますが、またまとめて導入することによって、あくまでも借り上げですので、機器の関係でいろいろやるのもまとめてやるほうが相手にとっても効率がよいということで、それぞれ単価的に有利な価格で見積もっていただけるということはあるかと思えます。

以上です。

○委員長（村上和子君） 12番中瀬委員。

○12番（中瀬 実君） いわゆる6万8,688円というのは、公民館とパークゴルフ場の部分なのですよ。この部分について、たまたま2件一緒に契約をしたということでもよろしいのでしょうか。

○委員長（村上和子君） 健康づくり担当課長、答弁。

○健康づくり担当課長（杉原直美君） 12番中瀬委員の御質問にお答えします。

16年にAEDが一般市民に対して使用が可能になりましたから、道のほうで随時調査が入っております。市町村における設置しているAEDを各学校、公民館含めて市町村の管轄範囲の中で調査しております。平成26年度におきましては、9カ所32基のAEDを設置しております。金額については、購入の時期も調査が入っておりますので、パークゴルフ場と公民館の購入時期は同じ時期です。

以上です。

○委員長（村上和子君） よろしいですか。

12番中瀬委員。

○12番（中瀬 実君） リースの期間が決まっているので、一括してということにはなかなかないと思いますけれども、できるだけ安くこういうものは設置できれば一番いいことだと思いますので、極力業者の選択等については、今後ともいろいろ検討していただきたいというふうに思っ



おります。

以上です。

○委員長（村上和子君） 保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（北川和宏君） 12番中瀬委員のAEDの関係であります、今おっしゃったとおりまとめてやるのが効率的であることは確かです。ただ、導入時期によってなかなか一括してやれないこともあります、できるだけ有利な契約ができるように、その部分については調整を図ってまいりたいと思いますので、御理解いただきたいと思っております。

○委員長（村上和子君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

2番岡本委員。

○2番（岡本康裕君） 77ページ、超高速ブロードバンド環境整備ということで、2億3,600万円ということで、これの結果26年度やったわけですが、高速の通信が町内隅々までできるということになったわけですが、これの加入者数とかということとはわかりますでしょうか。

○委員長（村上和子君） 企画財政班主幹、答弁。

○企画財政班主幹（宮下正美君） 2番岡本委員からありました農村部のブロードバンドの加入ということでございますが、こちらのサービスにつきましては、民間の事業者にて委託しておりますので、町で直接という形にはなっておりません。直近の具体的な数字というのはちょっとまだ聞いておりませんが、先日話した中では、まだ3桁にはいっていないということですので、来月からキャンペーンを民間の事業者のほうでやっていますのですけれども、そういうのを活用しながら、年度内には3桁いききたいというふうに思っておりますので御理解いただきたいと思っております。

○委員長（村上和子君） 2番岡本委員。

○2番（岡本康裕君） ありがとうございます。

思ったより少ない、今のところ少ないといったような手応えなのかどうか、お答えしていただけますか。

○委員長（村上和子君） 企画財政班主幹、答弁。

○企画財政班主幹（宮下正美君） 2番岡本委員のほうからありました今の数字の見込みということですけれども、一応事業の開始に当たりますと、おおむね3桁、100件ぐらいの利用が見込めるのではないかなということで進めてきたところであります。それでいきますと、まだちょっと満たってはございませんが、正式サービスはことしの4月からスタートしているという部分と、あと対象が農家の方が中心になりますので、いろいろ農繁期の関係でなかなかそういう部分もあって、忙しい間はそんなの

とりあえず今のところ、いつでもいいやというのも意見として伺っているところであります。ちょうど作業も一段落し、これから冬に向かいますので、あくまでも民間のサービスで有料でやりますので、町が云々直接ということはありませんが、町もぜひ使っていただけるように、できる範囲で業者の方と連携を図っていききたいというふうに思っておりますので、御協力よろしく申し上げます。

○委員長（村上和子君） 2番岡本委員。

○2番（岡本康裕君） ありがとうございます。

今後また加入者がふえるという感じになってくるかと思っております。また利用に関しましても、整備が、環境が整っておりますので、今後随時いくのかなと個人的にも思っておりますが、超高速ブロードバンドが引かれる前段階、こういうものがもし町内全域に行き渡ると、防災だとか、医療だとかにも活用したいというお話もありましたが、そういったところ今段階で何かお考えはお持ちかどうか、決算とはちょっとずれてしまいますけれども、考えがあったら教えていただきたいと思っております。

○委員長（村上和子君） 企画財政班主幹、答弁。

○企画財政班主幹（宮下正美君） 2番岡本委員からありました今後の展開ということになります。

来年度予算に向けて云々というのはまだ現時点ではございませんが、それ以降も含めてということになります。今回のネットワークの整備につきましては、当初はインターネット、住んでいる皆さんが御自宅で早いインターネットを使える環境にということがもともとスタートだったのですけれども、ただ実際には、それだけではもったいないということで、やはり全町を網羅できる、いわゆる今の情報技術を使ったものを使えるようなネットワークを構築しようということで、最終的には決断をいただいて事業を開始しました。

そのネットワークを整備して、その利用活用として一つ農村部におられる方に今よりも早いインターネットができる環境を提供しようというふうにして、今インターネットのサービスについては民間の事業者さんをお願いをしているということです。あと、それだけではもったいないですので、現時点で、すぐ早急に手をつけれるということになりますが、26の決算の中には出てきておりません。今年度それを使いまして、町内の景観ですとか、あるいは避難所に対するWi-Fiも提供しました。これも事業が完了しております。一番遠くでは、町からずっと離れている吹上温泉ですとか、深山峠ですとか、そういう通常NTTが行っていなければ提供はできませんので、ほかの町でNTTが全域やっていれば、毎月利用料を払えれば、Wi-Fiとい

うを提供できるのですけれども、うちはそういうのを利用しない、自前で整備をしたものでそういうことを提供することができるようになったので、今そういうので活用しております。

これも決算とは直接関係ありませんが、春から言われておりました駅のWi-Fiに関しましても、今発注をかけて、工事は終わっております。事業自体は終わっておりませんが、駅でのWi-Fiも今テスト運用ということで、ちょっと使えるような形になっていますので、来年の観光シーズンに向けて利用していただけるのかなと。

あと、それ以外に景観ということで、ライブカメラも3カ所動かしております。見られた方もいらっしやると思いますが、日の出公園とジェットコースターの道から見た十勝岳と千望峠から見た十勝岳ということで全国に発信をしております。今でき上がったのはここまでです。

まだまだやれることがありまして、今後の部分でいきますと、うちの町で多分課題になってくるのは、防災情報の提供手法ですね、こちらにつきましては、実際には防災のほうの担当になりますが、今ある戸別受信機、全戸についておりますけれども、それも古くなってきて五、六年後に器械も古くなるのですけれども、電波法の関係で使えなくなるという部分もありますので、今まで皆さんのところにあったものをなくすということではできませんので、その代替をどう構築をしていくのか。そのときにまた、いろいろなことを考えることはできますが、ぜひ今回整備したものを全部使うということではありませんが、中継局が必要であれば、今あるものに追加で機材をつけてできないのか、あるいはそういうふうにコストを安くできないのかという部分もありますし、あと従前から言われています、今は一方通行ですので、双方向の部分ですとか、そういうものができないかですとか、この世界も一日一日技術が早くて大変なのですけれども、それ以外でもいろいろな無線を使ったいろいろなサービスの開発が随時されていておりますので、今後については観光面もあれですけれども、うちの町としては、あくまでも少し防災にシフトをした有効活用をお金との相談にもなりますが、利用して、ぜひ整備してよかったなというふうに思えるようにしたいというふうに今時点では考えております。

以上です。

○委員長(村上和子君) よろしいですか。

ほかにございませんか。

6番金子委員。

○6番(金子益三君) 73ページの委託料にかかわるところの閉校に伴いまして発生してきました旧

東中中学校施設保守ということで27万1,940円計上されておりますが、これらの利活用状況、いろいろ町も動いているのは承知はしているところがございますが、今後においてずっとまた発生していくのかどうか、まずお聞かせください。

○委員長(村上和子君) 総務課長、答弁。

○総務課長(石田昭彦君) 6番金子委員の御質問にお答えをいたします。

旧東中中学校の施設につきましては、今現在新たな利活用の方法等については具体的ものは持ち合わせていないとことになってございます。当然、家主がありますので、最低限の管理はしっかりしないとなりませんので、一定程度、年間数回の草刈りですとか、周りの住民の皆さんに御迷惑をかけない程度の管理は必要になりますので、引き続き一定程度のそういった保守管理は必要になってくるというふうに理解をしています。

○委員長(村上和子君) 6番金子委員。

○6番(金子益三君) 当然家主であります町がある程度管理をしていかななくてはならないというところなのでしょうけれども、現に現実問題として、新たな利活用の方策が見つからないというのであれば、何年間ほどずっと持つぐらいの算段はされているのですかね。取り壊しも含めて、もしそういった計画があれば教えていただきたいのですけれども。

○委員長(村上和子君) 総務課長、答弁。

○総務課長(石田昭彦君) 金子委員の御質問にお答えいたしますが、今現在、具体的計画は持ち合わせていないところであります。

○委員長(村上和子君) 企画財政班主幹、答弁。

○企画財政班主幹(宮下正美君) 6番金子委員から今、東中中学校の関係で、今時点ではあの施設をどうこうするという計画は持ち合わせてございません。ただ、施設自体については、今すぐなくすということでは予定をしておりますので、一応これまでもやっておりましたが、旧東中中学校の利活用の提案募集につきましては、引き続き文科省のホームページ等に掲載をして、広く何かいい利用方法はないうすかという御提案については受けているということで、それにつきましては継続をしているということです。

以上です。

○委員長(村上和子君) 6番金子委員。

○6番(金子益三君) 今、町なかにおいて危険な空き家調査等も今、町でされておりますし、建物の性質上、比較的大きな建物で、利活用されないまま、傷まないように当然保守管理はされていくとは思いますが、経年劣化も進んでおりますので、その辺はきちっと計画的に、何年度までにはどうすると

かというある程度の計画を今のうちから立てておいたほうが良いというふうに考えますが、まだ全く白紙ということの状態かどうか、確認します。

○委員長（村上和子君） 副町長、答弁。

○副町長（田中利幸君） 6番金子委員の御質問に私からも答えをさせていただきたいと思います。

この間の東中中学校の利活用についての町の動きは、あえて申し上げませんが御理解いただいているかと思えます。その直後でもございますので、同じような提案を地元の方々に御提案をすることはかなり困難だということも理解をしたところであります。したがって、今それを越えるアイデアを私どもが今持ち合わせていないのが実態でございます。ただ一方、あの建物を廃墟化、あるいは子どもたちの非行につながるようなことをしては元も子もありませんので、それら最低限の保守というのは先ほど担当課長から申し上げたとおりであります。

一方、壊すには4,000万円近くかかるのも見積もりをさせていただきますから、それが果たしてそこから何か生産が上がるのか、厳しいところでもありますので、それら壊すための4,000万円の財源をどうやって捻出していくのかも含め、大きな課題だというふうに認識をしております。

したがって、今現在、何年後にはどうするかというのは、私ども今持ち合わせておりませんが、それらも含め十分地元の方々としっかりまた協議を進めてまいりたいと。そして一定の方向性をまた議会の皆さんとも御相談をさせていただきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○委員長（村上和子君） よろしいですか。

11番米沢委員。

○11番（米沢義英君） 江幌小学校等も本来にあります。住民の方々も活用できるのだったら、町でいろいろな宿泊研修施設等という形で声が挙がっております。その点、やはり活用の仕方等については同僚議員も言いましたように、何年までにどうするという、ただ利活用の提案をインターネット上で求めるだけではなくて、町としてどうしたいのかというところを明確にしないで、ただ、だらだらだらだらということにはならないのではないかなというふうに思います。確かに壊すだとかという形になれば4,000万円という話も出てきていますが、どちらにしても、そういった住民の要望と兼ね合わせた活用方法も、当然設備投資もしなければならない部分もあります。そういうものも含めて、もう一度考え方をお伺いしたいと思います。

○委員長（村上和子君） 副町長、答弁。

○副町長（田中利幸君） 11番米沢委員の御質問

に私からお答えをさせていただきます。

江幌小学校も御案内のように閉校されました。子どもの期待すべき点についてお答えをさせていただきたいと思いますが、いわゆる住民の方々の研修施設、あるいは町外からの例えばスポーツ少年団の受け入れとか、さまざまアイデアはあることは承知をしておりますが、それらについては清富の小学校の分野で賄える。

子どもが期待をしているのは、東中も含めそうですが、企業としてそこに来てもらえないものだろうか、そこから経済や雇用が生まれまいだろうか、あるいは地域のコミュニティーをそういう外部からの企業も含め、そういうところから来てもらえることでその地域のコミュニティーがさらに活性化するのではないかと、そういうことを狙いにして期待しているところでもあります。そういう意味も込めてインターネットで、こういう物件がございますというようなことをこれまでも行ってきたところでもあります。なかなかすぐに子どもの期待のように売れるかどうかというのは相手がいることですから難しいですが、いつまでもあれを、例えば江幌の小学校をずっとあのままさらしておくつもりはございません。そういう地域の活性化に役立つようなことができないのかということは今期待もし、また努力もしているところでもあります。

以上であります。

○委員長（村上和子君） 11番米沢委員。

○11番（米沢義英君） いずれにしても、清富小学校だけでは十分ではないのですよね。やっぱり町が本当に、これから人口減少、あるいは他の定住化の中でまちづくりを進めていくという、それなりのボリュームのある、そういう施設整備というのも一定程度は確保しなければならない時期だというふうに思います。いつまでもということにはならないということで、なかなかいつまでもなっているような気がするのですよね。それで、そこら辺をきっちりさせてもらわないと、これはだめだというふうに思うのです。

よく言われているのは、農業者の収納受け入れ施設に変えるだとか、研修施設に変えるだとか、そういうものもいろいろ住民の方々から提案がありますので、それが本当に現実的なものであるならば、そういうものをしなければならぬし、多少無理をかけていても整備して、町として、これは住民の言われる、副町長がおっしゃるように、コミュニティーに活用できるようなそういうものの政策の中で打ち立てるのであれば、そういうものも早急に何年度までにはこういう方向で打ち出したいというような計画があつてこそ利活用も、また他の民間企業も町が

そういう計画を持っているのだったら、ここに乘ってみようかと。僕がもしも企業だったら、何も提示されないで、ただ来てくださいということでは僕は乗りませんよ。一定程度財源投資もあって、そこに必要な投資もしてくれて、企業側としてこの部分は投資できるから、残りは借り入れて賄うこととか、いろいろ考えるのです。それが今の企業ですから、そういう企業側に立った物の考え方、あるいは住民側に立った物の考え方で利活用の組み立てをすることが足りないのだというふうに思いますが、この点明確にさせていただきたい。

○委員長（村上和子君） 副町長、答弁。

○副町長（田中利幸君） 11番米沢委員の御質問に再度お答えをさせていただきます。

恐らく委員の御発言から私どもの考えと同じ目標だというふうに理解をしております。少なくとも町の施設として、維持管理をこれからもしていくことはいかがなものかというふうに考えております。米沢委員が御発言にあるように、地域を活性化するための一つのアイテムとして利活用をどういうふうにしていったらいいのかという方法論がいろいろあるのだと思います。

その中で、私ども考えておりました先ほど私からも御答弁をさせていただきましたが、一番いいのは地元の町民の方々、あるいは上富良野町全体としてのメリット、そういうことを少なくとも追求してまいりたいというふうに思っております。その方法論として情報を提供すること、あるいは町として支援すること、そういうことをしっかり整理をしてまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

○委員長（村上和子君） 11番米沢委員。

○11番（米沢義英君） 住民、東中では、雑穀とか、扱う業者については、地域になじまないということになりましたので、当然そういうことも考慮しながら、どうあるべきかということは検討していただきたい。

それで、施設管理なのですが、旧衛生センターの管理の問題なのですが、もう朽ち果てて、いわゆる町が景観条例に基づいて、あるいは地域の観光振興を進めるという点で、あれもあのまま本当に崩れ去るまで、あれをそのまま維持するという形なのですか。もしもそれを撤去か何かするという事になれば、相当数のお金もかかると思うのですが、その計画等についてもお伺いしておきたいと思っております。

○委員長（村上和子君） 総務課長、答弁。

○総務課長（石田昭彦君） 11番米沢委員の御質問にお答えいたします。

今、委員御発言にありましたように、衛生セン

ターもそうでありましょうし、今、副町長のほうから答弁をさせていただきました今未利用となっている施設等については、東中中学校、それから江幌小学校も、この春から閉校になってございますので、今後の具体的な利活用や利用方法、それから例えば解体といいますが、そういうものも含めてどうしていくのかということが具体のものになっていない施設等も複数ございます。

今、町におきましては、公共施設の総合維持管理計画を今年度中に策定する予定になっております。これらにつきましては、これまでは解体等にあつては、基本的には一財を使うことしか方法はありませんでしたけれども、国の施策の返還等によりまして、しっかりとしたそういう公共施設の維持管理計画を策定する中で一定程度起債の活用等もできるような仕組みが整っておりますので、そういうものに向けて、場合によってはそういう解体も含めて、今未利用になっている施設等の今後のあり方についても、この3月までに策定を予定しています公共施設等の総合維持管理計画を策定することで、それらの方向性を見出していきたいというふうに考えているところであります。

○委員長（村上和子君） ほかにございませんか。12番中瀬委員。

○12番（中瀬実君） 今の学校の敷地の管理の関係で、私も地元の関係でちょっとお尋ねしたい点がありますが、平成27年度に江幌小学校が廃校になりましたけれども、結果的にはたった1年しかたっていないのですが、江幌の学校の周辺を見ていただければわかると思いますけれども、非常に荒れ果てております。たまたま私どもの地元の永寿会の方々がグラウンドを使用するというので、若干の管理費をいただいて除草剤を散布しているからまだある程度は見られるのですが、校舎の周辺は非常に荒れております。校舎の中も非常に惨たんとしております。

このような状態で、例えば先ほどお話がありましたけれども、ホームページ等で例えばこの施設を利用したいという人があらわれたときに、その施設を見たときに、この管理状態で果たして本当にその施設を利用してくれる人がいるのか、そういった部分を考えたときには、やはりそれなりの施設の管理をきちっとしていただかなければならないと私は思っております。そういった面で、先ほど公共施設等の維持管理計画をこれから立てるということでありますので、そういった部分も含めて考えていただきたいと私は思っております。

○委員長（村上和子君） 企画財政班主幹、答弁。

○企画財政班主幹（宮下正美君） 施設の部分の管

理ということですので、江幌小学校の管理につきましては、周辺のほうにつきましては、今12番中瀬委員のほうから言いました地区の老人会の方の御協力をいただきながらやっていたのかなどというふうに思っております。学校内の部分については、まだ学校の備品等が一部残っております。それらにつきましては、それ以外の学校で今随時必要なものは持っていくという形でありますので、それが終わった時点で中のものにつきましてはきちんと整理をしていきたいなということで、今その整理作業を進めているということで、現況については御理解いただきたいと思っております。

○委員長（村上和子君） ほかにございませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（村上和子君） なければ、これで1款の議会費及び2款の総務費の質疑を終了します。

ここで説明員が交代しますので、少々お待ちください。

（説明員交代）

○委員長（村上和子君） 次に、3款民生費の100ページから123ページまでの質疑を行います。

ございませんか。

11番米沢委員。

○11番（米沢義英君） 105ページのケアハウスのかみふらのの地上デジタル放送受信設備という形になっておりますが、工事請負でなっておりますが、これは財産としてはないというふうに思うのですが、これはどういう請負内容で工事が行われているのか、ちょっとこの点お伺いしておきたいと思っております。

○委員長（村上和子君） 福祉対策班主幹、答弁よろしくお願いたします。

○福祉対策班主幹（渡邊寿恵君） 11番米沢委員の質問にお答えいたします。

こちらは、ビルの難視聴テレビ共線の共架柱変更工事になります。車両の衝突により電柱が破損しまして、撤去、新設のためにケアハウスの難視聴のテレビ共線共架のために、この工事を行ったものであります。

○委員長（村上和子君） 11番米沢委員。

○11番（米沢義英君） 車が電柱に衝突したと。これはどこに立っていた、その敷地内ということですよ。その関係なのですか。どういう、そこをちょっと詳しく原因車と関係者。

○委員長（村上和子君） 福祉対策班主幹。

○福祉対策班主幹（渡邊寿恵君） 11番米沢委員の質問にお答えいたします。

設置場所については、申しわけありませんが勉強不足で設置場所までは把握していませんが、ケアハ

ウスに対する難視聴共線といいますが、それに車両が衝突してしましまして、電柱が破損したことによりケアハウスに届かなくなってしまったので、その部分の電柱を撤去して、新しく電柱を設置したものでございます。ケアハウスの難視聴共線を供給するものでございます。

○委員長（村上和子君） 11番米沢委員。

○11番（米沢義英君） そうしますと、ぶつかったのは民間の一般の人で、受信をしていた電波を発信する電柱にぶつかったので壊れたと。そうしたらケアハウスの受信ができなくなったと。それで電柱を立てるのに、その請負工事費用という形になるのですか。

そこら辺は、例えば一般の人がぶつかったのであれば、原因車という形で負担しなければならない部分があるのですけれども、公共の車がぶつかったのが原因で倒したということであれば、それなりの負担という形になると思うのですけれども、そこら辺は公共性のもだから町が負担するのかなというように話になってしまうのですけれども、そこら辺どういうふうになっているのでしょうか。

○委員長（村上和子君） 福祉対策班主査、答弁。

○福祉対策班主査（武山義枝君） 11番米沢委員の御質問にお答えしたいと思います。

北電柱に設置してあります難視聴を解除するといいますが、電波を受信しやすくするための器械が電柱についているのですけれども、電柱の破損によってそれを北電の電柱を新設するに当たり、その器械も移さなければいけないのですけれども、それは一般の方なのですけれども、交通事故といいますが、電柱に一般の方がぶつかってその電柱を撤去することになったのですけれども、その辺の経過、私も町のほうで負担しなければならないのかということで、ちょっと北電のほうにも問い合わせをしましたところ、契約上は、契約書のほうを見ると、ぶつかった人がいても共架する電波の器械については、設置している町が新設のほうに移すときも町で負担しなければならないというような契約になっておりましたので、こちらのほうで請負費のほうを負担したということになっております。

以上です。

○委員長（村上和子君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

11番米沢委員。

○11番（米沢義英君） 110ページにかかわってなのでも、保健福祉の発達支援センターの事業という形で、いわゆる療育指導員の報償費、あるいは賃金という形で載っております。療育指導員の賃金等については、資料等にも載っております

が、ここで伺いたいのは、賃金等の臨時職員等の単価を、働いてもらうためにはやっぱり月額制に引き上げることが前提ではないかなというふうに思います。仕事した分、臨時ですから、これではいいのだと思うのですが、ただ処遇改善という点でいえば、やはりそういった体制をきちっとしてもらって、同等の仕事を補うという形にはなるのでしょうかけれども、処遇の改善という点でも1時間何ぼという形の対処方法ではなくて、月額報酬という形の対象の中でやるべきではないかというふうに私は考えるのですけれども、その点はどのようにお考えなのか、お伺いいたします。

○委員長（村上和子君） 保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（北川和宏君） 11番米沢委員の発達支援センターの臨時職員の処遇等にかかわる質問にお答えをしたいと思います。

資料にもあるとおり、発達支援センターにつきましては、職員のほか非常勤嘱託職員、それから臨時職員等で構成して対応をさせていただいているところでありまして、今年度春から、その体制の中で必要な部分として嘱託職員化も図りながらやっているところで、あと補助的な作業ということで、臨時職員ということで対応させていただいておりますので、そのときの状況を見ながら対応を考えておりますので御理解をいただきたいと思います。

○委員長（村上和子君） 11番米沢委員。

○11番（米沢義英君） いつまでたっても改善されないという形になります。890円だとか、資格に応じて790円から860円という形になっております。非常勤嘱託職員については、前段総務費のほうでも、管理のところでも述べましたけれども、有休のあり方、そういったものについては、そういう身分だからということで、完全に正職員、あるいは非常勤嘱託職員等の処遇から見たらずっと有休等についても十分ではないという状況が見受けられます。そういった意味でも、気持ちよく環境に働いてもらうためにも、そういった部分の見直しというのが必要ではないかというふうに思います。もう一度お伺いいたします。

○委員長（村上和子君） 保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（北川和宏君） 11番米沢委員の再度の質問であります。臨時職員の部分につきましては、指導に入っている間の託児の対応であるとか、また補助的な作業であるとか、時間的にもびっちりやっているわけではありませんので、どうしても臨時職員対応ということにならざるを得ないということで、処遇の部分につきましては、全体の中でその部分はまた判断していかなければならないのかもしれないけれども、うちのここの運営について

は今の段階で十分な対応ができてきているのかなということで御理解いただきたいと思ひますし、処遇の部分につきましては、その部分はここだけの問題ではないので、また十分な相談をしていきたいと思ひっておりますので、御理解いただきたいと思ひます。

○委員長（村上和子君） 11番米沢委員。

○11番（米沢義英君） 先ほども言いましたけれども、総務省の通達、臨時・非常勤職員等の任期、職員の任用等についての処遇の改善ということも出されていますので、ぜひお願いしたいと思います。

115ページの保健福祉、子育て支援、委託児童措置費という形で、ここに負担金及び交付金の中で保育士等の処遇改善事業という形で415万5,000円載っておりますが、これはそれぞれどういうふうに改善されているのか。実態等というのは、町でつかんでいらっしゃるかどうか、各保育所のわかっているならば、どういうふうに改善されているのか、この点お伺いしたいと思います。

○委員長（村上和子君） 子育て支援班主幹、答弁。

○子育て支援班主幹（安井民子君） 11番米沢委員の御質問にお答えします。

保育士の処遇改善事業につきましては、各保育所の理事、役員をしていない職員全員に対して一時金で支払われております。

○委員長（村上和子君） 11番米沢委員。

○11番（米沢義英君） 一時金という形になっているという形なのですが、恐らくその処遇の仕方は通達にもありましたけれども、一時金というふうに反映するか、あるいは賃金に上乗せして配分するかというのは、その運用する保育所の状況によって判断されるべきだという形になっております。今後こういうことになれば、一時金という形であれば単発的に、これからまだこういった処遇改善というのは続く予算なのか、ちょっと確認しておきたいと思ひます。

○委員長（村上和子君） 子育て支援班主幹、答弁。

○子育て支援班主幹（安井民子君） 11番米沢委員の御質問にお答えします。

処遇改善事業につきましては、特例の事業として補助金が出ています。27年度、今年度からはこの部分が給付費の加算という形になってきておりますので、これは27年度以降は、通常の運営費というか、給付費の中に含まれております。今年度については、各施設でもまだ準備が整っていなかったので一時金という形で支給する予定をしておりますけれども、次年度以降につきましては、給与の改善に取り組む予定をしております。

○委員長（村上和子君） 11番米沢委員。

○11番（米沢義英君） 給与の改善に、運営費に措置されるという形だというふうに思いますが、それであったとしても、一時金という形で上乘せすることも可能だし、いわゆる賃金の上乗せということも可能だという形なのでしょうか。そこら辺、確認したいと思います。

○委員長（村上和子君） 子育て支援班主幹、答弁。

○子育て支援班主幹（安井民子君） 11番米沢委員の御質問にお答えします。

基本的には、各施設に委ねられておりますけれども、国のほうの指導としましては、本俸の改善をするようにということに来ておりますけれども、強制できるものではないということです。

○委員長（村上和子君） 11番米沢委員。

○11番（米沢義英君） ちょっと戻りますけれども、1人当たり大体どのぐらいこの処遇改善で手当として支給されたという、平均したら、人数割りましたら大体出てくるかと思いますが、その点わかれば、わからなければよろしいです。

○委員長（村上和子君） 子育て支援班主幹、答弁。

○子育て支援班主幹（安井民子君） 11番米沢委員の御質問にお答えします。

平均の金額については押さえておりませんが、正職員で多い方であれば10万円以上の金額になりますし、臨時職員にも当たる一時金になっておりますので、三、四万円という金額もあります。

○委員長（村上和子君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

11番米沢委員。

○11番（米沢義英君） 122ページの児童福祉総務費で、3款2項3目の子育てのごみ袋の支給がうたわれております。これは、大変今好評を得ておりまして、対象年齢もちょっと引き上げてほしいというような、そういう話が出ております。対象年齢は恐らく1歳の該当かというふうに思いますが、この報告書の中にも書かれてはおりますが、185名の実績という形で1万560枚という形になっておりますが、この点、町の対応等についてちょっとお伺いしておきたいと思います。

○委員長（村上和子君） 保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（北川和宏君） 11番米沢委員の子育て支援ごみ袋交付事業にかかわる質問でありますけれども、この部分につきましては、成果報告書にあるとおり、出生時、それから1歳児誕生日にそれぞれごみ袋1年分を交付させていただくということで、満2歳児までの支援という形になっておりま

す。なぜ満2歳児にしたかということについては、以前にもこの事業を導入するときに子どものおむつのとれる時期ということを勘案して、そういうことを含めて支給年齢を決めておりますので、その部分について御理解をいただきたいなと思います。

○委員長（村上和子君） 11番米沢委員。

○11番（米沢義英君） 2歳まで、正確ではないのですが3歳までです。3歳までの、そういうまだ子どもさんによってとれない子どもさん中にいらっしゃると思いますので、そういう声があります。そこら辺ちょっとお伺いしておきます。

○委員長（村上和子君） 子育て支援班主幹、答弁。

○子育て支援班主幹（安井民子君） 11番米沢委員の御質問にお答えします。

2歳までのお子さんです。2歳になるまでの分としてごみ袋を交付しておりますけれども、1歳半の健診時からそろそろトイレトレーニングを始めましょうということで、乳幼児健診の中でもお母さんたちとお話ししておりますし、2歳になったら、とれないお子さんも当然いらっしゃると思うのですが、そのぐらいの年齢になったら、保護者の方にもお子さんに対して、そういう働きかけをしていただきたいということで、この年齢を設定しております。

○委員長（村上和子君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

10番高松委員。

○10番（高松克年君） 107ページに高齢者支援班の中で委託料というのがあるのですが、これが資料の附属の調書によると、およそ600万円から371万6,000円に下がっているのですね。その中で、除雪サービスというのが108世帯から106世帯に下がっている。そして、しかも金額も下がっているということは、全体の中での割合としてはどういうふうになっているか。この間、聞き取りのときには、除雪のところだけしか聞かなかったのですが、ほかとの割合がどういうふうになっているか、お伺いしたいのですが、よろしいですか。

○委員長（村上和子君） 高齢者支援班主幹、答弁。

○高齢者支援班主幹（北川徳幸君） ただいま10番高松委員の在宅福祉推進事業、委託料の関係の御質問だと思いますが、お答えしたいと思います。

委員おっしゃる資料というのは、恐らく成果報告書だと思います。その中で、前年度599万5,000円が本年の371万6,000円に減ったというような記載をさせていただいております。ここで申しわけないのですが、前年度の599万5,

000円のうち、実は緊急通報システムの保守点検料も150万円程度含めてありますので、実際は去年は448万1,000円に対して、本年度は371万6,000円ということで、申しわけないですけども、その分訂正をお願いしたいと思います。

さらに、この371万6,000円の在宅サービスの内訳ということの御質問でよろしかったですでしょうか。数字を申し上げます。平成26年度においての各在宅サービスの内訳なのですけれども、まず除雪サービスが125万1000円、電話サービス6万1,000円、利用サービス9万4,500円、移送サービス87万9,385円、配食サービス143万850円ということで、25年度から26年度の減額要素といたしまして、大きな部分については、除雪サービスが25年においては約199万円のところ、今回125万円になったということで、この部分が大きな原因だと思います。理由といたしましては、昨年においては降雪量が少なかったということで御理解いただきたいと思います。

以上です。

○委員長（村上和子君） よろしいですか。

10番高松委員。

○10番（高松克年君） その辺での雪が少なかった点というのは、非常によかったと思うのですけれども、金額面とか、そういうところが目についてか、実際に庭先の云々ということがあってなのかはわからないのですけれども、若干やっぱりそういう不満というか、住民の人たちからの不満があって、我々のところにもそういう声が聞こえてきたのかなということがありますので、ぜひその辺は考慮お願いしたいというふうに思うのと、実績ですから、これをどうこうということはないのですけれども、その辺少し動きのあるような予算措置というか、そういうものができればなというふうには思います。

○委員長（村上和子君） 高齢者支援班主幹、答弁。

○高齢者支援班主幹（北川徳幸君） ただいまの御質問に対してお答えいたします。

高松委員のさきの一般質問でも除雪サービスの関係の間口の関係ということで御質問いただいたところです。私どもの委託先は社会福祉協議会なのですけれども、さらに委託している高齢者事業団に確認したところ、たまたま除雪サービスした後に除雪車が通って、結果的に間口ができてしまうと、そういうような事例もあったように聞いております。その場合においては、除雪車が行った後において、さらにもう一回行っているような状況ということで、本サービスを使っている方については、おおむねその間口の問題は解決されているというふうに理解して

おります。

以上です。

○委員長（村上和子君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

11番米沢委員。

○11番（米沢義英君） 105ページのかみんの利用料等について、非常に延べ人数も前年度から比べて平均的に利用がされているという状況になっております。この施設の使用に当たって、料金等の設定に当たって、減免等の設置もなされております。例えばボランティア等であれば、利用料が減免、あるいは免除される制度があるかというふうに思いますが、料金を例えば500円とった、1,000円利用いただきますと、あるいは1,500円ほどいただきますという形になった場合、舞台を使う、同じ料金の徴収に至っては500円から1,500円ぐらいの、2,000円でもいいですが、差があるとしたら、これは同じ使用料になりますか。2時間使用するとします。

○委員長（村上和子君） 福祉対策班主幹、答弁。

○福祉対策班主幹（渡邊寿恵君） 11番米沢委員の質問にお答えいたします。

施設使用料は、お部屋ごとに単価が決まっております。そのお部屋を使用する単価に時間を掛けて計算をさせていただいております。また、減免については、それぞれ減免の規定がございますので、規定に沿って減免した形で使用料のほうは算定させていただいているところです。

○委員長（村上和子君） 11番米沢委員。

○11番（米沢義英君） いつも質問するときちょっと不十分な質問で、担当者の方は何を言っているかわからないと思うのですけれども、大ホールを使用する場合、全くチャリティーという形で徴収しなかった場合、これは料金設定はどうなるのかという点と、料金を500円もしくは2,000円で各団体がそれぞれ徴収した場合、2時間という形で設定した場合、舞台も使用するという場合、料金の設定はどうなるのか、お伺いいたします。

○委員長（村上和子君） 福祉対策班主幹、答弁。

○福祉対策班主幹（渡邊寿恵君） 11番米沢委員の質問にお答えいたします。

利用料を徴収した場合には規定がございまして、うちのほうで基準を設けておりまして、利用料を徴収する場合には、使用料の3倍を徴収するというようになってございます。ホールでステージを使った場合には、ステージ使用料として5,000円また別途かかってくることとなります。町内のボランティア団体等が使用した場合には、減免措置、全額免除となりますので、その場合には無料となりま



す。

以上でございます。

○委員長（村上和子君） 11番米沢委員。

○11番（米沢義英君） そこで、こういう話があります。実際、500円ぐらいで設定して利用したけれども、舞台を使うということであれば、その3倍当然納めなければならないと。仮に、2,000円お客さんから入館料、入場料という形で徴収した場合でも同じだと。いろいろと講師を呼ぶ、そういった人たちを呼ぶということになれば、経費が当然かかりますよね。そうすると、少ない入館料で利用した団体と多い場合とでは不公平感があるのではないかというのですけれども、そこら辺、やはり何とか利用しやすいようにもっと改善してほしいという声があるのですね。

そういう方たちは、文化というか、そういう利用する方というのは、もっと無料開放の期間を設定してほしい。発表の場があれば、その人たちもやっぱり生き生きとして活動もできるし、地域との交流もできるというのですね。これから文化ということが非常に大事になってきていますし、地域のコミュニティーというのも大事になってきていますし、料金の設定のあり方も、これはいろいろ問題はあるかと思いますが、十分考慮した中で徴収利用料の受ける側のほうとして町の利用料のあり方というのも検討される必要があるのではないかなというふうに思いますが、この点お伺いしておきたいと思います。

○委員長（村上和子君） 保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（北川和宏君） 11番米沢委員の施設の使用料に関する質問ですが、使用料をとっているのは保健福祉センターだけではなく、他の施設もあります。それとの兼ね合いもあると思いますが、利用内容に応じた使用料のあり方がどうなのかというのは、その都度確認しながらということが必要であると思いますし、そのような意見があることも聞いております。ただ、一定程度のルールはきちっと持ち合わせていないと、相手への説明もつきませんので、その部分は御理解いただきながら、使用目的を確認しながら、その内容が適正なのかどうなのかというのは判断してやりたいと思っておりますので、今後についても、そのような中身について検討しながら対応を図ってまいりたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○委員長（村上和子君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（村上和子君） なければ、これで3款民生費の質疑を修了します。

ここで説明員が交代しますので、少々お待ちください。

（説明員交代）

○委員長（村上和子君） 次に、4款衛生費の122ページから139ページまでの質疑を行います。

6番金子委員。

○6番（金子益三君） 127ページのがん検診にかかわるところでちょっとお聞きしたいのですが、昨年度も大体同額程度ということで、各種がん検診行っております。健康かみふらの21の中でも、特に上富良野町の死亡率の中で高いウエートを占めているということで判断されている中で、現在、25年度と同等の金額の措置で十分間に合っているかどうか、まずお聞きしたいと思います。

○委員長（村上和子君） 健康づくり担当課長、答弁。

○健康づくり担当課長（杉原直美君） 6番金子委員の御質問にお答えします。

がん検診につきましては、委員御指摘のとおり、上富良野町におきましても3人に1人はがんで亡くなり、2人に1人はがんになる時代になっておまして、医療費も相当数を占めております。健康21の推進も含めて、がん検診の受診率を向上させるということで、26年度の決算額では今回提示させていただいたものですが、27年今年度におきましては、補正をかけて健診の受診率は伸びている状況です。

○委員長（村上和子君） ほかにございませんか。

11番米沢委員。

○11番（米沢義英君） 乳幼児医療費の問題で125ページについてお伺いいたします。

大変無料化の動きが全道的にも全国的にも広がっております。乳幼児医療費の中で、上富良野町は25年、26年の決算において、よく言われるコンビニ受診みたいのというのが見受けられるのですか。ちょっとこの点お伺いしておきたいと思っております。

○委員長（村上和子君） 町民生活課長、答弁。

○町民生活課長（鈴木真弓君） 11番米沢委員の御質問にお答えします。

乳幼児医療費助成にかかわる質問ということで、コンビニ受診になるような受診の実態があるかという御質問だと思っておりますが、私も医療費を担当している所管としては、コンビニとしての受診をしているというような状況の実態は、現在のところうちの町の受診者の中では確認しているものではないです。

以上です。

○委員長（村上和子君） 11番米沢委員。

○11番（米沢義英君） 今、各自治体でもやはり中学校までの医療費の無料化の拡大が広がっております。町は、他の子育て支援を充実しているからこ

の点には及ばないというような話もされております。コンビニ受診もないということですから、恐らく国会の答弁の中でもそういう答弁もされているという状況があります。

中学校までの医療費を拡大することによって、大体1人当たり現在と対比してどのぐらい予算措置が必要なのかがわかれば、ちょっとお伺いしておきたいと思います。

○委員長（村上和子君） 町民生活課長、答弁。

○町民生活課長（鈴木真弓君） 11番米沢委員の中学生まで医療費を無料化した場合の積算についてのございますが、昨年度の実績、受診者の状況に応じまして、国保の加入者の数を算定としまして、仮にこれを中学生まで医療費を無料化した場合としましたときには、約3,000万円ということで試算はしております。しかし、これも全体の社会保険の加入者の方も相当数、共済費の方もいらっしゃると思いますので、この数値がそのまま適合されるかどうかは、判断で所管としても苦しむところではございますが、あくまで国保の加入者を割り返して子どもの数を掛けた形を算出した場合の算出ということでの積算は、持ち合わせているところがございます。

以上です。

○委員長（村上和子君） 11番米沢委員。

○11番（米沢義英君） そうしますと、若干変動があるかというふうに思います。

中学校までになると、相当体力的にも、みずからの体力もついて、特別なけがだとか、疾患がない限りは、病院に行くということは恐らく回数が少なくなってくると思います。小学校なんかを見てみましても、4年生をピークに体力もついて、相当医療にかかる回数が、病院にかかる回数も減るという状況になってきています。

そういうことを考えたときに、一定の財政措置をとりながら、こういった中学校までの医療費の無料化枠を町独自でも拡大する。その財源として、今言われているように、地域創成交付金だとか、活用するなどのいろいろな案もあるかというふうに思います。そういうものも含めて、それを活用しないまでも、自治体が財源を確保できるような環境は十分整えられるのだろうかというふうに思いますが、この点はどうでしょうか。

○委員長（村上和子君） 町民生活課長、答弁。

○町民生活課長（鈴木真弓君） 11番米沢委員の御質問にお答えいたします。

医療費の無料化につきましては、先般より委員のほうから一般質問等でも御意見を賜っているところでございますが、町の基本方針としましては、子育て

て世帯に対して医療費の一分野ではなくて、さまざまな子育て支援の施策を全体を通して見きわめて、その中でいかに子育て世代に対して支援をしていくかということを中心に考えて、さまざまな施策を横断的に考えていきたいと思っておりますので、委員のほうも御理解を賜りたいと考えております。

以上です。

○委員長（村上和子君） 11番米沢委員。

○11番（米沢義英君） そうしますと、日程的には上らないという形になると思いますが、それではよろしいですか。全くこれは考慮することもできないし、将来的にはそういう課題には上らないという形になりますか。お伺いいたします。

○委員長（村上和子君） 町民生活課長、答弁。

○町民生活課長（鈴木真弓君） ただいま医療費につきましては、国民健康保険自体が保険者の移行も平成30年に移行することも踏まえ、医療費制度については、国が基本的にさまざまな子どもたちの医療費の無料化についても御審議を賜っているところでございます。

委員のおっしゃるとおり、全道の中でもさまざまな施策を行っていることで、私たちも情報を得ているところでございますが、しかしこの医療費を無料化にすることによって、国保の会計にペナルティーを課せられることも十分私どもも理解した上で、今後のこの施策については、国の方針として取り上げていくのか、そもそも町自体の独自施策でいくのか、その辺について十分情報を伺いながら今後の施策については検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○委員長（村上和子君） 11番米沢委員。

○11番（米沢義英君） ペナルティーだとか何とかというのはとんでもない話で、国会でもこの問題を取り上げられています。そういう動きを極力避けるようにという形でありますので、その点をぜひ進めていただきたいというふうに思いますし、確かに制度が変わりますのでどうなるかわかりませんが、そこへ迷い込んでしまって、私はやりませんというような、そういうことでは私は困るというふうに思いますので、この点はしっかりと、総体的にバランスのとれたという形で言うておりますので、それもそれではバランスの一つではないかということになりますよ。その点もう一度確認しておきたいと思えます。

○委員長（村上和子君） 副町長、答弁。

○副町長（田中利幸君） 11番米沢委員の医療費の無料化についての御質問に私のほうからお答えをさせていただきますと思います。

この間、何度も一般質問等で町の考え方を答弁させていただいております。決して中学校までの医療費をこれから未来永劫していかないということを申し上げたわけではなかったかと思えます。

ただ、上富良野町のこれまで行ってきた子育て支援策、先ほど話題にもありますごみのこともそうですし、発達に少し心配な方の療育発達支援センターの取り組み、かみふっ子健診、子どもの放課後児童対策含め、総合的な子育て支援対策をこれまでもやってきたことをあわせると、医療費の助成については、それまで3歳児までは無料でしたが、この間就学前の児童については完全に無料化、あと小学校までは入院費の助成についても町で一定程度補助する施策をこれまでも行ってきたところであります。

したがって、今、国は人口減少、地方創生の大きな柱として子育て支援策の充実というのを柱に上げておりますし、10%の消費税の財源をそちらのほうに充てることも決まっております。これらを含め、これから子育て支援策が国においてどのように方向性を示してくるのか。さらには、町として、それらの子育て支援策をしっかりとどのように構築をさらにしていくのか、これらについてはもう少し方向性を見定める必要があるかというふうに考えております。決して、それ以上の医療費の無料化をしないという、金輪際しないということではないことを御理解をいただきたいと思えます。

○委員長（村上和子君） ほかにございませんか。3番佐川委員。

○3番（佐川典子君） 135ページの減量化資源事業ということで、成果報告書のところの35ページにも載っておりますけれども、24年度から試行期間として小型電気、電子機器の収集をしていると思うのですが、今回26年度が出ているのですけれども、この傾向というか、26年度に引き続いて今後どのような考えでいくのか、ちょっと伺いたいと思えます。

○委員長（村上和子君） 生活環境班主幹、答弁。

○生活環境班主幹（狩野寿志君） ただいまの3番の佐川委員の御質問にお答えします。

平成24年度から小型電子機器ということで、ステーション回収ということで、町の役場とクリーンセンターと2カ所におきまして小型家電を収集して1キロ1円で売るといようなことをやっています。売った業者がそれをさらにリサイクルをして、鉄ですとか、金属類、レアメタルとか、そういうものを再利用されて、小型家電リサイクルしていくという形になっております。今後におきましても、このような形で収集し、リサイクルを進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（村上和子君） 3番佐川委員。

○3番（佐川典子君） 売れば資源ということで、これからたくさん小型のテレビ系統のものが出ると思うのですが、ここでちょっと気になるのが、道路際だとかに、不法投棄のテレビとか置いてあるのが、どこだかちょっと忘れてしまったのですけれどもあったのですけれども、不法投棄の中で小型電器類というのはありますでしょうか。どのぐらいあるのでしょうか。わかれば教えていただければと。ほかのほうの空き瓶だとか、ペットボトルとかも町民の方がすごく理解されていて、すごく高まっているのは本当に理解しているのですけれども、ちょっと不法投棄の部分はどんなふうな処理になっていくのか。ちょっと伺いたいと思えます。

○委員長（村上和子君） 生活環境班主幹、答弁。

○生活環境班主幹（狩野寿志君） ただいまの3番の佐川委員の質問にお答えしたいと思います。

不法投棄としまして、道路用地とかに不法投棄されている多かったのがテレビですとか、冷蔵庫、洗濯機、そういうものにつきましては、特定家電類となりまして、小型家電とはまた違うのですよね。それでそれにつきましては、別な処置の方法、旭川の処分業者のほうに持っていきまして、それは特定家電として処理させていただいております。

小型家電というのは、それ以外のコンセント、電池類で動くものが小型家電としてありますが、特に不法投棄で、そんなに多くはなかったのですけれども、一昨年くらいからですか、テレビ類はかなり多うございました。年間10台ぐらいはあったと思いますが、ここ最近はそれほどないような形になっております。

以上でございます。

○委員長（村上和子君） よろしいですか。

4番長谷川委員。

○4番（長谷川德行君） 133ページ、ゴミ埋立地の委託料周辺水質検査、この結果はどのようになっているのか、お伺いいたします。

○委員長（村上和子君） 町民生活課長、答弁。

○町民生活課長（鈴木真弓君） 4番長谷川委員のゴミ埋立地管理費周辺水質検査についての御質問にお答えいたします。

この周辺水質検査につきましては、旧東中ゴミ埋立地にかかわる水質検査を年1回実施しているものでございます。検査項目は26項目検査をし、現在のところ有害物質の検出はされていないことを御報告申し上げます。

以上です。

○委員長（村上和子君） 4番長谷川委員。

○4番(長谷川徳行君) それに付随して一般廃棄物の施設周辺の水質検査はされているのかどうか、お聞きしたいと思います。

○委員長(村上和子君) 町民生活課長、答弁。

○町民生活課長(鈴木真弓君) 4番長谷川委員の御質問にお答えいたします。

ごみの関連施設として、日新地区にあるクリーンセンターにつきましては、クリーンセンター委託費の中で、そこにつきましては毎月1回、検査項目も決められた法定検査ということで、そちらのほうも検査し、報告のほうでは有害物質等の検出等についてはないということで報告をいただいております。

以上です。

○委員長(村上和子君) よろしいですか。

ほか、ございませんか。

11番米沢委員。

○11番(米沢義英君) 125ページで、幼児健診等が行われております。ここで子どもの生活習慣予防かみふっ子健診等も、歯科の部分なのですが、保健指導では281名、フッ素なども対応して、臨時的な衛生士も雇用しながら対応しているというふうに書かれておりますが、歯科保健という形で指導することによって、子どもたちの健康管理を小さいときから虫歯予防を進めて将来の成長につなげていくという形になっているかと思いますが、これは現況としては、現在どういう効果があるか、そのものがなかなかわかりづらい部分なのですが、その点ちょっとお伺いしておきたいと思っております。

○委員長(村上和子君) 健康づくり担当課長、答弁。

○健康づくり担当課長(杉原直美君) 11番米沢委員の子どもの歯科状況についての御質問にお答えします。

現在、子どもの歯については、10カ月の乳児相談から歯科衛生士の口腔の手入れから始まり、1歳の歯科医院におけるフッ素塗布あわせた歯科検診の実施、1歳半健診における歯科医師と歯科衛生士による歯の指導、3歳児健診による歯科医師による検診とあわせて歯科衛生士による歯科ブラッシング指導、その後、就学時健診の歯の検査で虫歯の状況などを確認しています。

近年少しずつですが変化があったのですが、上富良野町におきましては非常に虫歯が多い状況がありまして、乳幼児期からの歯科の保健については力を入れていたところですが、特に近年におきましては、3歳児健診の齲歯の保有は虐待、ネグレクトにつながるということで、重要なポイントとして確認させていただいております。就学時健診までの間の歯科は非常にいい状況で推移してきております。その後、

学童になってからの歯科検診は、学校保健法の中で実施されていますが、なかなか北海道全て虫歯の全国比では多い状況ですので、今後もまだ歯が生えそろう前からの歯科保健の充実に努めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長(村上和子君) よろしいですか。

ほか、ございませんか。

6番金子委員。

○6番(金子益三君) 129ページの予防接種の関係にかかわるところで、当然報道でも多々ありますように、26年度において子宮頸がんワクチンについては、国も積極的に接種というものを控えるようにしているということで、ゼロ人という成果報告書にもなっておりますが、任意で受けられる方というの誰もいらっしやなくて、完全に町としては子宮頸がんワクチンについては、もう一切手つけずということだったのでしょうか。

○委員長(村上和子君) 健康づくり担当課長、答弁。

○健康づくり担当課長(杉原直美君) 6番の金子委員の御質問にお答えします。

間違った報道がありますが、今現在も子宮頸がんワクチンは定期の予防接種になっております。ですので、法律上接種すべきワクチンになっております。頸がんを予防できるのは早い時期からのワクチンが有効だという検証に基づいた結果です。

ただ、接種をされた方たちが非常に重篤な副作用が起きているということも事実なものですから、町におきましては、国の指導に従って積極的な接種の勧奨をしていない状況です。ただ定期の接種ですので、接種するという御希望があれば、実際受けられますし、26年度はゼロでしたが、27年度におきましては希望されている方もいらっしやる状況です。

以上です。

○委員長(村上和子君) よろしいですか。

ほか、ございませんか。

11番米沢委員。

○11番(米沢義英君) 129ページの妊婦健診審査という形で、町では14回の健康診査受診票、あと超音波検査も6回という形となっております。上富良野町に当然産婦人科医院がございませんので、富良野もしくは旭川等その他というふうになっているかと思いますが、そのことを考えますと、大体旭川、富良野、その他という形になりますと、どのぐらいの割合で通院というか、されているのか。この点まずお伺いしておきたいと思っております。

○委員長(村上和子君) 健康づくり担当課長、答

弁。

○健康づくり担当課長(杉原直美君) 11番米沢委員の妊婦健診、出産場所の医療機関の地区別の推移ですが、正確な数字は押さえておりませんが、富良野協会病院に産科医が2名体制になってからは徐々に富良野で健診を受けられる方が多く、現在では半数以上が富良野地域に行っている状況です。

以上です。

○委員長(村上和子君) 11番米沢委員。

○11番(米沢義英君) よく出産にかかわる費用等についての経費というのは、一定部分、社保だと国保で出るという部分もあるかというふうにも思いますが、その範囲内で聞きましたら、大体おさまっているという形になっているかというふうに思いますが、現状では、交通費も含めた費用負担というのは、実態わかればなのですが、どのような形になっているか、お伺いいたします。

○委員長(村上和子君) 健康づくり担当課長、答弁。

○健康づくり担当課長(杉原直美君) 妊娠中の受診券、超音波検査含めての健診のみの助成になっております。交通費などはしておりません。

以上です。

○委員長(村上和子君) 11番米沢委員。

○11番(米沢義英君) 他の、新聞等では、交通費の助成なんかもしているというところもあるのですが、そこら辺までは、上富良野はしなくても十分現行の中では対応できるという形でよろしいでしょうか。

○委員長(村上和子君) 健康づくり担当課長、答弁。

○健康づくり担当課長(杉原直美君) 11番米沢委員の御質問にお答えします。

非常に妊娠中から手厚い保健指導を実施しておりますので、経済的な負担がある母子に関しましては、妊娠初期の時点で明らかになる状況でありまして、その時点で福祉のほうとの連携も十分とっている段階で、特に出産に向けての経済的な心配、相談というのは都度確認させていただいていますが、特に大きな問題は今のところ発生していない状況です。

○委員長(村上和子君) 11番米沢委員。

○11番(米沢義英君) 上富良野町の場合は、不妊治療だとか、そういうのは実際何件か、ありますか。

○委員長(村上和子君) 健康づくり担当課長、答弁。

○健康づくり担当課長(杉原直美君) 11番米沢委員の御質問にお答えします。

不妊治療の助成の制度につきましては、道が今実際行っていて、それぞれ以前に委員の御質問にありました不妊治療についての管内の町村での助成を単独でやっている市町村を調べました。特にやっているところもありますし、上富良野町のように道の助成のみのところもあります。

上富良野町の助成についてですが、過去何年間かは北海道が助成の対象になりますので、富良野保健所に申請をすることになりますので、その数で押さえているところですが、出生数と、それで比較をしたのですが、年度により多少の変化はあります。平成16年から25年までに48件、平均しても、1年間にゼロのときもありますし、出生数と関係なく24年は15件とか、やはりその受けたい方、妊娠を希望される方の回数だと思います。

この制度が28年4月からまた制度が変わりまして、43歳が大きなめどになりますので、受けられる方に混乱がないよう、きちんとした周知をさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長(村上和子君) 11番米沢委員。

○11番(米沢義英君) 上富良野独自としては、そういった助成制度はしないという形なのでしょうか。本来そういうものも含めて、要望があればそういった方向で検討する余地もあるかというふうに思いますが、そこら辺は全くないという形でよろしいですか。

○委員長(村上和子君) 健康づくり担当課長、答弁。

○健康づくり担当課長(杉原直美君) 国の施策と道の補助対象範囲を含めて、町はそれに従って考えているところです。それ以外の町独自の不妊治療に対しての助成に関しては、非常にこれはデリケートな問題ですので、助成をすることで果たして子育て支援につながるだろうかと。また、対象に対してではなく、もっと広く子どもたち、お母さんたちに対して支援が行き届く方法はないだろうかというふうに考えて、今の時点では検討する余地はないというふうに判断しております。

○委員長(村上和子君) 11番米沢委員。

○11番(米沢義英君) 次に、健康かみふらの21の中で、子どもの生活習慣予防という形で、小学生、中学生を対象に受診を健康増進のために行っております。この資料を見ますと、小学5年生の対象者が103人で、受診者53人。中学2年生について112人で受診者は49人という形になっております。これは相手があることですから、こちらが幾ら受診してほしいと思ってもなかなか受診に結びつかないという状況があるかというふうに思いま

す。

それで、今後、こういう生活習慣病予防にかかわって子どもさんの受診率を高めるためには、あるいは保健指導だけではなくて、いわゆる学校等の指導も含めた中での予防医療のあり方というのも必要ではないかなというふうに思いますが、その点、26年度の決算に当たってどのようにお考えなのか、お伺いいたします。

○委員長（村上和子君） 健康づくり担当課長、答弁。

○健康づくり担当課長（杉原直美君） 11番米沢委員の御質問にお答えします。

平成26年のかみふっ子健診は、小学生で51%、中学2年生で43%と、当初目標を60%というふうに設定しておりましたので、目標達成には至っておりません。ただ生活習慣、委員の御指摘のように、生まれてからずっとのことですので、親御さんとともに保健指導を充実させてきたところがあります。今後も保健指導を充実させていくということには変わりはありません。ただ、受けやすい体制をどのようにするかということは考えて、御本人もしくは保護者の方が受けやすい体制をどういうふうにつくっていくかを考えた中で、27年度は少し期間を延ばすとか、それから時間を延ばすとか、いろいろな方法を取りながら受けやすい体制を考えていきたいと思っております。今後におきましては、学校教育との連携を取りながら受診の拡大を図ってきたいというふうに考えているところです。

○委員長（村上和子君） 11番米沢委員。

○11番（米沢義英君） 137ページのごみの収集についてお伺いいたします。

古布、いわゆる布ですね、布の回収等も町のほうで回収がされているかと思っております。町へ歩いて持っていくとなるとなかなか行きづらい、寄りづらいという声があります。一般の収集日に合わせて回収できないものかというような声がありますが、布となると、雨だとか、いろいろなことも考えられますが、そこら辺の収集のあり方というのは改善できるのかどうか、工夫をする必要があるのではないかなというふうに思っていますので、結構布等については一般ごみで処理されている方も多数いらっしゃいますので、もしもリサイクルとか、あるいは何かの形でごみの焼却に、あるいは負荷をかけないということであれば、そういった住民が望むような方法での回収方法も一つなのかなというふうに思いますけれども、この点お伺いいたします。

○委員長（村上和子君） 町民生活課長、答弁。

○町民生活課長（鈴木真弓君） 11番米沢委員の布類のごみの搬出についての御質問についてお答え

します。

布類につきましては、富良野沿線等の中では上富良野町独自で、私どもの町ではどうしても可燃ごみ出さなければいけないことから、可燃ごみの皆様に御負担をかけない形で何とか布類を区分して回収するように現在努めているところでございます。ただ、素材によって、回収できるものとできないものが回収業者のほうの調整によりまして毎年見直しをかけられているところもありますので、住民の皆様にも、その辺、制度をある程度木綿類に特定していた時期もありますが、最近はかなり布類の中での拡大もされてきておりますので、それについても十分検討し、住民の皆様にも周知してまいりたいと思っております。

ただ、米沢委員の御質問のとおり、本当に回収車で回ることができれば一番住民の皆様が搬出しやすい状況だとは思いますが、現在やはり可燃ごみとその他さまざまなごみの回収日を既に現在の状況で回っていることから、この布類は先ほども小型電子機器と同じように、直接私ども町の役場の町民生活課窓口、またはクリーンセンター、こちらの直接搬入、この2カ所で今現在対応しておりますので、今後この出し方についても、ごみの見直しを図るときに向けて十分協議してまいる事項だとは考えておりますので、現在のところは、何とか町民の皆様にも可燃ごみで出すよりも、直接本当にビニールの袋、紙袋に入れてお持ちいただいておりますので、そういうことで私どももPRをしながら皆様にごみの処理料をかけないように、これについては回収してまいりたいということで考えていきたいと思っております。

○委員長（村上和子君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（村上和子君） なければ、これで4款の衛生費の質疑を終了します。

暫時休憩といたします。

再開は、2時55分といたします。

---

午後 2時41分 休憩

午後 2時55分 再開

---

○委員長（村上和子君） 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

次に、5款労働費の138ページから7款商工費の171ページまでの質疑を行います。

質疑、ございませんか。

11番米沢委員。

○11番（米沢義英君） 143ページの農産物の加工実習管理費という形になっておりますが、ここで、施設の状況について若干お伺いいたします。

一定程度修繕したところもあるかというふうに思いますが、今後、修繕等がかかる部分も当然年数も経過しておりますのであるかというふうに思いますが、この点についてちょっとお伺いいたします。

○委員長（村上和子君） 産業振興課長、答弁。

○産業振興課長（辻 剛君） 11番米沢委員の御質問にお答えをさせていただきます。

施設等は、現存のものを維持、修繕しながら使っていただいているというのが現状でございます。ただ更新でありますとか、機能の拡充ということになりますと、今後、さらに実際に特産品の開発ですとか、そういうものを商品としていく、そういうような加工施設ということになれば、建物自体もかなり手を加えるか、もしくは新たに建てかえなければならぬということもありますので、そのあたりは私どもも課題として捉えているところでございますので、それに付随して、そういう加工施設、設備等の充実についてもあわせて考えていきたいというふうに現時点では検討してございますので、御理解をいただきたいと思っております。

○委員長（村上和子君） 11番米沢委員。

○11番（米沢義英君） 将来的には上富良野の地の利を生かした加工施設等の充実というのは観光計画の中にもうたわれておりますし、多くの人たちもこれだけ農畜産物がありながらも、それを部分的には出てきているところもあるのですが、もっと積極的な展開をしてほしいというような声がありますし、そういう意味では、本当に体験実習できるような、そういう施設とあわせた将来的な方向としては加工施設の一層の充実というのが今必要になってきていると思っておりますので、この点確認をもう一度しておきます。

○委員長（村上和子君） 産業振興課長、答弁。

○産業振興課長（辻 剛君） 11番米沢委員の御質問にお答えいたしますが、私ども全くそのとおりだというふうに認識してございますので、今後積極的に検討を加えていきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（村上和子君） ほかにございませんか。6番金子委員。

○6番（金子益三君） 163ページの中央コミュニティ広場活用推進事業にかかわるところで、26年度に800万円で、商工会横に、セントラルプラザ横にテントを設置しておりますが、よその町でいけば大通公園あたりでは、非常にいろいろな多種多様なイベントが通年を通じて、特に夏場ですね、いろいろなイベントが開かれている関係から、撤去のしやすいテント方式というものが望ましいと思うの

ですが、上富良野の場合だと、あそこを拠点にしていろいろな活動をするのであれば、今ビニール性のテントかけていますけれども、もう少し常設でしっかりした、屋根をきちっとかけるふうにしたほうがより効果が高いと思われませんが、いかがでしょうか。

○委員長（村上和子君） 産業振興課長、答弁。

○産業振興課長（辻 剛君） 6番金子委員の御質問にお答えをさせていただきます。

費用をかけることができるのであれば、当然常設というような選択もあるかというふうに思いますけれども、昨年まだ建てたばかりでございまして、その中でいろいろ利用もいただいていることもあります。ですから、委員言うように、もっとさらに常設ということは、設備も整えなければならぬしということで費用もかかりますので、とりあえず昨年つくったばかりということもありますし、あその活用というものがもっともっとさらに大きな展開につながるというようなことがあれば、可能性としては否定できないのではないかなというふうに思いますが、今のところは現状の設備、機能で有効に活用していただくように努めたいというふうに考えております。

○委員長（村上和子君） 6番金子委員。

○6番（金子益三君） ぜひやはり、町なかのにぎわいであったりとか、先ほど同僚議員が言ったように、いろいろな特産品のゲートウエーというか、発信にもなりますし、その後のページの管理の部分で183ページで、中央コミュニティ広場と駅前駐輪場あわせて114万6,000円ですか、屋根の撤去と、それから設営にもお金がかかりますよね。ことし見たら、もう既にカラスがやったのか、何がやったかわからないですけれども、ちょっと破損しているところが何か所か見られているのですよね。100万円を10年かけたら1,000万円で、であれば、より早い段階の時期にしっかりとしたもの、拠点となるものを、やったほうが効率がいいのかなというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○委員長（村上和子君） 産業振興課長、答弁。

○産業振興課長（辻 剛君） 6番金子委員の御質問にお答えしますが、先ほども述べさせていただいたのですが、昨年できたばかりということもあります。昨年できたものでございますので、しばらく経過を見ていただくことも必要かなというふうに思いますので、その後の中で、そういう必要が出てきたときには検討していくことになろうかというふうに思います。

以上です。

○委員長（村上和子君） 6番金子委員。

○6番（金子益三君） 構造的には、例えばあれをちょっと補強したり何だりすることで、常設の建物にするということは可能なのでしょうか。

○委員長（村上和子君） 産業振興課長、答弁。

○産業振興課長（辻 剛君） 6番金子委員の御質問にお答えしますが、最初からああいう天幕、テントを張るというような構造で設計してございますので、それを例えば屋根とかをつけるということになると、構造計算上、また違う数値を求めなければならぬというふうになるかと思っておりますので、今のままトタンを張ったりとか、そういう部分は今の鉄骨の中でできるということではないというふうに認識しております。

以上です。

○委員長（村上和子君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

11番米沢委員。

○11番（米沢義英君） 163ページの人材アカデミー事業という形で、成果報告書等においては、3回実施されているというふうに書かれています。延べ人数も69名という形で、これからの観光振興にとっては欠かせない事業の一つだとふうに思います。そこで、この部分についての一定程度事業の評価というものもされているかというふうに思います。すぐこういうのが開花するのではなくて、引き続きこういう人材を育成し、また養成するという形の中でこそ生かされるものだというふうに思いますが、この点について、評価等についてお伺いいたします。

○委員長（村上和子君） 産業振興課長、答弁。

○産業振興課長（辻 剛君） 11番米沢委員の人材育成アカデミーに関する御質問にお答えさせていただきます。

委員おっしゃるとおり、すぐにアカデミーの成果を得るといったようなことで最初から初めたわけではないということは、議会の皆さんにも説明しているところであります。ただ、ことしが最終年、一応くりというところで3年目になるのですけれども、1年目2年目やりまして、アカデミーに参加している方の中で、新たな事業展開をしようかというような、そういう機運も生まれているのも事実でございます。そういう盛り上がりというのを、これが3年くりで終わった後も違った形でまたそういうものができないかというようなことは今検討している最中でございます。またそのことがまとまりましたら、議会の皆様にも御相談させていただくような機会があるかもしれないということで御理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○委員長（村上和子君） 11番米沢委員。

○11番（米沢義英君） 今いろいろな声がちょっと聞こえてきております。やはりこういうものが一定程度受講しながら、よかったという方もいらっしゃるし、もっとこれからもいろいろな形で参加してみたいという声を聞かれておりますので、そういった意味では、方向づけとしては間違っていないのだらうというふうに思います。ただ、今後いろいろな工夫も当然、担当課長もおっしゃるようにならぬ部分なので、そこら辺はこれからのまた新たな展開にかかわる部分なのかなというふうに思います。

次にお伺いしたいのは、163ページの新規開業支援事業補助という形で、何件かの事業者の方がこれを利用して店舗を開店するというような事業展開がされているかというふうに思います。

それで、今実際、こういう補助金を使った中で起業経営をして、実際これから当然育成しなければならぬ部分もあるのかなというふうに思います。町と商工会あたりと。そういう中で、地元で開業したいとかという方たちのための支援事業の一つだということに思いますので、現状、経営を含めたこういった補助金を使った経営環境というか、状況というのはどうふうに把握、把握されているのか、まずお伺いしておきたいと思っております。

○委員長（村上和子君） 産業振興課長、答弁。

○産業振興課長（辻 剛君） 11番米沢委員の御質問にお答えをさせていただきます。

この事業を活用した後のそれぞれ事業者の経営状況がどうかというところは、私どものほうではなかなか把握をし切れていないところでございますけれども、ただ、事業活用した事業者につきましては、現在も事業運営、経営を行っているということは事実としてあるのかなというふうに思います。

あと、今後も制度の見直しですとか、使い勝手のいい、より工夫した形の事業展開を図りたいというようなことを基本にして、今後も進めていきたいなというふうに思っておりますので御理解をいただきたいと思っております。

○委員長（村上和子君） ほかにございませんか。6番金子委員。

○6番（金子益三君） 167ページの負担金補助金及び交付金のかみふらの十勝岳ヒルクライム事業補助にかかわることと、その次の、同じく富良野・美瑛にかかわるところで、ちょっと共通するところなのでお伺いしたいのですが、平成26年度において十勝岳ヒルクライム事業の第1回目が行われておまして、大変盛会裏に、そしてまた道内でも初の



試みということで、非常に大きな成果が出たというふうに判断しております。

お伺いしたいのは、これに伴って非常に上富良野町に対してサイクリストの流入がこの近年に凶られておりますが、富良野・美瑛のほうでサイクリング部会ができて、コース案の策定というふうになっておりますが、このふらびの中での事業とは別に、各団体のほうでさまざまな自転車のコース等の整備が今凶られているように聞きますが、それとの連携というのは、今後どのようにしていくのでしょうか。

○委員長（村上和子君） 産業振興課長、答弁。

○産業振興課長（辻 剛君） 6番金子委員の御質問にお答えさせていただきますが、富良野・美瑛の広域観光協議会の中では、委員おっしゃるとおりサイクリング部会をつくりまして、いろいろと最終的にはエリア内を結ぶコースというのを約10個ほど設定しているところであります。それで、そのコースを設定するときに、それまでそれぞれの自治体なり団体、そういう各種団体で関係団体で描いていたコースというのは、なるべくそこにかぶさるような形で配慮はしてきているところであります。今後もそういう地区ごとの活動団体とのリンクというのも非常に重要になってきますので、その辺の連携というのはとっていききたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（村上和子君） 6番金子委員。

○6番（金子益三君） こちらのヒルクライムにつきましては、平成27年度も開催されて、また非常に大人気だったというふうにも伺っておりますし、近年、旭川の観光協会でしょうか、が中心として環大雪のルートをつくったりですとか、きょうの報道にもありましたように、非常に富良野界限といいたまうでしょうか、北海道内のさまざまなところで自転車に対する取り組みというのがされておりますので、非常にここ数年、急激に北海道自体が人気になってきているところもありますので、ぜひ乗りおくれられないように、そしてできることならば、本当に自転車に乗られる方にとっても、聖地でもあります上富良野町をさらに前に向けていくような方策というのはどのようにとられていくか、教えてください。

○委員長（村上和子君） 産業振興課長、答弁。

○産業振興課長（辻 剛君） 6番金子委員の御質問でございます。

環大雪とか、いろいろそういうコースが立ち上がってきているということは認識しております。また、上川町村会におきましても、上川管内を網羅しようというようなことで、その先駆けとして、富良野・美瑛圏域から始めようというようなことで、最

終的には、今の段階では上川管内に広げようという、そういう動きもありますし、またあわせて、自転車だけではなくて、アウトドア的なものというか、そういうものを、今回私どものほうでもモニターツアーとして観光振興計画に基づきまして、サイクリングの分とフットパスの分というのもやっておりますので、そういうツーリズムのことを総体的に考えた中で、普及とか拡大、そういうものに努めていきたいというふうに考えています。

以上です。

○委員長（村上和子君） 6番金子委員。

○6番（金子益三君） 本当にいろいろな取り組みを近年、急速に上富良野町も他の自治体に負けないというよりも、もっと進んだ取り組みをされているというふうに高く評価いたします。

まだまだ、しかしその中でもよちよち歩きなところが多々ありますので、やはり成熟するまでの間というのはしっかり行政も下支えといいたまうでしょうか、牽引をしていただくことが望ましいと思うのです。いろいろな町に行っても、その町の取り組みとして行っている、そういうスポーツイベントであったりとか、その町の顔として行っているものというのは非常に発信力も強いですし、いわゆる一組織であったりとか、一団体がただやっているというのではなく、これは上富良野としてはこういうものなのですよという、そういう強い打ち出しができるようになるまで、しっかりと育てていただくことが町にとってもいいことだと判断しますが、その辺はいかがでしょうか。

○委員長（村上和子君） 産業振興課長、答弁。

○産業振興課長（辻 剛君） 6番金子委員の御質問にお答えいたしますが、各地でいろいろイベントが行われて、それぞれで行政もかかわっている場合もございます。それぞれ各地ごとに、いろいろ同じ自転車のイベントでも毛色が違うものもあるかなというふうに思いますし、そのあたりをしっかりと捉えまして行政が果たすべき役割、この部分については積極的に果たしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（村上和子君） ほかにございませんか。8番竹山委員。

○8番（竹山正一君） 163ページの一番下、商工会の運営費関係ですか、次ページに渡る133と134の関係でちょっとお聞きしたいと思います。

商工会に関する運営費としての補助を出しているのですけれども、担当する課として、このほとんどが人件費の中身が大部分を占めてくるのですけれども、現在、ここ数年来というか、ここ5年、10年

の間ずっと流れてきている町の中の商工業者を取り巻く環境について、どのような認識をお持ちですか。

○委員長（村上和子君） 産業振興課長、答弁。

○産業振興課長（辻 剛君） 8番竹山委員の御質問でございます。

どういう認識かということであれば、端的に言えば、厳しい状況だというふうに捉えています。

以上です。

○委員長（村上和子君） 8番竹山委員。

○8番（竹山正一君） 厳しいと言いましても、その厳しいの一言だけでは済まないような状況で、ここずっと年々、私もたまたま商工会にお世話になった過去10年20年前になりますけれども、そこから見ると半減、正会員ですと半減に近いような形で、あとは特別会員、定款会員、賛助会員ですか、そういうのを集めてようやく会員数として報告しているのですけれども、実際の中からいくと、商売されている方というのは本当に250名余りぐらしかいらっしやらないという状況なのです。

そういう中で予算づけをしていただいて、商工会は以前からもあったのですけれども、助成金の大半が人件費、人に対する助成が大部分を占めています。そして事業費として計上したものを合計して、査定されて、商工会のほうに助成金として決定されるわけですけれども、その辺のほう、商工会の関係からはいろいろ事業については取り組みたいという事業については年々上がってきていたのでしょうか。査定前の段階で。そういうのはどんなものなのでしょうか。やらなくてこんなふうになってきているのか、やれなくてこんなふうになってきているのか、そのようなことをちょっとまたお聞きしたいのですけれども。

○委員長（村上和子君） 産業振興課長、答弁。

○産業振興課長（辻 剛君） 8番竹山委員の御質問にお答えさせていただきますが、確かに毎年度の予算の中では、いろいろと来年はこういう事業やりたいのだというようなことの新たな提案、予算づけの要望等も受けてございます。その中で、やはり是非々のやりとりの中で、やってこれは効果が出るだろうというものについて当然予算づけしますし、まだちょっと組み立てが少し浅いのではないかというものについてはもうちょっと検討してくださいでありますとか、そういうやりとりは毎年毎年やっているところであります。

あと、平成23年から25年までにつきましては、今回決算出ている数字は、ほぼ通常の基準に基づいた補助金を支出しているわけですけれども、23年から25年につきましては、その3カ年は50

0万円を、要するに団体の自由な発想で、工夫で、どうか今後、会の存続も加え、商工会、商工業者の発展のために、どうぞお使いくださいという予算も、その時々事情に応じて、行政側のほうでそういう助成を行ってきているというのも事実でございますので、御理解をいただきたいと思っております。

○委員長（村上和子君） 8番竹山委員。

○8番（竹山正一君） そういうふうに過去にこのような手厚い助成をさらに上積みされたというのは、ちょっと私自身認識していなかったのですけれども、こういう中でいくと、いろいろな事業に取り組んで取り崩していった部分もあるかと思えますけれども、自己負担として出す財源となっていて、年々減ってきているという現実があるみたいなのです。ということは、これであと何年持つのかなという話も聞かされるのですね。そういうことは町のほうで耳にしたから、こうして過去に出したから、これでやれるだけやれということになるのか、その都度修正しながら、調整しながら取り組まれるのか、その辺のお考えというか、聞かせてほしいと思っております。

○委員長（村上和子君） 済みません、今回決算委員会でございますので、予算委員会のときにひとつお願いしたいと思います。

○8番（竹山正一君） わかりました。そういう中でいろいろ動きとして、いただいた金額でやっているのですけれども、やっぱり完全に消化し切れるという部分と、たまたま今回百何十万円か決算で余ったというか、消化していないということで、繰り入れがあったというふうにも伝票で見たのですけれども、あれについてはどういう内容で出たものだったのでしょうか。

○委員長（村上和子君） 産業振興課長、答弁。

○産業振興課長（辻 剛君） 8番竹山委員の御質問なのですけれども、繰り入れというのは商工会の会計の中の基金を繰り入れたということですか。

（発言する者あり）

補助金を戻したと。わかりました。

それは、個々に判断をさせていただく事業の分だと思うのですよね。それが例えばその事業に100万円補助金を出しましたよと。だけれども事業を執行できない部分があったので50万円を戻していただいたという、そういう減少だというふうに思うのですけれども、そういう事象が起きた場合には、大変補助金を支出するこちら側としても、より計画性を持った予算を上げてくださいという指導はせざるを得ないというふうに思いますし、確かにそれは執行されれば絶対有効に効果的に作用するというところで補助金をつけてございますので、そういうことは

余り好ましくないなというふうには思っておりますけれども、大切な税金を預かる身でございますので、ぜひその辺は商工会のほうにも、その辺はちょっと緊張感を持ってやっていただきたいなというところはあります。

以上です。

○委員長（村上和子君） 8番竹山委員。

○8番（竹山正一君） わかりました。よくわかりました。それは補助金を受け取ったほうの体制というか、受け取った消化の仕方というか、事業の仕方にやっぱり何かがあったのだらうということがわかりました。

それから、163ページの地場産品普及推進事業負担ですか、100万円出ておりますけれども、これは、プレミアムビールも含まれるということですよ。プレミアムビールの関係なのですけれども、毎回製造するリッター数もふえて、たるも大きいから、20リッターから10リッターとか、瓶詰めとかと、いろいろ取り組みでされて普及に努められているのはわかりますけれども、あと地元の飲食店というか、業者が、先ほどの会員数でいく飲食店の割合からいけば、10%か15%ぐらいしか取り扱いに参加していないというような数字かなと思うのですけれども、これらについての今後進めていく上で、どういう取り組みを考えられるのか。その結果どういふふうな取り組みをされて、こういう結果なのか、ちょっと教えていただきたいと思うのですけれども。

○委員長（村上和子君） 産業振興課長、答弁。

○産業振興課長（辻 剛君） 8番竹山委員のプレミアムビールに関する御質問でございますが、これは実行委員会体制をとっているということで、役場のほうでは事務局機能を扱っているということで、そこの方針的なところまでは軽々に私のほうから言えないというふうに思いますけれども、ただ、おっしゃるとおり、全飲食店の20%ぐらいでしょうかね、利用していただいているのは。これは、飲食店で利用されている分については、助成金を一定程度入れまして、普通のビールまではいかないのですけれども、ある程度価格の平準化を図っているというような状況にあります。

ですから、これをいつまで続けたらいいのかという、そういうこともあるのですけれども、ただ、現場の話を聞かせていただきますと、だんだん浸透していくうちに、件数はふえないのです。観光事業者のほうに興味を持たれてきているというのがあって、なかなか実行委員会全体でもどこでどう区切るかというのは今検討している最中ということになってございますので、今後それらの実行委員会の話の

中で取り扱いについては決められていくのかなというふうには思っております。

以上です。

○委員長（村上和子君） 8番竹山委員。

○8番（竹山正一君） そうしたら、今後に期待しまして、ビールのほうは終わります。

次に、163ページで、中小企業融資資金利子等補給ということで228万9,000円余り出ておりますけれども、これらについて、報告いただいた件数がここ5年間ですか、40件前後、そして50件越えるという26年度で58件ですか、利用事業所がふえているのですけれども、そしてそれに伴いまして、以前は保証料の金額ということで、22、23年は保証料の制度を使うというか、保証協会づきを使うというのがなかったのですけれども、ふえてきている中で、25年度ですと15万2,000円の利子補給をされているという中で、融資する側も協会づきというか、そういう制度に乗せなければ融資できないような事業所、そしてこの件数がふえてはきているのですけれども、40件台、50件台を越えるぐらいで利用されていますけれども、その中で協会づきでなければ実効されなくなってきた、そのほうが融資しやすいですよという中で、苦しい、苦しいというか、今までの保証協会づきではなくて利用できたものがそういう協会づきで利子補給はされるのですけれども、貸し手のほうではそういう補完をしながらやるようなふうに見えるのですけれども、これらについては、何かやっぱり商工会のほうからありましたか。ということは、実行するに当たって協会づきで全部あっせんしますからという、そういうような取り扱いというか、それについては金融機関との話し合いもあるかと思っておりますけれども、それがやはり協会づきが出てきたということについては、事前の相談とか、そういう制度に乗せなければ実行できなとかという相談があったのかどうかということもちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（村上和子君） 産業振興課長、答弁。

○産業振興課長（辻 剛君） 8番竹山委員の中小企業振興貸付事業の関係についてのお話でございますけれども、うちの制度で保証協会の対象案件になるかならないかというのがありまして、概要としては金額でありますとか、あと、その資金が設備なのか、運転資金なのかということもあります。それで、保証協会の分も助成しますよというものについては設備資金であつたり、高額であつたりという資金に限られますので、その制度にのっとった助成ということで、特に商工会との間で、要するに保証協会がつかないとか、ついたらとかというようなやり

とりがあったわけではなくて、そういう制度概要の中での制度運用した結果がこの数字ということで御理解をいただきたいと思います。

○委員長（村上和子君） 8番竹山委員。

○8番（竹山正一君） そうしましたら、これらについては、設備投資の長期資金になるというふうに捉えればいいのですか。

○委員長（村上和子君） 産業振興課長、答弁。

○産業振興課長（辻 剛君） 8番竹山委員の御質問ですけれども、保証協会のそちらの保証料の補給につきましても、1,000万円以上の場合は設備資金、ただ2,000万円以上になれば事業資金という形で、10万円が上限なのですけれども補給対象になっておりますので、竹山委員が言うように、長期で設備資金という捉え方でもよろしいかというふうに思います。

以上です。

○委員長（村上和子君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

11番米沢委員。

○11番（米沢義英君） 165ページの観光振興計画業務という形で予算がついております。この点について、内容等どういう事業内容が行われたのか、ちょっと教えていただきたいというふうに思います。

○委員長（村上和子君） 商工観光班主幹、答弁。

○商工観光班主幹（深山 悟君） 米沢委員の観光振興計画推進業務の内容についてお答えいたします。

平成26年度につきましては、ガイドの育成ということ、ガイドになろうとしている方、興味のある方のスキルアップの研修会を2回開催しているところでございます。それと、観光ボランティアということで、おもてなし、観光ボランティアのあり方という講演会も開催しているところでございます。あと、ワーキングというものを二つ作りまして、上富良野ならではのおもてなしのワーキングというものを関係機関から推薦いただいた皆様にチームをつくって、4回開催して、上富良野町ではどのようなスタイルのおもてなしがいいのかというようなことを協議しているというワーキングを一つやっております。もう一つが、二、三時間滞在モデルコースづくりということで、人と会ったり、いろいろなものを説明して、そして思いでとなってリピーターにつながるということが滞在型の観光の推進と言われていましたので、短期間の滞在型モデルコースづくりのワーキングを同じように関係機関、団体の推薦を受けた方々により、年間4回開催してモデルコースづくりをつくったということでございます。

以上、講演会とワーキングを2回ということの経費で、この額を支出しているところでございます。

○委員長（村上和子君） 11番米沢委員。

○11番（米沢義英君） そうしますと、観光計画の中にもガイドの育成等が盛り込まれているかというふうに思います。ただ、今後そういう問題も含めて、今また新たな観光ガイドの育成というのはジオパークも含めた中で、提起もされていますし、今後育成という方向での事業も進められているというふうに思います。ガイドの育成というのは非常に重要で、各観光の実態を見ますと、やはり地元の観光ガイドにもランクがあって、それぞれに応じて観光ができるようにという形で、そうすると地元が好きでなければ、愛して愛して、好きでなければならぬというような、そういう感じでガイドができるような、そういう人たちを育成するというのは非常に重要になってきているかというふうに思います。

そういう意味では、これからも進められるガイドの育成というのは、これからの上富良野町の観光を進める上でも非常に重要なポイントになってきているというふうに思いますので、この点、今後観光計画に基づいてどのように展開されようとしているのか、お伺いいたします。

○委員長（村上和子君） 産業振興課長、答弁。

○産業振興課長（辻 剛君） 11番米沢委員の御質問でございます。

ガイドに限らず、観光の人材については、観光振興計画の中でも重要課題として推進すべき事業として載せてございます。やはり継続して、そういう人材育成には努めていきたいというふうに思いますし、これから、そういうさまざまな観光メニューもあわせて開発していく中で、そういうガイド等の、委員おっしゃったようにジオパークも含まれるというふうに認識しておりますけれども、そういう人材が地元にいるということは非常に今後重要なポイントになってきますので、ぜひ積極的に推進してまいりたいというふうに考えてございますので御理解をいただきたいと思います。

○委員長（村上和子君） 11番米沢委員。

○11番（米沢義英君） 次に、167ページの観光客誘致事業という形で、委託料で駐車場の整備等の予算が載っております。これは、四季彩まつり等における集客を高めるための駐車場等の整備であります。この点、観光計画には前期3年目という形で、日の出公園を含めた駐車場の整備という形で、日の出公園の山頂までのアクセス、あるいはかみふらの八景など町内景勝ポイントの駐車場の整備、上富良野駅周辺ラベンダーロードを含めた充実という形になっておりますが、しかし委託料という形で、

これも整備だといえば整備なのですが、いつまでこういう形でやるのか。かみふらの八景においても、景勝ポイントにおいては駐車場が整備されていないというように、観光計画には載っているけれども、前期の中で整備するとうたわれているけれども、なかなかそれに近づいていないというのがあると思いますが、これはどのような要因でおこなっているのか、お伺いいたします。

○委員長（村上和子君） 産業振興課長、答弁。

○産業振興課長（辻 剛君） 11番米沢委員の御質問にお答えをさせていただきます。

検討という部分では、そういう観光振興計画で示した内容を課題として捉えながら検討というところでは進めているところでもありますけれども、ただ実行ということになってきますと、予算的な問題もありますでしょうし、先ほど委員おっしゃっていたように、日の出公園の駐車場という部分については、今までも何回かやりとりの中でいろいろまだ課題があるのかなというふうに思っております。ただ、計画にのせてございますので、それはもう必ずやることによって振興策につながるという手法でございますので、ぜひそれは実現に向けて進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（村上和子君） 11番米沢委員。

○11番（米沢義英君） そうしますと、まだ具体的な計画については持ち合わせていないという状況でよろしいでしょうか。

ただ、やはり観光客というのはどンドンどンドン流れがありまして、こういう町だったらなかなか魅力を感じないだとか、いろいろあるのだらうというふうに思いますので、観光客の気分合ったような駐車場整備等というのは何よりも必要なものでありますし、ましてや観光振興計画の中に位置づけているのであればですよ、そういった方向にきちっと計画策定を、おくれたとしても、いつまでに持つのかということまで計画を持つ必要があると思っておりますが、確認しておきたいと思っております。

○委員長（村上和子君） 産業振興課長、答弁。

○産業振興課長（辻 剛君） 11番米沢委員の御質問にお答えしますが、観光振興計画ですね、行動計画前期・後期に分けてお示しをさせていただいているところであります。多少前期でやる部分が後期のほうにずれ込むというような事案も出てくるかというふうに思いますけれども、先ほど委員もおっしゃってありました日の出公園の道路につきましては、具体的な計画も出てくるのかなというふうに思いますし、あと景勝ポイントについても、せっかく八景という場所がございますので、そこを中心に今

後どういような整備ができるのかということも含めて、できるだけ計画に沿った形で行動に移していきたいというふうに思いますし、あと、時期的にといいいますか、やはり早く整備することによって、そういう受け入れの環境を整えれば、お客さんも来られるというようなこともしっかり認識しておりますので、できるだけ早いうちに計画に沿った整備に努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○委員長（村上和子君） 11番米沢委員。

○11番（米沢義英君） ぜひ積極的に、この件を進めていただきたいというふうに思っています。

それで、同じページで、おもてなし協議会の負担金という形となっております。これはモニターツアーの実施という形で、協議会に負担しているという形となっておりますが、これは事業主体というのは町かどうか、その点も含めてお伺いいたします。

○委員長（村上和子君） 商工観光班主幹、答弁。

○商工観光班主幹（深山 悟君） 米沢委員の上富良野町長期滞在おもてなし協議会負担の内容につきましてお答えいたします。

これは負担金事業としまして、観光協会のほうに20万円支出して、そちらのほうで観光協会が主体で、平成26年度におきましては上富良野町のモニターツアーを実施したというところでございます。以上です。

○委員長（村上和子君） 11番米沢委員。

○11番（米沢義英君） そうしますと、観光協会自体はこれに基づいて、いわゆる商品化していくというような、そういう方向性も兼ね合わせた中の負担金という位置づけになっている部分があるのかなというふうに思いますが、今後の展開としては、当然こういったものをつなげて、また新たな観光の滞在型を誘致するような、そういった計画にまで進んでいくのかなというふうに思うのですが、その点お伺いいたします。

○委員長（村上和子君） 産業振興課長、答弁。

○産業振興課長（辻 剛君） 11番米沢委員の御質問にお答えをさせていただきます。

この事業に限らず、振興計画の中でもモニターツアーとかと実施しているわけございまして、モニターツアーを実施することが目的ではございませんので、その後の事業化でありますとか、商品化というのは当然視野に入れながら進めていかなければならないというふうに思いますし、商品化が、その中でも商品化につなげやすいものについては、そのモニターツアーを通じた中で可能性を検討しながら、ぜひ形にしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（村上和子君） 11番米沢委員。

○11番（米沢義英君） そういう中で、より観光協会のホームページの整備だとか、いろいろたわられています。やはりこのアンケートの中にも、どうして上富良野町を知ったのかということで、口コミであったり、インターネットだったりだとか、そういう形の中で上富良野のよさを知ったりだとか、行ってみたいだとかという形になってきています。

そういう中で、受け入れ体制の点についてお伺いいたしますが、これは上富良野町では主力な、いわゆる今大事な振興、事業計画の一つだというふうに思います。そうしますと、今の観光振興、いわゆる農業振興、産業振興課の人員体制の中で、十分体制としてとれるのかどうかということなのです。これだけのボリュームがあるものを、少ない人員の中でぎりぎり今やっているような気がします。本当に努力もされているというふうに思いますが、これは産業振興だけではなくて、町の全体の問題に言えることなのですが、町が事業を展開するとすれば、そこに一定の人員も配置しながら戦略を練って展開しなければ、本当にぎりぎりのところでやってしまうということになれば、実りあるものも実ってこないというふうに考えますが、現行の人員体制で、こういうことを聞いてぱっと答えは返ってこないと思うのですが、もっと充実する必要があると思うのですが、この点お伺いいたします。

○委員長（村上和子君） 副町長、答弁。

○副町長（田中利幸君） 11番米沢委員の御質問に私のほうからお答えをさせていただきたいと思えます。

もちろん、これまでも大きな大型プロジェクト等含め、人員の適正な配置については人事管理の中で行っているところであります。一方、委員も御存じのように、行財政の改革含め、大きく人員も削減してきたところであります。これからも適正な配置をしつつ、その部署部署の適正な人事管理、人員配置ですね、これらについては意を用いてまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○委員長（村上和子君） ほかにございませんか。

11番米沢委員。

○11番（米沢義英君） 副町長、適正な配置ということをおっしゃいました。しかし、職員適正化計画の中には、人員については極力抑えるというふうに書かれております。行政改革のプログラムの中にも、そういうような費用対効果の中では少ない人員でいかに、確かにふやせとは言いませんが、効果を上げるのか。これが今後の課題だというふういうたわれ

ているわけです。そうしますと、適正な配置と言うけれども、それは実現可能なかどうかということところが、この計画書の中で読めば、それはいかかなものか。実現できるのかということなのです。これだけのボリュームある事業を進めているわけですから、もっと必要なところに、あるいは職員を異動するのであればする、あるいはふやす、これで十分だといえ十分なのかもしれませんが、私はちょっと戦略の位置づけとしてもしっかりとした人員配置をしながら戦略を練るということが必要だというふうに思いますが、この点確認しておきたいと思えます。

○委員長（村上和子君） 副町長、答弁。

○副町長（田中利幸君） 11番米沢委員の御質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

職員の定数管理については、今第5次になっているかと思いますが、職員の適性化配置計画を委員の皆様にお知らせをしているところであります。

一方、行政課題は複雑多岐に、また高度化している現状もございますから、職員の手数を集中的に行う必要性も一方で起きております。いずれにいたしましても、相加的に全て実施をする今段階ではございませんから、集中と選択をしっかりとしていく中で、今現有の職員数をその集中と選択する行政課題で、数を集中させるというようなことが必要かなというふうに考えています。それでもどうしても、行政課題の大きさによってそれがかなわないときには、適正化計画をしっかりと見直す中で、委員の皆様にもその定数のあり方については御相談を申し上げたいというふうに考えてございます。

以上です。

○委員長（村上和子君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（村上和子君） なければ、これで5款労働費、6款農林業費、7款商工費の質疑を終了します。

ここで、説明員が交代しますので、少々お待ちください。

（説明員交代）

○委員長（村上和子君） 次に、8款土木費の172ページから189ページまでの質疑を行います。

11番米沢委員。

○11番（米沢義英君） 183ページなのですが、島津公園の管理等について、公園管理についてお伺いいたします。

島津公園に噴水等があるかというふうに思えます。あれは、実質機能しているのかどうか、ちょっとお伺いしたいと思えます。

○委員長（村上和子君） 公園担当主幹、答弁。

○公園担当主幹（角波光一君） 11番米沢委員の質問にお答えいたします。

噴水は、もう3年ほど前にモーターポンプが壊れていまして、撤去しております。撤去した後、そこにじゃぶじゃぶ池というか、子どもが転んでも水を飲まないように、二、三センチ浮いた状態に水を張って、常時循環でなく、かけ流しの水を入れて、夏の暑いときはその中で遊ぶように、施設を改造しております。

○委員長（村上和子君） 11番米沢委員。

○11番（米沢義英君） 見てみますと、循環でかけ流しと言っても、今、子どもたちの日常的な関係も変わってきていまして、あそこの地べたで、コンクリートのあそこで遊ぶというのを嫌がる子どもたちが結構多いのですね。お母さん自体がそういう環境で育ってきているので。

もっと一般的にあの上に何か引いて水を循環させるようにするか、流すかということが必要があると思うのです。これは日の出公園も同じで、ぬるぬるして、確かにそれでいいといえはいいのですけれども、非常に汚い場合があります、日の出公園についても。そういう場合、もっと工夫して、きれいな環境の中で、子どもたちも親御さんも遊べるようにするというようなことが必要だというふうに思いますが、この点お伺いしておきたいと思います。

○委員長（村上和子君） 公園担当主幹、答弁。

○公園担当主幹（角波光一君） 11番米沢委員の質問にお答えします。

島津公園は、循環でなくかけ流しなので、井戸の水を、上水でなく井戸水、モーターポンプで吸い上げたのを、それを常時入れて、循環でなく垂れ流しというか流していますので、常に新しい水が入っています。（発言する者あり）

その点につきましては、今後工夫させていただきます。

○委員長（村上和子君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

4番長谷川委員。

○4番（長谷川徳行君） 179ページ、建設水道課、河川管理費で、近年、集中豪雨等で、ことしテレビに出ましたけれども、堤防が幾つも破壊されましたよね。それで、上富良野の町の堤防ありますけれども、それらは上の水があります、言葉忘れちゃったけれども、何だか水とかと……（発言する者あり）

それには、どのぐらいの雨量まで適応された設計になっているのか、わかれば。

○委員長（村上和子君） 建設水道課長、答弁。

○建設水道課長（佐藤 清君） 4番長谷川委員の

御質問にお答えさせていただきます。

近年、集中豪雨とかで、たび重なる大雨で排水関係とか、道路側溝が埋まったり、それから河川も土砂がたまったり、いろいろしております。町の管理は普通河川でありますので、ハイウォーターとか、そういう部分については、一切、今のところはありませぬ。

以上です。

○委員長（村上和子君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

11番米沢委員。

○11番（米沢義英君） 189ページの公営住宅の維持管理の件についてお伺いいたします。

資料では、公営住宅の管理戸数等があります。政策的な空き家戸数等が表示されております。その中で、緑町団地についてはもう既に、これは政策的な空き家戸数といっても、実質使えないような状況になっているかというふうに思いますし、南団地に至っても、この点は49戸という形でも建てかえという形になっておりますので、これは実質使わないと。扇町団地については、3戸空き家戸数という形になって、西町については15戸という形になっております。

例えばこういうケースの場合はどうかという形でお伺いいたしますが、何らかの形で、家庭ではもう住めないという場合が想定されます。そうしますと、なかなか高い家賃の住宅には住めない。そうしますと、公営住宅に住みたいということになるケースがあるかというふうに思います。しかし、この間の中では、政策的に管理委員会、検討委員会、入居委員会を開かなければ、なかなかすぐに入居できないという場合もあるかというふうに思います。

そういう場合の上富良野町の、あるいはDV、あるいは何らかの形でどうしてもその世帯から別れなければならないという形、高齢者の場合に至っても、収入が落ちて二人で住んでいたけれども片方どちらかがお亡くなりになって高い家賃の公営住宅には住めないという形になった場合の緊急避難的な入居というのは、現行の中ではできないというふうな状況になっております。

しかし、国土交通省住宅局の通達等においては、DVや母子家庭、父子家庭、高齢者等においては、そういう状況が生まれた場合には、積極的な特段な配慮が必要だというような通達も出されているわけですよ。そうしますと、その通達があるにもかかわらず、上富良野町はその通達が実行されていないという状況になっている部分があると思います。こういうケースの場合は、現状では入居できないですか。

○委員長（村上和子君） 生活環境班主幹、答弁。

○生活環境班主幹（狩野寿志君） ただいまの11番の米沢委員の御質問にお答えしたいと思います。

確かに今、政策空き家として空き家等も管理しているところでございます。委員おっしゃいました、例えばDVとか、そういう方で御相談に来られる方も多少いらっしゃいますが、現在のところ公募をしております、その公募の中で優先的な順位の点数をつけて、入居をしていただいているところでございます。確かにDVとか、いろいろな相談を受けますが、すぐに入れるということではなくて、一応公募して、その中で選考して、入居しているところでございますので、御理解のほうお願いしたいと思います。

○委員長（村上和子君） 11番米沢委員。

○11番（米沢義英君） 町長にお伺いいたしますが、やっぱり緊急避難的に入居できるような対策をとらなければ、私はならないというふうに思いますが、この点どうでしょうか。

○委員長（村上和子君） 副町長、答弁。

○副町長（田中利幸君） 11番米沢委員の御質問に私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

通達が来ているのはもちろん承知をしてございますし、過去にも、私担当課長のときにもありましたが、火災を受けた被災者を緊急に公営住宅に入居させていただいたこと、そういうことも含め、今DVの例もありましたが、緊急避難的に公営住宅が必要とする場合には、当然私どもも準備をいたします。公営住宅がもしも入れないような状態がありましたら、先ほどの話題にありました移住準備住宅、これらにも緊急避難的に入っていただくことも可能であります。いずれにいたしましても、そういう緊急避難的なケースが生じたときには、柔軟に対応する体制になってございますことを御理解いただきたいと思います。

○委員長（村上和子君） 11番米沢委員。

○11番（米沢義英君） 副町長、なっていると言いますが、実際現場で聞いたら、なっていないのですよ。公募をかけて、公募委員会の中で入居を決定するまでできないと言っているのですよ。だから、徹底したやりとりがやられていないということではないですか。

ほかに問題も、さらにあるのですよ。言わせてもくれますけれども、西町に至っては、公営住宅が古くなっていると。そうしたら直さなければならないと、将来壊さなければならないということで、そうすると無駄な経費はかけたくないというのですよ。そうしたら、入れないですよ、あいていても、実

際、政策的な空き家戸数とか言っているのですよ。こういう問題が介在しているのですよ、今、上富良野町に。

こういうことを放っておきながら、環境に適した住宅環境を配備するだとか、住宅環境を提供、住民の皆さんにしますよとか言ったとしても、それは空文句で、本当に実態に即していないと思うのですが、私はそういうことから考えれば、きちっとそういう人たちの空き家戸数を、それこそ施策的に確保して、非常時には、あるいは入居できるような対策をきちっととるべきだというふうに思いますが、どうですか、この点。

○委員長（村上和子君） 副町長、答弁。

○副町長（田中利幸君） 11番米沢委員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず、ちょっと整理をさせていただきたいと思えます。私先ほど御答弁申し上げましたのは、緊急避難的に住宅に困窮している方、緊急避難的に、その方については一般の公営住宅の入居のルールを越えて対応を早期に図ることを、それをまず1点御理解をいただきたい。それと一方で、公営住宅の入居の手続については、委員おっしゃるように、公営住宅の入居選考委員会において点数化をして優先順位を定めているところであります。それらについては、政策空き家を除いて、一般の入居が生じたときに公募をして、一般のルールを適応していくところであります。

政策空き家は、今、何でこれだけ生じているかというと、今公営住宅の整備を手がけたときに、2年も3年もかけて政策的にそこに住んでいる方を移動させる必要が生じることから、このような政策空き家が大きく生じるところであります。決して公営住宅の入居に関して、何かそこに入ればあるということではございませんし、また必要な補修、修繕、さらには新規の更新、これらについては計画的に、引き続き行ってまいりたいというふうに考えてございます。

○委員長（村上和子君） 11番米沢委員。

○11番（米沢義英君） いろいろなことを言いますが、きちっとそういう体制を判断してもらって、時にはその判断の状況によっては、いろいろな状況によっては入れないということもあるのかもしれないけれども、そういう状況のときには、公募委員会にかけなくても速やかに入居できるような体制づくりを進めるべきだというのが私の訴えですけれども、この点もう一度確認しておきたいと思えます。

○委員長（村上和子君） 副町長、答弁。

○副町長（田中利幸君） 11番米沢委員の再度の



御質問でございますが、まず、この時代ですので、DVも含め、あるいはさまざまな事情を抱える方、あるいは予期せぬ不慮の事故、病気、これらの緊急避難がどのように生じるかということはございますので、これらについては、先ほども言いましたように、柔軟な体制を整えてまいりたい。一方、それ以外のものについては、これまでも引き続き公平性をもって行ってまいりたいというふうに考えています。繰り返しの答弁で大変申し訳ございませんが、私どももそのように体制を整えてまいりたいということも御理解をいただきたいと思えます。

○委員長（村上和子君） ほかにございませんか。  
11番米沢委員。

○11番（米沢義英君） 副町長、何回も聞いてもあだこうだと言って、何が本質なのかということがよく読み取れないのです、僕の力では。やはり確かに公平な立場での入居基準に基づいて選考するというのは、僕はそれは認めています。ただ、僕が言いたいのは、それ以外の部分については、きちっと判断してもらって、そういう該当をすれば、速やかに入居できる状況があれば、住宅も修繕して入居してもらうような体制づくりを住宅局でもうたっているわけですから、それを連携をとって、ぜひやってくれと言っているだけなのです。そこで。もう一度確認します。

○委員長（村上和子君） 副町長、答弁。

○副町長（田中利幸君） 11番米沢委員の御質問に再度お答えをさせていただきます。

修繕費は、管理戸数の公営住宅の修繕をしていく費用については、毎年度一定の額として予算化をさせていただきますし、緊急の必要な場合には当然予備費も充当しながら住環境の整備については行っているところであります。

繰り返しになりますが、そのようなことをしっかり行いながら、これからも実施をさせていただきたいというふうに思いますが、あと繰り返しになりますが、ちょっと担当の答弁がちぐはぐになっていましたことをおわび申し上げたいというふうに思いますが、緊急時の場合には先ほども言いましたように、しっかり体制を整えていく、これまでもしてまいりましたが、条例上もそのような読み取りになってございますので、御理解もいただきたいというふうに思えます。

○委員長（村上和子君） ほかにございませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（村上和子君） なければ、8款の土木費の質疑を終了します。

ここで説明員が交代しますので、少々お待ちください。

（説明員交代）

○委員長（村上和子君） 次に、9款教育費の188ページから239ページまでの質疑を行います。

質疑、ございませんか。

11番米沢委員。

○11番（米沢義英君） 225ページ、図書購入費についてお伺いいたします。

図書の購入予算というのは、新刊も含め、あるいは古い本も含めた予算の入れかえという形の予算でしょうか。

○委員長（村上和子君） 教育振興課長、答弁。

○教育振興課長（野崎孝信君） 11番米沢委員の今の図書の購入費の関係でございますが、委員おっしゃるとおり新刊と古い図書の入れかえとなっております。

○委員長（村上和子君） 11番米沢委員。

○11番（米沢義英君） ホームページ等を見ましたら、上富良野町の図書費の購入の予算というのは、全道的に本当に、言いませんけれども、な状況になっているという状況になっております。

それで、こういう予算については、利用されている方も言っておりますけれども、使いづらい、利用しづらい、破れているだとか、とれているだとかという形の中で、非常に苦情も出ているというのが実態だというふうに思います。このまま放置することにはいきませんので、この部分の改善というのは当然必要だというふうに思いますので、この点についてお伺いいたします。

○委員長（村上和子君） 教育振興課長、答弁。

○教育振興課長（野崎孝信君） 11番米沢委員の今の図書の更新等のお話かと思えます。

教育委員会としましては、全道管内の状況、図書の購入費の状況については、決して高くない、低いほうだということは当然認識をさせていただきます。そういったことから、これまでの経緯もありましたが、今現在、児童図書ということで、政策的に予算をいただきながら整備を進めていますが、それ以外の一般の本についても、今申されたように、経年劣化というか、損傷等もあるのも事実でございます。

そのようなことから、教育委員会としましては、町の教育大綱も決めさせていただきましたし、そういう中で、図書の充実という部分も実は考えさせていただいたところであります。そういう観点から、町の教育委員会としましては、それら蔵書の更新等にももう少し費用を増額していきたいという考えで、今いろいろと現場とも詰めながら、そういったものが古いのか、優先順位は何か、そういったことも議論しながら、予算に向けて検討してまいりたいと考えてございます。

○委員長（村上和子君） ほかにございませんか。  
6番金子委員。

○6番（金子益三君） 235ページのB&G海洋センターにかかわるところでございます。

需用費の中の修繕費で、予算のときにろ過と熱交換器の改修をするという予算立てのときに、プールの中の床面の浮いた状態というのは改修されましたでしょうか。確認したいと思います。

○委員長（村上和子君） 教育振興課長、答弁。

○教育振興課長（野崎孝信君） 6番金子委員に、以前も御指摘いただいた部分ですが、早速、業者のほうにも確認をして、現地のほうも確認をさせていただいたところです。結論的には、特に問題がないということから、現在に至っているところで、多少ちょっと中に空気が入る程度で、地盤の部分には問題はないと、そういったことの現場での調査の結果を得ていますので、そういうことで御理解いただきたいと思えます。

○委員長（村上和子君） 6番金子委員。

○6番（金子益三君） 利用者のほうから、若干そこで、その後の水漏れがあったりとか、使っているときの使い勝手の悪さみたいところがちょっと指摘があったのですけれども、その辺は、教育委員会の方には、その後何も来ていないのでしょうか。

○委員長（村上和子君） 教育振興課長、答弁。

○教育振興課長（野崎孝信君） 6番金子委員の、今の一般利用者の声は、直接教育委員会のほうには届いていないという状況になります。

○委員長（村上和子君） 6番金子委員。

○6番（金子益三君） 済みません、私のほうに届いておりましたので、ここで改めて報告します。ということは、特に構造上には全く問題がないということと、仮に、空気が入って浮いているところが破れてから修理しても大丈夫ということですか。それとも、本来休んでいるときの間にきちっとしておいたほうがいいのではないかなど、素人に判断してしまうのですけれども、それは大丈夫なのですね。

○委員長（村上和子君） 教育振興課長、答弁。

○教育振興課長（野崎孝信君） 6番金子委員の、ただいまの部分については、今閉鎖して現地も見れる状況ですから、再度うちのほうでも業者含めて再度点検をした中で、来年度に向けて適正に期してまいりたいと考えております。

○委員長（村上和子君） ほかにございませんか。  
11番米沢委員。

○11番（米沢義英君） 学校アドバイザーについて191ページなのですが、お伺いいたします。

26年度の教育行政点検・評価の中に、方向性としては、今後の学ぶ意欲や学力の低下、学習の習慣

の未成熟などの問題について、継続的な対策を支援するということですね。こういうことが書かれております。今後は、アドバイザーの領域も含めた中でアドバイザーの経験と知識を活用した学校に対する指導・助言を行い、一層地域との連携を強化するというふうに書かれておりますが、そうしますと、現行の中での今後のあり方というのは、そういうものも含めて細やかな学習意欲を向上させるための対策等々というのを含めた学校現場における指導をさらに強化するということが浮かんでくるのですが、その内容等について、どのような事後評価という形になって、今後の取り組みという形になったのか、もう一度確認しておきたいと思えます。

○委員長（村上和子君） 教育振興課長、答弁。

○教育振興課長（野崎孝信君） 11番米沢委員の学校アドバイザーの関係でございます。

学校アドバイザーにおいては、当町における校長の経験者ということで、学校に精通しているということから、うちの町においても学校アドバイザーの配置を行っているわけですが、今後の方策等含めて、今、米沢委員おっしゃったとおり、学力の問題、またそして今特に心の問題というか、いろいろ教育相談の部分も実はもう少し窓口含めて、そういった専門家の意見と、また関係機関の連携というのが非常に大事かと思えます。福祉の分野ですとか、場合によっては児童相談所との連携、そういったケースに応じた形で、学校アドバイザーの活用を有効に図っていくのも一方にそういう役割があるかと思えます。そのようなことから、今後のアドバイザーにおいては、専門的な知識、経験を生かした中で、学校、家庭、地域の連携、そういった部分で力を発揮していただきたいと考えてございます。

以上でございます。

○委員長（村上和子君） 11番米沢委員。

○11番（米沢義英君） そうしますと、心の相談員の活動内容については、達成度については、全て効果度、評価度についても、総合評価についても、Aという形になっておりますが、この点については、今後評価として、到達点として、全てAという形になっておりますが、これは特に問題ないということですか。確認します。

○委員長（村上和子君） 教育振興課長、答弁。

○教育振興課長（野崎孝信君） 今の点検・評価の際における評価の部分かと思えますが、確かにうちのほうで効果度、総合評価についてはA、達成度についてはBということで、これについてはエンドレスの部分の課題がありますので、そういったことから、今後においても、これら現在、問題が解決する場合、今後予想される問題においても、それら解決

に向けて引き続き努力をしていくということで、達成度のほうはBということになってございます。

以上でございます。

○委員長（村上和子君） 11番米沢委員。

○11番（米沢義英君） そうしますと、今後恐らく学習部分についても、教育アドバイザーの方が中心になってという形になるけれども、必ずしも学校の現場の先生たちとの意思疎通がなければ、幾らアドバイザーの方が頑張ったとしても、なかなか難しい面があると思いますが、学校の現場の先生との連携がどうしても必要だというふうに思いますが、そのほうはどうかかわりになりますか。お伺いいたします。

○委員長（村上和子君） 教育長、答弁。

○教育長（服部久和君） 11番米沢委員の御質問にお答えしたいと思います。

学校アドバイザーについては、主役ではございません。脇役というふうな形を考えております。あくまでも学校の中心となって動くのは教員であり、そのリーダーである管理職、校長、教頭でございます。あくまでも、教育委員会が考えている、あるいは道教委が考えている、そういう方向性として出たものを学校に伝え、中間の動きをして、脇役、黒子として活躍してもらうことが学校アドバイザーの仕事というふうに認識しております。人材としては、元学校長を充てております。そういう部分で、それらのことが主役にならず、黒子として活躍してくれる人材を置いておりますので、そういう意味で、参観日とか、そういうものはつぶさにアドバイザーは見に行きますけれども、一般の教員と直接当たる機会は極めて少ないのかなということで、脇役として頑張っていただく、これからも頑張っていただきたいというようなことで考えております。

以上です。

○委員長（村上和子君） よろしいですか。

11番米沢委員。

○11番（米沢義英君） ぜひ、そこら辺は連携が必要で、あくまでも学校の先生たちが主役になっていくのだろうというふうに思います。

次にお伺いしたいのは、教材費等の保護者の負担の状況の問題です。この資料の中では、年間という形で、卒業するまで小学校ではそれぞれ分かれて4万円、中学校では5万4,000円という形になっております。こういう状況の中で、今これ以外にも部活動にかかわる問題とか、準保護、要保護についてはそれなりの対応はされているとしても、一般の方の負担というのはかなり重くなってきているというのが状況にあるというふうに思います。

そういう意味では、一定部分、学業にかかわる部

分の保護者負担の軽減の一環としても、指定ジャージ等の負担の軽減だとか、あるいは入学時の算数セットありますよね。今、小学生の各自が買うようになっております。だけれども、今ほかの自治体に聞きましたら、備品として学校に置いてあるという形になりますから、なくなればそこで補充するという形の、少しでも軽減できるような対策を私はとるべきだというふうに思いますが、この点についてお伺いいたします。

○委員長（村上和子君） 教育振興課長、答弁。

○教育振興課長（野崎孝信君） 11番米沢委員の学用品等の関係でございます。

委員おっしゃるとおり学校の部分については、学校の予算で買うのが基本でございますが、学校と家庭の両方で使う部分については、基本的に個人に還元されるということから、保護者の負担をいただいているところでございます。

一つの例として算数セットの例がございました。確かに算数セットについては、二千数百円するのが一般的かと思えます。そのようなことで、今教育委員会のほうでも他の町村の事例を聞いてみますと、委員おっしゃるとおり備品で買っているところ、入学祝いで差し上げているところ、そういったところもあるようです。そのようなことから、今教育委員会としましては、学校の事務官がその担当をしておりますので、そういった学校の現状を聞いた中で、そういったことが可能なものについては、できるだけ負担軽減に努めるようなことを検討してもらうような、議題にも上げて協議をさせていただいているところでございますので、今後の研究課題として受けとめさせていただきたいと思えます。

○委員長（村上和子君） 11番米沢委員。

○11番（米沢義英君） 233ページのスキーフットの管理の件についてお伺いいたします。

スキーフットの管理運行については、委託もされております。非常にスキーを利用する方、チェア式のリフトではありませんけれども、利用する方がいらっしゃると思います。しかし、他の市町村では、チェア式のリフトという形の中で運行されて、上富良野町にもある程度設備投資はしてありますので、すぐという形にはならないにしても、観光の事業のあり方としても、そういうものも検討した中でチェア式のリフトの要望が、私はスキーなんかも行っているので、よく聞きます。そういうことも含めた改善策が将来的にも、今必要だというふうに思いますが、この点についてお伺いいたします。

○委員長（村上和子君） 教育振興課長、答弁。

○教育振興課長（野崎孝信君） 11番米沢委員のスキーフットの関係かと思えます。

スキーリフトについては、昭和60年にできて、もう既に30年経過しているわけであります。教育委員会としましては、索道というロープ等でございますので、その安全管理を現在第一に考えておりました。平成22年からことしまで6年かけて、年間300万円から400万円の整備費を充てまして、支障のないようにということで機器の万全を期しているところでございます。

委員御発言のチェア式ということも要望の中にはたまにあるわけですが、今教育委員会としましては、あの山に合ったものとしては、現在のロープ塔のほうが最適で安全かということで押さえをさせていただきます。ただ、中富良野のように観光振興に役立つチェア式の二面性というのがありますが、当面においては、今のロープ式リフトを万全な体制で、あの山に合った形で運行することを基本としていきたいと考えております。

○委員長（村上和子君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（村上和子君） なければ、これで9款の教育費の質疑を終了します。

ここで説明員が交代しますので、少々お待ちください。

（説明員交代）

○委員長（村上和子君） 次に、10款公債費の238ページから12款の予備費241ページまで一括して審議を行います。

ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（村上和子君） なければ、これで10款公債費から12款の予備費の質疑を終了します。

以上をもって一般会計の質疑を終了いたします。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これにて散会いたします。

午後 4時24分 散会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の正確なることを証するため、ここに署名する。

平成27年10月28日

決算特別委員長            村 上 和 子



# 平成27年上富良野町決算特別委員会会議録（第3号）

平成27年10月29日（木曜日） 午前9時00分開会

## ○委員会付託案件

議案第8号 平成26年度上富良野町各会計歳入歳出決算認定について

議案第7号 平成26年度上富良野町企業会計決算認定について

## ○議事日程

開議宣告

### 1 議案審査

議案第8号 平成26年度上富良野町各会計歳入歳出決算認定の質疑

- (1) 国民健康保険特別会計
- (2) 後期高齢者医療特別会計
- (3) 介護保険特別会計
- (4) ラベンダーハイツ事業特別会計
- (5) 簡易水道事業特別会計
- (6) 公共下水道事業特別会計

議案第7号 平成26年度上富良野町企業会計決算認定の質疑

- (1) 水道事業会計
- (2) 病院事業会計

### 2 分科会ごとに審査意見書案の作成

- (1) 審査意見書の協議（第1分科会は第2会議室、第2分科会は議員控室）
- (2) 審査意見書案を決算特別委員長に提出

### 3 全体審査意見書の作成

- (1) 正・副委員長、分科長により成案作成（議長室）
- (2) 成案報告、審議、決定

### 4 理事者に審査意見書を提出

### 5 審査意見に対する理事者の所信表明

### 6 討論と表決

### 7 決算特別委員会審査報告の件

委員長挨拶

閉会宣告

## ○出席委員（12名）

委員長	村上和子君	副委員長	中澤良隆君
委員	岡本康裕君	委員	佐川典子君
委員	長谷川徳行君	委員	金子益三君
委員	北條隆男君	委員	竹山正一君
委員	荒生博一君	委員	高松克年君
委員	米沢義英君	委員	中瀬実君

（議長 西村昭教君（オガバー））

## ○欠席委員（0名）

## ○遅参委員（0名）

## ○地方自治法第121条による説明員の職氏名

町長 向山富夫君 副町長 田中利幸君

教 育 長	服 部 久 和 君	代 表 監 査 委 員	米 田 末 範 君
議 選 監 査 委 員	今 村 辰 義 君	会 計 管 理 者	藤 田 敏 明 君
総 務 課 長	石 田 昭 彦 君	産 業 振 興 課 長	辻 剛 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	北 越 克 彦 君	保 健 福 祉 課 長	石 田 昭 彦 君
健 康 づ くり 担 当 課 長	杉 原 直 美 君	町 民 生 活 課 長	鈴 木 真 弓 君
建 設 水 道 課 長	佐 藤 清 君	教 育 振 興 課 長	野 崎 孝 信 君
ラベンダー・ハイツ所長	大 石 輝 男 君	町 立 病 院 事 務 長	山 川 護 君

関係する主幹・担当職員

○議会事務局出席職員

局 長	林 敬 永 君	次 長	佐 藤 雅 喜 君
主 事	新 井 沙 季 君		



午前 9時00分 開会  
(出席委員 12名)

○委員長(村上和子君) おはようございます。御出席、まことに御苦勞に存じます。

ただいまの出席委員は12名であり、定足数に達しておりますので、これより決算特別委員会3日目を開会します。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事について、事務局長から説明をいただきます。

事務局長。

○事務局長(林 敬永君) 本日の議事日程につきましては、さきにお配りした日程で進めていただきますようお願い申し上げます。

以上であります。

○委員長(村上和子君) 昨日に引き続き、平成26年度上富良野町各会計歳入歳出決算認定の特別会計より質疑を行います。

最初に、国民健康保険特別会計全般の245ページから283ページまでの質疑を行います。

11番米沢委員。

○11番(米沢義英君) 国保税の件について、収納状況等についてお伺いいたします。

この意見書等については、不納欠損等があるという形の中で、状況を聞きたいのですが、不納になっている世帯の中で、金額に追いつかない納付というのは大体何件ぐらいあるのか、まずその点お伺いしていきたいと思います。

○委員長(村上和子君) 町民生活課長、答弁。

○町民生活課長(鈴木真弓君) 11番米沢委員の御質問にお答えします。

米沢委員の国保税の不納欠損した世帯についての収入状況でございますが、不納欠損を今年度させていただきました10件につきましては、居所不明の方が3名、無財産の方が1名、あと生活困窮ということで、生活保護に受給になった方が6名の10件でございますので、全ての方が生活収入に国保税に満たない方ということで認定させていただいております。申しわけございません。全員が追いついていない状況ということで、確認してございます。

以上です。

○委員長(村上和子君) 11番米沢委員。

○11番(米沢義英君) 今後、恐らく予想されるのは、また、そういう状態の方が多数占めるという状況ですから、かなり不良化する債権という形で出てくる可能性は当然推測されるかというふうに思いますが、そういうようなことも考えられると思うのですが、実情はどうでしょうか。

○委員長(村上和子君) 収納対策担当主幹、答弁。

○収納対策担当主幹(斉藤 繁君) 11番米沢委員の御質問にお答えいたします。

不納欠損につきましては、今後も同じような理由で同じような額は、まだ確定ではないのですが、今後も予想されるところであります。

以上でございます。

○委員長(村上和子君) 11番米沢委員。

○11番(米沢義英君) 追いつかない場合の納付計画、当然、されているかというふうに思います。たまに納付計画に追いつかないという形の中で、厳しい叱責を受けたという声も過去に聞きました。今は、恐らくそういうことないのだろうというふうに思いますが、その点は収納する側として、恐らく上のほうからもきちっとした収納計画を立ててもらい、さらに努力しながら収納してもらおうというような前提での指導、あるいは納付計画に沿った粘り強い納付のお願いをするということを前提として行っているかというふうに思いますが、そこら辺は間違いないですか。

○委員長(村上和子君) 町民生活課長、答弁。

○町民生活課長(鈴木真弓君) 11番米沢委員の保険税の収納にかかわる件についてお答えします。

職員につきましては、町民の皆様様に公平・公平性による保険税の納入ということでお願いしていることから、納入計画に基づいて納入されない方につきましては、そちらの状況もあるかとは思いますが、御相談には誠意を持って応じさせていただいております。今後とも、そういうことを職員には、十分職責を持って対応するように指導して努めてまいりますので、町民の皆様にも御理解いただけるように努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○委員長(村上和子君) 11番米沢委員。

○11番(米沢義英君) 確かに、個人の努力等もあるかというふうに思います。全体の国保税が高いというような状況が聞かれます。それで所得階層を見ても、自営業者、あるいは給与所得者という形であっても、本当に所得が少ないという状況になっています。所得階層の世帯別で見ても、町からいただいた250万円以下の世帯が、圧倒的多くを占めるという状況になってきています。

そういう状況の中で、確かに減免だとかいろいろな制度があったとしても、例えば5人家族で所得300万円とします。奥さんが専業主婦で、控除額ということで38万円という形になれば、この世帯に至っては恐らく240万円、約1割ぐらいの課税がされるというふうに推測される世帯です。そうする

と、そこから教育費や家賃やもろもろの支払わなければならないということになった場合、二十五、六万円の課税というのは本当に非常に重いというのが実態になってきます。

私はこういうことを考えたときに、町からの一般会計を繰り入れながら、そこから少しでも軽減できるような対策をとるべきだと。町は、この間、財政調整基金という形の積立金を持っています。目的別であります。しかし、その中でも財政調整基金というのは、どの目的においても使える基金がありますから、そういうものを繰り入れながら、やはり軽減するというのをなぜされないのかということところが大きな問題になっているし、また、負担の重い原因も社会的な要因があったとしても、ここに一つの要因もあると思いますが、この点、改善しなければならないと思いますが、この点どのようにお考えでしょうか。

○委員長（村上和子君） 町民生活課長、答弁。

○町民生活課長（鈴木真弓君） 11番米沢委員の保険税の世帯における納付の状況についての課税状況についての御質問にお答えさせていただきます。

町民の皆様につきましては、26年度に保険税を改正し、皆様に納付していただいているところでございますが、世帯に応じては軽減ということで、7割軽減、5割軽減、2割軽減を実施しているところでございます。

委員の御質問の世帯につきましては、この軽減と対象となる世帯とは異なることかもしれませんが、所得等の状況に応じました軽減措置については、町についても行っていることから、今後ともその制度に基づいて進めていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○委員長（村上和子君） 11番米沢委員。

○11番（米沢義英君） 町長にお伺いいたしますが、こういう実態というのは、町長みずからどの程度把握されているのか、お伺いしておきたいと思えます。

○委員長（村上和子君） 副町長、答弁。

○副町長（田中利幸君） 11番米沢委員の国保税にかかわる一般会計の繰り入れ等にかかわります質問に、私のほうからお答えをさせていただきたいと思えます。

国保制度は、国民皆保険の制度を担う一番重要な柱だというふうに認識をしております。ただ、これらについては一定のルールがございますし、また、相互扶助という制度でもございますので、まず一般会計の繰り入れについては、法定に基づく繰り入れをこれまでも行ってきたところであります。

この会計の収入の残をごらんいただきたいと思いますが、国保会計の総額は14億弱であります。そのうち国保税の負担率は3億5,000万円程度になりますから、ほぼ3分の1弱、これらをいわゆる受益を受ける受益者の負担をいただくのは3分の1弱と、それら以外は一般会計の繰り入れ、国の交付金、都道府県の交付金、これらをもって国民の皆保険を支えているということでありまして。

したがって、決して受益者の負担が上富良野だけ多いというようなことでは、決してありませんことから、したがってこれ以上の一般会計の繰り入れということは、今のところ町としても考えていないということ御理解をいただきたいと思えます。

○委員長（村上和子君） 11番米沢委員。

○11番（米沢義英君） 毎回おっしゃるのですが、やはり生活の実態等踏まえた場合に、負担感が多いわけですよ、実際。この間、町は一般会計は繰り入れないと、法定繰り入れはしておりますけれども、他の自治体では先進的に一般会計の繰り入れを行いながら、やはり軽減する自治体もあります。そういうみずから努力して、不公平感と言うけれども、いろいろな不公平、それでは不公平感ないですかと言ったらあると思うのですが、そこらお互いきちっと認めながら、生活していく上でこの部分は必要ですねということであれば、それは何も不公平感生む原因にもならないですし、当然、それは社会保障として認められた範囲ということであれば、それは容認できるというふうに思いますが、そこを絶対踏み越えないのだと、町はですね、そこがやはり一番の問題です。どちらの側に立っているのかということですよ。そういったら、ほかの制度で軽減しているのでないかということ言うのですけれども、この問題に立てば、やっぱり住民の立場に立ってきちっと軽減をするというような対策はとれると思うのですよ。

積立金も財調も5億円ぐらいありますから、一部取り崩せば、簡単に1万円、1世帯引き下げること十分可能です。そういうことをやりなさいと言っているのだけれども、やらないのです。町長、可能ではないですか、こういった部分に財調など取り崩して、答弁求めます。

○委員長（村上和子君） 副町長、答弁。

○副町長（田中利幸君） 11番米沢委員の再度の御質問にお答えをさせていただきます。

国保の被保険者の数は、町民の数で割りますと、3分の1弱であります。これらの方を特定して税を投入するというのは、一定程度皆さんの合意が必要だということに思っておりますし、また、委員発言

にありましたように、全国の事例からして一般会計から繰り入れをして軽減をすることが、先進的な取り組みだというふうな発言がございましたが、私も決してそういうふうには考えておりません。

先進的な取り組みの例で言いますと、上富良野は御案内のように、特定健診、特定保健指導に特化して国の基準を上回る健診項目、これらに一般会計を投入してございますし、また、保健指導を行っている保健師、これらは国保の被保険者に特定して特定保健指導を実施をしている。

したがって、これらの効果が医療費の削減に、抑制につながっているところでもありますし、また、それを割り返すと、国保の税負担は国保の被保険者に限って言いますと、全国からも、全国は失礼ですが、全道の最先端を進んでいるという負担リンクの部分も含め、そのように理解してございませぬし、また、そっちのほうに一般会計を負担していることから、御理解をいただきたいというふうに考えています。

○委員長（村上和子君） 11番米沢委員。

○11番（米沢義英君） 別問題ですよ、そういう問題とは、一緒に物事を一つに考えないでください。その人数が多いだとか少ないだとか言うのではなくて、自治体が進める政策というのは、多いか少ないかではなくて、どういう人たちが上富良野町に住んで、やっぱり少しでも快適な上富良野町に住んでもらえるかという立場に立った政策の展開しないと、多いか少ないかで言えば、細かく見れば上富良野町でやっている政策の中で、国保の加入世帯より少ない政策でやっている、たくさんありますよ。そうしたら、そういうのはどうするのですか、それは不公平感だということになるでしょう、あなた。間違っただような答弁しないでください、そこら辺。きっちりと政策展開するのであれば、町に住んでいる人たちの不公平感云々かんぬんと言って逃げ道にして、物事の本質をすぐすり抜けていって、回避するというそういうところがだめなのです。

町長、黙ってないで、きっちり答えてくださいよ。今、どれだけ町民の多くの方が介護や税の負担で悩んで、大変な状況なのかというところを少しでも、私は全部わかりませぬよ。聞いた範囲でも訴えているわけですよ。そのことを改善求めているわけですから、町長の答弁求めます。

○委員長（村上和子君） 副町長、答弁。

○副町長（田中利幸君） 11番米沢委員の再度の御質問にお答えをさせていただきます。

私の答弁が少し誤解を招いたのであれば、おわびを申し上げたいというふうに思いますが、少なくとも法定の繰り入れ基準が定まっている制度でござい

ますので、それを超えての一般会計の繰り入れは、今のところ考えていないということで御理解をいただきたいというふうに思います。

○委員長（村上和子君） ほかにございませんか。

11番米沢委員。

○11番（米沢義英君） 275ページの高額医療費の拠出金について伺いたいというふうに思います。

高額医療の拠出金については、その年度によって病状によって大きく変わるかというふうに思いますが、26年度等においては、高額医療費の負担分がふえるという状況にありますので、こういう部分については26年度においては特徴的な慢性疾患、あるいはがん治療だとか、腎臓病だとか、そういうのがいろいろあるかと思いますが、どういう実態になっているのかお伺いしていきたいとします。

○委員長（村上和子君） 町民生活課長、答弁。

○町民生活課長（鈴木真弓君） 11番米沢委員の高額医療費の共同事業拠出金についての御質問にお答えします。

高額医療費の共同事業拠出金の算定につきましては、過去3カ年間の高額療養費及び財政安定化共同事業交付金により算出されております。これにつきましては、都道府県単位で共同事業を行うことから、道の負担・国の負担が算定されておまして、今回、市町村においても共同事業の事業費に算出された金額を拠出しているものとなっております。

以上です。

○委員長（村上和子君） 11番米沢委員。

○11番（米沢義英君） そういう状況の中で、上富良野町はいろいろこの予防計画に基づいた疾病の特定健診だとか、2次予防だとか、指導率の向上に向けて率だけではありませんけれども、やっているかというふうに思います。

この成果調書の中にも指導率を高いだとか低いだとか評価するものではありませんけれども、やはり特徴的な肥満だとか、腎臓病だとか、ふえる傾向にあるというふうにも明記されております。そういった点で、26年度においてはどのような傾向が健診等において見受けられたのか、この点まずお伺いしていきたいとします。

○委員長（村上和子君） 健康づくり担当課長、答弁。

○健康づくり担当課長（杉原直美君） 11番米沢委員の平成26年度における特定健診の受診結果の動向についてお答えいたします。

平成26年度の法定報告は、まだ全国集計はされていませんが、受診率、上富良野町おかげさまで70.6%、保健指導率86.9%が9月末で算定され

たところですが、26年度の受診結果につきましては、おおむね例年と同じような傾向にはなっていますが、重症化予防ということで、糖及びコレステロール、血圧、この3点についての分析をしております。

その中では、近年、ずっと糖尿病の発症というか、健診ですので、健診の有所見は、ヘモグロビンa1cで診る数字ですが、それがずっとなかなか下がらない状況でいしましたが、25年、26年にかけてはやせていても遺伝的に糖尿病の遺伝のある方たちに対しての保健指導、食べ方の栄養指導などを充実したところ、26年度におきましては確実に有所見率は下がっている状況です。

LDLコレステロール、最近では虚血性の脳血管疾患が多くなって、介護保険の認定の原因疾患にもなっております。その要因となる悪玉コレステロール、LDLコレステロールの高脂血症の有所見については、非常に高い状況が近年続いておりまして、やはれこれは上富良野町の特徴なのか、食べ方の特徴なのかということも考えて、かみふっ子健診の子どもたちの所見の3割もLDLコレステロールが高い所見が出ておりますので、実際に、その辺を26年にかけて強化しました。

栄養士2名において、担当地区をもちまして、栄養指導を充実させたところ、27年度におきましては確実に下がっている状況が見えてきているので、保健指導の優位性を確認しているところです。

あわせて高血圧ですが、上富良野町はずっと高血圧疾患が高く、脳卒中も高い状況でございました。徐々に家庭でも血圧をはかる習慣を住民の方たちと共有させていただいた結果、確実に下がっております。ただ、27年に向けましては、本来、すごく広い会場で血圧をはかっていたので、私個人的ですが、だんだん耳も遠くなりますので、デジタルの血圧計を購入いたしまして、精密な結果を住民の方と一緒に、確実に自分の血圧がどのように変化をするのかということを確認していて、少し所見の率は27年は上がってきていますが、塩分の摂取の方法だとか、生活習慣にかかわるところで現実的な数値の有所見を減らすという努力を重ねているところがあります。

また、お話にありましたように重症化予防、心房細動含めて腎臓の病気などは、委員、御指摘のとおり、上富良野町は非常に課題として持っているところですが、データヘルス計画にのっとって、26年、27年と継続して保健指導を充実させているところですが、

以上です。

○委員長（村上和子君） よろしいですか。

6番金子委員。

○6番（金子益三君） 総括的な質問になってしまったら申しわけないのですが、246ページのいわゆる歳入にかかわりますところの国民健康保険税のところでございますが、この間、平成23年度の改定に引き続き26年度このような改定がされて、先ほど副町長の答弁ありましたように、3億4,000万円の自主財源という中でやっております。

この保険改定の性質上からいきますと、やはり本来であれば法定繰り入れのみにとどめて、さらには町が進める健康政策に基づいて医療費拠出を抑えていきながらやるということが最もなのですが、いわゆるもう財調の基金もほとんど底をついている状況の中で、平成30年に保険者が都道府県に移行するまでの間、本当に今の改定率の幅のまま引き継ぎまでしっかりとできる計画の決算、本当にタイトロブな状況ですよ。26年度決算も本来であれば、もしかしたらマイナスになるという非常に不安定な状況の中で、この税制の、保険税の税率の改定幅も1回休んでいるがごとくで、23年から26年に非常にジャンプアップの大きい改定幅になって、そのことが先ほど同僚委員もいったように、納付者の負担が急激な増に反映されているということになりますが、この決算状況の中において、29年度までしっかりこの会計の中でやっていけるというバックボーンは、どのような考えで持ちながらかを教えてください。

○委員長（村上和子君） 町民生活課長、答弁。

○町民生活課長（鈴木真弓君） 6番金子委員の御質問にお答えさせていただきます。

26年度に保険税改定をさせていただきまして、私も26、27、8、9、30年の北海道に保険者が移行するまでの間、この税率をもって上富良野町国民健康保険の財政を運営していくような形で、皆様に御承認いただいていると考えております。この保険税をもちまして、今、委員のおっしゃったとおり、本当に町民の方が早期発見・早期治療することによって、多くの方がやはり疾病をしても健康になって暮らしていただけるよう、本当に最終的に少しでも1年でも長く皆さん健康で生活していただくための保険財政でございますので、何とか疾病を抑え、本当に医療費を、高額な医療費になることを抑えることが、最善の支出を抑えることが、皆様の保険税に対する歳入も上げないで済むことになるということから、この保険税率ということで賛成していただいておりますので、今、健康づくり担当課長のほうからも御説明があったように、そういうことで町民の皆様にも御理解していただきな

がら、今後とも29年までの間、努めていきたいと考えております。

○委員長（村上和子君） 6番金子委員。

○6番（金子益三君） もちろんそうすることが必須でありますけれども、背景を見ますと、約1,800世帯弱の加入の中の7割が平均200万円以下の所得というそのベースの上に、非常に脆弱な構造の上に成り立っているのですね。

私が懸念しているのは、当然、法定外繰り入れをすれということ、私は言いません。それから、できることならば繰上充用もしないで健全財政のもとで、今、やっている上富良野の政策、私は正しいと思っていますのです。しかし、本当に何が大きな疾病が、例えばインフルエンザのようなものが蔓延したりした段階でも、すぐ吹き飛んでしまうような財政の中の組み立て、また、もしくは保険税率を決めたときと実際納付するときで、所得の差が生まれるということもあるのですね。ですから、そういったものに対して、しっかりと町がどのような蓄えとか、手だてを準備しているのかを教えてください。

○委員長（村上和子君） 町民生活課長、答弁。

○町民生活課長（鈴木真弓君） 6番金子委員の御質問にお答えいたします。

委員おっしゃるとおり、国民健康保険税の上富良野町の場合につきましては、本当に今の皆様、町民の皆様の保険税で支えさせていただいております。

ただ、今、国は、保険者が都道府県に移行することで、さらなる交付金のほうの予定をさせていただいております。この27年度も26年度から27年度にかけて、大幅に増額の軽減策ということで入れてさせていただいておりますし、これは27年度、28年度、あと9年度に向けてのことでありますので、それについて保険財政については、保てるというふうには現在のところは考えております。

○委員長（村上和子君） 6番金子委員。

○6番（金子益三君） 本当に残り3年というか、3年間プランをしてはいけないうちかもしれないのですけれども、やはり先ほど副町長というか、町の考え方として今の体制をやっていく、私もその推進は間違っていないと思います。本当に強くそう考えますし、ほかの協会けんぽ等々のバランスもありますから、それはそれでいいのです。

ただ、私が聞きたいのは、今回も本当にぎりぎりだった、まして貯金もない、一方で法定外の繰り入れもしない。しかし、何かあるかわからない、その具体的な提案、町民の皆さんがそれぞれ国保が今、保健福祉課が進めているように、健康づくりをすることによって疾病を促さない、ましては重度化を防ぐ、これはまことなことなのですが、しかし、何が

あるかわからなかったときに、具体的な町としての本当に最後の伝家の宝刀ではないですけども、切り札というそういった具体策というのが、あるのかないのか教えてください。

○委員長（村上和子君） 副町長、答弁。

○副町長（田中利幸君） 6番金子委員の御質問に、私のほうからお答えをさせていただきたいと思っております。

この医療費は、特に高額部分は、いつ何どき脳血管疾患、心疾患、本当に1回手術すると600万円、700万円も一気に支出がふえる、そういう状況であります。

したがって、先ほどの話ではありませんが、予防対策に力を入れておりますが、こればかりは本当に予想がつきません。委員がおっしゃるように、本来は基金を持ってそれらの増減、急激な予想外の増に対応するというのが、一番安定した運営でございます。

したがって、今、国保会計にはその余力が実はございませんので、毎年、逆に言うと毎月、一喜一憂しながら何とかかなりそう、そんなような実は状況でございます。非常に不安定な状況だというのは、御指摘のとおりであります。

ただ、今、課長からも言いましたように、国において国保会計の地方のその苦しみをもって、都道府県に移管するというのもあって、この27年、28年、29年と国保会計に直接優遇策をとる、交付金として優遇策をとるような施策が打ち出されております。それに非常に期待をしているところであります。結果から申しますと、今、課長が言いましたように、何とかやりくりをしながら、この30年を迎えたいというふうには考えております。

最悪のケースは、繰上充用等を行いなごらしのいでいくと、繰上充用をした後の最後の30年をどうするのかというのは、確かに課題でありますし、今、ここで申し上げることではないかなというふうに思っておりますが、何とかしっかり支えていくということで、御勘弁をさせていただきたいというふうに思います。

○委員長（村上和子君） ほかにございませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（村上和子君） なければ、これで国民健康保険特別会計の質疑を終了します。

次に、後期高齢者医療特別会計全般の287ページから301ページまでの質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（村上和子君） なければ、これで後期高齢者医療特別会計の質疑を終了します。

次に、介護保険特別会計全般の305ページから

331ページまでの質疑を行います。

11番米沢委員。

○11番(米沢義英君) 325ページの通所型予防介護という形で、(お元気かい)だとか、(生きがいデイサービス)だとかという形の中で進められています。これは、いわゆる予防につながるという形の中で、進められている一環なのかなというふうに思いますが、現状こういう活動を通じながら、やっぱり運用事業を通じながら予防介護に努められている部分というのは、一定程度の効果等というのはどういうふうな状況になっているか、お伺いしておきたいと思います。

○委員長(村上和子君) 地域包括支援センター主任保健師、答弁。

○地域包括支援センター主任保健師(星野 章君) 11番米沢委員の御質問にお答えします。

数値的な効果というものの判定はないのですけれども、生きがいデイサービスでのデータをとって、生きがいデイサービスに通所した期間から介護認定までの期間を調べたものがあるのですけれども、その期間で言いますと、本当にちょっと虚弱になって、閉じこもりがちになって生きがいデイサービスに通われたという方ですと、介護認定までの期間というのが、6、7年は長くなっているかなというふうに思います。

ただ、生きがいデイサービスに通われている方の中でも、ちょっと介護認定に近いような方が通われていることがあるのですけれども、そういう方ですと、1、2年と短い期間の介護認定にはなるのですけれども、やはりそこに通うということで、自分はそのに通わなければならないという、何曜日には通わなければならないという気持ちがあるので、やはりそこは介護認定というか、できるだけ元気に過ごしていこうというふうな気持ちにつながっているのではないかなというふうに思っております。

あと、お元気かいのほうですけれども、お元気かいのほうもトレーニング的な要素をすごく加えまして、お元気かいを行っているのですけれども、これも数値的なデータはないのですけれども、お元気かいに関してもやはり客観的に見て、行き帰りの背筋が伸びているとですとか、足腰がすごい、足が上がるようになってきたとですとか、そういう客観的なデータでしかないのですけれども、そういうことで効果を感じておるところです。

以上です。

○委員長(村上和子君) 11番米沢委員。

○11番(米沢義英君) そういうものが一定程度成果と言えるか、成果と言えば成果で、そういう予防につながっているということで、非常に大事な事

業だというふうに思います。

それで地域支援事業ということで、今後、この地域支援事業のあり方も変わろうとしておりますが、現在、ボランティア等の介在した中でのこういった予防というのは、地域も含めてどういう感じで実施されているのか。もしもあの地域のお元気かいだとかいろいろやられていますけれども、そういうものの実態というのが上富良野町ではどのように、26年度においてはなっているのか。わかれば、わからなければよろしいです。

○委員長(村上和子君) 高齢者支援班主幹、答弁。

○高齢者支援班主幹(北川徳幸君) ただいま11番米沢委員の御質問にお答えいたします。

介護予防事業のボランティアさんのかかわりというような質問だと思いますが、今、答弁いたしました生きがいデイサービス及びお元気かいについては、それぞれ社会福祉協議会、あるいはラベンダーハイツで、上富良野の専門的な介護事業所に委託している状況でございますので、それ以外についてはボランティアというような形では、今は介在していない状況です。

また、さらに自主グループといいまして、ふまねっととか、あと筋力トレーニングのグループ、うちの町も七グループぐらいあるのですけれども、そこら辺についてはボランティアというより、実質的に町民の方が活動しているというような実態はございます。

以上でございます。

○委員長(村上和子君) 11番米沢委員。

○11番(米沢義英君) そうしますと、地域支援事業の中で行われている介護予防等の事業というのは、今後、29年度ですか、上富良野は。もう実施されているところもありますけれども、非常に専門性の高い支援が求められている部分だというふうに、今の答弁で受けましたが、そうしますと、これをボランティア、もしくは何らかの知識の持った人が支援するということになった場合に、これは十分この事業として機能されるというふうな形になるのかどうなのか、その状況はどうでしょうか。やはり介護予防につなげないその前の段階において、一定の知識を持って必要な技能を持ちながら支援することが求められるわけですから、それが簡単にボランティアに置きかえてその事業が成り立つのかどうなのか、この26年度の決算踏まえてちょっとお伺いしていきたいと思います。

○委員長(村上和子君) 高齢者支援班主幹、答弁。

○高齢者支援班主幹(北川徳幸君) ただいま11

番米沢委員の御質問にお答えいたします。

実はまさに今、平成29年度の新しい総合事業実施に向けて、うちの町がどのような形にするのがいいのかというのを検討している最中でございます。その中で介護予防事業、これについては基本的には今いる新しい総合事業といいますか、対象者の要支援者、あるいは2次予防対象者の方のサービスの質を下げないというのは、以前から御答弁させていることでございます。とつつ、そのほかに住民NPOさんもろもろの方の支援を受けたサービスというものが、新たな展開ができるかどうかというのを含めて今検討をしているところです。

ただ、そうなりますと、ボランティアさん等とそういう介護予防の専門的な知識がないもので、一定の研修というのですか、そういうのも必要なというふうには認識しております。

以上でございます。

○委員長（村上和子君） 11番米沢委員。

○11番（米沢義英君） いろいろと課題が、今、答弁の中であるというふうに感じました。これは26年度の決算ですから、それ以上は言いませんが、一層充実必要だというふうには考えております。

次にお伺いしたいのは、323ページの負担金補助金及び交付金という形で、居宅・地域密着型サービス・施設サービスという形で金額が並んでおります。例えば、居宅サービス介護つきという形になっておりますが、この中にいわゆる老人向けの介護つきの老人住宅というのでしょうか、そういうものが含まれるのかどうか、この点ちょっとお伺いをしていきたいと思っております。

○委員長（村上和子君） 高齢者支援班主幹、答弁。

○高齢者支援班主幹（北川徳幸君） ただいま11番米沢委員の居宅・介護サービスの内容ということの御質問だったと思っております。

この中には、今、言われた住宅型有料老人ホーム、これについてはあくまでも高齢者アパートと言ったらちょっと違うかもしれないのですが、あくまでもその分の経費は、この分には入っていないです。この住宅型有料老人ホームの多くが、訪問介護事業所を併設しておりまして、その関係で訪問介護サービス、そこら辺の部分については、居宅サービスの数値の中に入っている状況でございます。

さらにちょっと言いますと、近年、この住宅型の有料老人ホームが、富良野沿線も含めまして結構な数でふえていることから、その影響もあって、主にこの居宅の中の訪問系サービスが伸びているような状況でございます。

以上です。

○委員長（村上和子君） 11番米沢委員。

○11番（米沢義英君） そうしますと、上富良野町の方が他の市町村に入所した場合、その分の介護費用というのは、当然、上富良野町がその実際、契約結んでいると思うのですが、負担するという形になりますか。

○委員長（村上和子君） 高齢者支援班主幹、答弁。

○高齢者支援班主幹（北川徳幸君） ただいま11番米沢委員の御質問にお答えいたします。

介護保険法の中で、実は住宅型有料老人ホーム等々については、住所を移しても全市町村が被保険者となるという住宅特例制度というのがございまして、仮にうちの町民が富良野のほうに住所を移しても前の町村が被保険者となりますので、介護給付費については上富良野町が負担するというふうな仕組みになっております。

以上です。

○委員長（村上和子君） 11番米沢委員。

○11番（米沢義英君） もう1点お伺いしたいのですが、この意見書の中に保険給付の現状という形の中で、居宅サービス・介護と予防・施設サービス、地域密着型サービスという形で、年々、施設サービスよりもその入所の状況によって年度変わるとは思います、比較的居宅サービスの費用がふえる傾向にあるというふうに思いますが、その介護者の状態によってどちらを選ぶか、介護支援計画の中で設定されるわけですから、そういうことを考えれば、これは例えば国が在宅、あるいはそういった進めるという状況の中での施設よりも居宅側という形の変化の中で、たどった中での変化なのかどうかちょっとよくわからないので、そこら辺はどのように今回の26年度の決算の中でちょっと見受けたものですから、お伺いしておきたいと思っております。

○委員長（村上和子君） 高齢者支援班主幹、答弁。

○高齢者支援班主幹（北川徳幸君） ただいまの御質問にお答えいたします。

先ほども、若干25年度との給付の比較ということでお話させていただいたのですが、将来、国においては従来からなのですから、施設から居宅というような形で移行しているような状況でございます。

本町についても、施設サービス全体については先ほど委員がおっしゃったとおり、その時々に入られる方、入られない方が出て、そこら辺の増減は出てくると思いますが、今後については居宅サービス、あるいは地域密着型サービスという部分について、給付費が増嵩しているような傾向にあると予測され

るところでございます。

以上です。

○委員長（村上和子君） 11番米沢委員。

○11番（米沢義英君） 地域密着型サービスという形で、予算がついております。上富良野町にも一つの運営をやられているという状況になっておりますが、今後、この運営等については十分な運営が図られるようないろいろな形になっているかと思いますが、現状等について、わかる範囲でよろしいですが、わかればお伺いしておきたいと思っております。将来的に、きちっと運営できるような状況が確保されているのかどうかということも含めてですよ。大ざっぱで、わかる範囲でよろしいですが、お伺いしておきたいと思っております。

○委員長（村上和子君） 高齢者支援班主幹、答弁。

○高齢者支援班主幹（北川徳幸君） ただいまの米沢委員の御質問にお答えしたいと思います。

地域密着型サービスということで、本町においてはグループホームほーぷさん、あわせておとしですか、開設した小規模多機能居宅介護事業所ふくしんさん、この2カ所が地域密着型サービスとなっております。いずれもこの地域密着型サービスについては指定権限、あるいは指導監査権限については、上富良野町に付与されているところでございます。

その中で、いずれも2カ月に1回運営推進会議という形で運営状況、あるいは行事等々、課題等々を話し合っただきまして、場合によっては、本町のほうから助言・アドバイス等をさせていただいている状況でございます。

また、あわせておおむね年に1回実地指導という形で、全般的な運営状況、あるいは介護請求等々の全般的なことを1日かけて、両施設見させていただいている状況です。

その中で、いろいろ課題等があったとしたら、事項を指摘というか、助言させていただきまして、その進捗状況を踏まえながら、今現在、両施設については指導している、指導というか、助言・アドバイスしている状況です。

以上です。

○委員長（村上和子君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（村上和子君） なければ、これで介護保険特別会計の質疑を終了します。

次に、ラベンダーハイツ事業特別会計全般の335ページから355ページまでの質疑を行います。

11番米沢委員。

○11番（米沢義英君） ラベンダーハイツ事業と

いう形の中で、近年、施設整備等されておりますし、一定程度、財調のいろいろと町との連携の中で、繰り入れながら整備もされてきているという状況にあります。

そこでお伺いしたいのですが、いわゆる施設管理という形の中で、行政改革プランの中に将来はいわゆる民間、あるいはそういう形の訴えが行革プランの中に載っておりますが、これは最終的に町として、まだ方向性は出ていないというふうな表現であります。このラベンダーハイツ等はそのような方向に持っていこうとしているのか、まずこの点をお伺いしておきたいと思っております。

○委員長（村上和子君） 副町長、答弁。

○副町長（田中利幸君） 11番米沢委員の御質問に、私のほうからお答えをさせていただきたいと思っております。

町長の考えは、最後のちょっと言い方語弊あるかもしれませんが、町民の方々が最後をお迎えするときに、このラベンダーハイツが当面、直営を堅持するという思いでございます。ただ、ずっと永遠行けるのか、施設の老朽化もございまして、将来にわたる部分については、まだ方向性は最終決定はしてございませぬが、当面、直営での堅持をするということ考えていることを御理解をいただきたいというふうに思います。

○委員長（村上和子君） 11番米沢委員。

○11番（米沢義英君） 今後については、まだ明確な方向性はないけれども、行革プランの中では、そういう方向性で行きたいということですから、その方向性は、はっきりしているのだというふうなことだというふうに受けとめておきます。

そういうものも踏まえて、351ページのラベンダーの施設介護の事業所における正職員と賃金職員というのは、大体どういう比率でいらっしゃるのかお伺いいたします。

○委員長（村上和子君） ラベンダーハイツ所長、答弁。

○ラベンダーハイツ所長（大石輝男君） 11番米沢委員の御質問にお答えをいたします。

比率ということだったのですけれども、現在、職員全体で50名おまして、うち正職員が14名です。残りが臨職員ということで、比率となっております。

以上でございます。

○委員長（村上和子君） 11番米沢委員。

○11番（米沢義英君） 正職員が14名という形になりますが、あと恐らく、よく防災無線等で臨時の介護職員なんか募集しているということで、勤務形態もあってなかなか募集が、状況によっては応募



が少ない、なかったという状況あると思いますが、この26年度においては、そういう勤務体系に支障が起こるような職員が不足するだとかというのは、そこら辺はどういうふうになっているのか、お伺いいたします。

○委員長（村上和子君） ラベンダーハイツ所長、答弁。

○ラベンダーハイツ所長（大石輝男君） 11番米沢委員の御質問にお答えいたします。

確かに、介護士さんにつきましては、不足している状況がございます。ただ、やめられた方におきましてその後、ハローワークとか、防災無線等で採用に至っている状況がございます、現状は不足している事実はございますが、現状維持を守っているような状況にあります。

以上でございます。

○委員長（村上和子君） 11番米沢委員。

○11番（米沢義英君） 介護の現場というのは、非常に離職者が多いという形の中で今あります。非常に他の状況を見ていても、そういう状況なのかというふうに思いますが、やはり今回ラベンダーハイツ等の賃金職員等の賃金体系を見ても、介護福祉士や2級のヘルパー、3種パートだとかいろいろ常勤だとかということはあると思いますが、最低でも840円から始まって最高でも1種の介護福祉士では1,200円程度かなというふうに思いますし、2級のヘルパー2級以上という形になっても、最高でも1,080円くらいかなというふうに思いますが、当然、働いて、一定の収入を得て生活しなければならないということになれば、離職ということに、賃金では、こういう勤務体系では、なかなか生活を支えることができないという状況が生まれてきているのかなというふうに思いますが、そこら辺との関係でなかなか勤務との関係もありますが、介護職員が集まらないというような全体で状況はどうでしょうか、そこら辺。

○委員長（村上和子君） ラベンダーハイツ所長、答弁。

○ラベンダーハイツ所長（大石輝男君） 11番米沢委員の御質問にお答えいたします。

介護職員の賃金の関係について、現在、賃金の額が少ないことが原因で、介護職員が来ないのではないかと趣旨だと思いますが、確かにそのことも一つの要因とは思われますが、また、施設の例えば市とか町の大きさだとか、地域の状況だとか、いろいろなことが加味されまして、介護職員が少ないという現状は、国・道、それから地方によるそれぞれの要因があって、少ないというようなことがあるかなと思っておりますので、賃金だけが低いから少な

いというふうには押さえていないところでございます。

以上でございます。

○委員長（村上和子君） 11番米沢委員。

○11番（米沢義英君） 確かに、今、施設が広がっていますから、そういう社会的な要因もあると思いますが、やはり賃金の体系も必要な構成の一つとなっているはずで、この間、正職員は最低しか雇用せずに臨時だとかパート、臨時職員で賄っているというような状況が見受けられますが、今後、こういう正職員等の雇用等については、一切行わないという形になりますか。

○委員長（村上和子君） ラベンダーハイツ所長、答弁。

○ラベンダーハイツ所長（大石輝男君） 11番米沢委員の御質問にお答えいたします。

これまでも正職員から臨時職員に切りかえてきているという現状がございます、今後、正職員を採用していくという考え方は、現場としては持っていないところでございます。

以上でございます。

○委員長（村上和子君） 11番米沢委員。

○11番（米沢義英君） ぜひそこら辺改善していただいて、可能な限り雇用できる環境を整えるということが必要だというふうに思います。

次にお伺いしたいのは、351ページの委託料の中で調理業務ということで、3,200万円予算が計上されております。一定程度、調理業務が委託されておりますが、この委託の中でいわゆる管理栄養士等が、直接上富良野町では介在しながら調理のあり方や栄養のあり方というのは行っているのか、業者自体が全て栄養管理をしているのか、この辺どういふような実態なのかお伺いいたします。

○委員長（村上和子君） ラベンダーハイツ所長、答弁。

○ラベンダーハイツ所長（大石輝男君） 11番米沢委員の御質問にお答えいたします。

平成26年4月に、西川食品のほうに委託をいたしまして、現在、町の我々ラベンダーハイツの栄養士とそれから西川食品さんの栄養士1名、それぞれがおりまして、献立等につきまして協議をしながら策定しているような状況でございます、協力して進めている状況にあります。

以上でございます。

○委員長（村上和子君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（村上和子君） なければ、ラベンダーハイツ事業特別会計の質疑を終了します。

ここで、説明員が交代しますので少々お待ちください。

(説明員交代)

○委員長(村上和子君) 次に、簡易水道事業特別会計全般の359ページから375ページまでの質疑を行います。

御意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(村上和子君) なければ、これで簡易水道事業特別会計の質疑を終了します。

次に、公共下水道事業特別会計全般の379ページから395ページまでの質疑を行います。

11番米沢委員。

○11番(米沢義英君) 392、93ページにわたって、工事請負費の中で、雨水及び污水管のマンホール等の補修工事という形になっておりますが、不明水等やあるいはそういう状況の中で、一定程度破損だとかという形の支出が求められている部分であるかというふうに思いますが、その工事内容等についてお伺いいたします。

○委員長(村上和子君) 建設水道課長、答弁。

○建設水道課長(佐藤 清君) ただいま11番米沢委員の御質問にお答えさせていただきます。

不明水対策につきましては、まず公共下水道の管渠の調査を行っております。結果としまして、クラク1カ所、侵入水1カ所、合計2カ所ということになります。それと、今の部分については污水管の調査でございます。

次に、マンホール・ます類の調査につきましては、人工ぶたの部分、それから砂利の侵入、それからずれなどの調査を行っております。結果としまして、68カ所が判明しております。

そのほかフラヌイ温泉の流量計算等の流量計の設置に伴いまして、流量の測定を行っております。

以上です。

○委員長(村上和子君) 11番米沢委員。

○11番(米沢義英君) フラヌイ温泉の流量等の調査というのはどういう内容なのか、ちょっとお伺いいたします。

○委員長(村上和子君) 建設水道課長、答弁。

○建設水道課長(佐藤 清君) フラヌイ温泉につきましては認定量ということで、予測という形で当初行っておりまして、これが正しいかどうかという部分も確認のために行ったところでございます。

○委員長(村上和子君) 11番米沢委員。

○11番(米沢義英君) その結果というのは、正しかったですか、どういう結果だったんですか。

○委員長(村上和子君) 建設水道課長、答弁。

○建設水道課長(佐藤 清君) 結果としまして

は、認定量と大体同じような数字が出ております。

以上です。

○委員長(村上和子君) 11番米沢委員。

○11番(米沢義英君) 予想した以上に余分なものが入り込んでいないというような形の表現かなというふうに思いますが、そういうことでよろしいですか。

○委員長(村上和子君) 建設水道課長、答弁。

○建設水道課長(佐藤 清君) そのとおりでございます。

以上です。

○委員長(村上和子君) よろしいですか。

ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(村上和子君) なければ、これで公共下水道事業特別会計の質疑を終了します。

以上をもって、各会計歳入歳出決算認定についての質疑を終了します。

ここで、説明員が交代しますので少々お待ちください。

(説明員交代)

○委員長(村上和子君) 続いて、平成26年度上富良野町企業会計決算認定についての質疑に入ります。

最初に、水道事業会計全般の質疑を行います。

11番米沢委員。

○11番(米沢義英君) 14ページの配水及び給水費の中で、委託料という形で、漏水等調査と水道施設更新計画の修正委託という形になっておりますが、こういう場合の入札というのはどういう形で実施されているのか、まずお伺いしたいと思います。

○委員長(村上和子君) 建設水道課長、答弁。

○建設水道課長(佐藤 清君) ただいま11番米沢委員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、漏水調査につきましては、専門の漏水調査の委託業者を指名して入札しております。また、水道施設の更新計画修繕委託につきましては、これは一般の通常の委託業者に発注しているところでございます。

以上です。

○委員長(村上和子君) 11番米沢委員。

○11番(米沢義英君) 漏水調査等を含めて、施設の更新計画の修正委託という形になっておりますが、水道施設そのものの老朽化だとかそういった状況というのは、どんなふうになっているのでしょうか。ちょっとわからない部分でお知らせを願います。

○委員長(村上和子君) 建設水道課長、答弁。

○建設水道課長(佐藤 清君) 11番米沢委員の

御質問にお答えさせていただきます。

まず、水道施設につきましては、浄水場、それから配水管とかいろいろございます。配水管につきましては、相当古い部分がございますので、計画的に更新をしているところでございます。浄水場につきましては、これにつきましては、日の出浄水場につきましては昭和48年でございますので、浄水場の耐用年数が60年でございますので、まだ先の部分でございます。それと、倍本地区の浄水場もございます。これも平成2年でございますので、まだ相当大丈夫だということになっております。

以上でございます。

○委員長（村上和子君） 11番米沢委員。

○11番（米沢義英君） 部分的な修繕だとかは、当然、求められる部分あるというふうに思いますが、あわせてお伺いしたいのですが、水道管の漏水調査等で漏水がわかったという場合に、管の埋設、あるいは修復が、当然、起きます。そういった場合の予算との関係で、いわゆる水道区域全般見直すということであれば、国の予算等もつくのでしょうか、こういった漏水等がありました地域の例えば役場の横でもいいですが、東1線でも2線でもいいですが、一定程度やっぱり100メートルから200メートル直さなければならぬというときになった場合の補助というのは、国、あるいは道などの補助が受けられるのかどうか。財政が苦しいといった中で、そういったものがあれば活用しなければなりませんけれども、そういったものが現状としては一切ないという形になっておりますか。

○委員長（村上和子君） 建設水道課長、答弁。

○建設水道課長（佐藤 清君） ただいま11番米沢委員にお答えさせていただきます。

水道事業につきましては、国の補助事業等はございません。起債事業で賄っている部分でございます。

以上です。

○委員長（村上和子君） 6番金子委員。

○6番（金子益三君） ちょっとわからないので教えていただきたいのですが、17ページ、18ページにかかります企業債でございますが、いろいろな水道事業を行うに当たって、各種企業債を発行すると思っておりますけれども、上の段の財務省から借りている2本が非常に利率が、年利が高いものがあるのですけれども、これはやっぱり今の世の中において借りかえをして、例えば一般金融から低利で借りたもので借りかえることとかというのは不可能なんでしょうか。これはもう定率で国に返していかなければならないものなのですか、ちょっと教えてください。

○委員長（村上和子君） 上下水道班主幹、答弁。

○上下水道班主幹（安川伸治君） 6番金子委員の御質問にお答えいたします。

水道事業の企業債の高金利の部分の借りかえについての御質問だと思いますが、企業債の借り入れにつきましては、総務省のほうの制度になっております。ほかの事業につきましては、特例措置ですとか、特別措置という制度がありまして、例えば下水道でいきますと、今、現状平準化債ということで、過去に借りました高金利のものを借りかえするという制度と、あと平準化させるという制度がありますが、上水道事業につきましては、企業会計ということでございますので、そういった制度がない状況でございます。ですので、現状、今、高金利で借りているものは、このまま返し続けるという状況になっております。

以上でございます。

○委員長（村上和子君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（村上和子君） なければ、これで水道事業会計の質疑を終了します。

ここで、説明員が交代しますので少々お待ちください。

（説明員交代）

○委員長（村上和子君） 次に、病院事業会計全般の質疑を行います。

11番米沢委員。

○11番（米沢義英君） 19ページ、病院事業費の材料費という形の中で、薬品費という形で決算状況が見受けられますが、この中で比較的后発医薬品も使いなさいという形になっているのですが、新薬と後発医薬品等の状況というのは、どういうふうな状況になっているのかまずお伺いしておきたいと思っております。

○委員長（村上和子君） 病院事務長、答弁。

○病院事務長（山川 護君） 11番米沢委員の御質問にお答えいたします。

町立病院の薬につきましては、一般病床の入院患者につきましては、正規品を使っております。また、老健につきましては、ジェネリックを使っております。

内容といましては、一般病床のほうにおいては、先生方が、大学の先生方も診ていただくこととなりますので、そこでの誤差を生じないということでの一般病床での正規品ということで、あと老健につきましては、ジェネリックの対応でございます。

以上です。

○委員長（村上和子君） 11番米沢委員。

○11番(米沢義英君) 大学の先生という形で、誤差を生じないということの話ですが、誤差というのはちょっと読み取れないのですが、どういふものなのか。一般的に最近国の方も、ジェネリックを使いなさいという形の話も出てきて、勧めるといふ状況になってきているのですが、なかなか大学の先生たちは、こういったものは受け入れないというようなそういうのも含まれているのかと思うのですが、そこら辺はいろいろな事情があるかと思いますが、その辺お伺いしておきたいと思ひます。

○委員長(村上和子君) 病院事務長、答弁。

○病院事務長(山川 護君) 11番米沢委員の御質問にお答えいたします。

旭川大学におかれましては、今の御質問でございますけれども、ジェネリックを使うという方針となっております。ところが、町立病院の場合は、電子カルテとオーダーリング等の整備がされておひません。よつて、ジェネリックというものが、一つの薬において、例えば大塚製薬のプレタールという薬なのでございますけれども、これにつきましては一つで27種類のジェネリックが出ておひます。27社から出ていふと言っても過言ではござひません。そういう中で、うちが一つのものを選定していくときに、非常に手間がかかつてしまうので、そのたびに電子カルテ等がありまふと、正規品を打つと、ジェネリックが出てくるシステムになっていふます。

ところが、うちの場合はそれがないものなので、プレタールというものを正規品を出そうということになりますと、そこから今度、薬品の本で調べての対応になっていふます。そういう意味での誤差、間違ひということではござひまして、電子カルテを導入していふ病院においては、この正規品のイコールジェネリックというのを一つ決めて、そこで対応していふというふうには旭川大学なんかでは聞いておひますが、それらができないものでござひますから、そこでの誤差と言ひましたら、失礼でござひども、間違ひを少なくするといふ意味で、一般病床においては正規品という内容でござひます。

老健につきましては、先ほどお話ししましたけれども、全部うちの先生方が診ておひますので、それは1種類で頭の中に入つていふということ、ジェネリックを使つておひます。

以上です。

○委員長(村上和子君) 11番米沢委員。

○11番(米沢義英君) 機能的な整備のカルテだとか、システムのあり方が、そうさせていふという形だといふふうにはわかりました。

それで例えば、外来患者の中でジェネリックを

使つてほしいとか、そういうことといふのは余り、多いのか少ないのか、要望があれば町としてもそういうのでも出している場合あると思ひうのですが、外来においては、どういふふうな形になっているのでしょうか。

○委員長(村上和子君) 病院事務長、答弁。

○病院事務長(山川 護君) 11番米沢委員の御質問にお答えいたします。

外来患者のほぼ95%につきましては、うちは処方箋という形で応需薬局といふことで、病院前のこととか、あと町の薬局さんのほうで「薬、いただいでください」といふことで処方箋を出しておひます。

処方箋につきましては、うちの町立病院で変更不可といふ形で出しているのが、ウルソといふ循環器の薬とプレタールといふ血小板の薬でござひます。このほかは、応需薬局において変更可でござひますから、患者さんが、応需薬局の薬剤師の先生と、こういうジェネリックがありまふといふことであれば、それは町立病院は全てオーケーですよといふことで、この二つの種類だけ変更不可といふ形で出しておひます。

以上です。

○委員長(村上和子君) 11番米沢委員。

○11番(米沢義英君) そうしますと、薬局対応で、それはなるといふ話かといふふうには思ひます。この薬品等の管理等については、きちつといわゆる期限切れ等のものの在庫管理といふのはきちつとされていふますか。

○委員長(村上和子君) 病院事務長、答弁。

○病院事務長(山川 護君) 11番米沢委員の御質問にお答えします。

薬品の期限切れにつきましては、管理は十分されておひます。ただし、患者さんが来なくなつた場合、特別な患者さんがおひまして、ある程度の一箱で買つたりする場合、そのようなものの期限切れといふのは毎年処分をしておひますが、あとについては管理は十分していふつもりでござひます。

○委員長(村上和子君) よろしいですか。

ほかにござひませんか。

6番金子委員。

○6番(金子益三君) 16ページのキャッシュ・フローにかかわるところでちつとお聞きしたい。今後の見通しについてになると思ひますけれども、26年、新会計システムになって、会計基準が変わつたといふことと、いわゆる減価償却に対する考え方が、国のほうで企業会計ちつと変わつたといふことがあつて、平成26年、本当に病院の医師、そして職員のさまざまな努力もあるにもかかわ

らず制度的なもの、また、医師の外来の何というのでしょうか、眼科がなくなったりとかということから、残念ながら損失が出ているところでございますが、その損失を埋めることのできるような減価償却が非常に大きく取れるようになって、この間、何とか本当にキャッシュ・フロー、ほぼゼロ状況から約3億円近い現金を積み重ねてきているのですが、今後の見通しとして、今の状況。

やはり減価償却も今年度については4,900万円ほど、どんと見れておりますけれども、やはり次年度以降というのは、そんなにそんなに継続的には見えていかなくなると。実質のところのキャッシュ・フローしていくところが、生み出せなくなっていくのではないかなというちょっと懸念があるのですけれども、その辺の対策というのも今、一般会計からの繰入金約2億4,000万円程度ありますが、その範囲の中で埋めていける計画はありますかね。

○委員長（村上和子君） 病院事務長、答弁。

○病院事務長（山川 護君） 6番金子委員の御質問にお答えいたします。

キャッシュ・フローの関係でございますが、今現在、町立病院の内部留保資金が約3億円ぐらいあります。よって、実際にマネーショートをするということは、今、ちょっと想定はできないかなというふうに思っているところなのですが、ただ、減価償却が確かに少なくなっています。ところが、町立病院会計というのは、公立病院ですから、税金を払うことがありません。よって、利益が出ても、そこにおいては収益としては上がってきますけれども、減価償却における費用の中で見ていくという中においては、現金にはさほど大きな影響はございません。

ただし、ただ言えるのは、今現在、古い建物で、ほとんど償還がないです。また、26ページにおいても企業債の金額においても約6,100万円ぐらいの年間の償還でございますので、病院を新しくして、何かを建てたりするときは、相当お金の資金ぐりというのは影響なるかと思いますが、今現在の中においては、回っていくだろうという予想を立てております。

以上です。

○委員長（村上和子君） 6番金子委員。

○6番（金子益三君） それを踏まえてなのですけれども、やはり1万数千人の生命と健康を守っていく町立病院、今、本当100%では健全経営かという、健全経営だとは思われる経営状況になっておりますが、やはり今言う建物の経年劣化はかなり進んでいるのですね。今、事務長から答弁ありましたように、ほとんど償還もないに等しいぐらいの築数

十年もたっておりますが、これが今後に向けて病院維持していく上で、いろいろ修繕等々もして長寿命化を図っておりますが、限界が来ると思うのですけれども、それらについてどのような考えがおりますか、ちょっとお聞かせください。

○委員長（村上和子君） 副町長、答弁。

○副町長（田中利幸君） 6番金子委員の町立病院にかかわる御質問に、私のほうからお答えをさせていただきます。

委員も御承知のとおり、町立病院開設以来30数年、施設の老朽化が進んでいる現状は認識をしております。第6次総に、どういう形で病院の更新計画をのせていくことが可能なのか、財源ももちろん含めて、そういう検討を始めたところであります。

ただ、一方、平成29年度だったと思っております、いわゆる基幹病院である2次医療圏の協会病院を中心として、富良野医療圏の今、再編計画を立てる、地域が立てることになってございます。医療制度も今、大きく変わろうとしておりますから、そのベッド数をどれだけにするのか、そういうこともこれからかなり変動要素が多いかなというふうに考えています。

したがって、それらも含め第6次計画にどのように更新計画を立てていくのか、それらを検討してまいりたいと思っております。いずれにいたしましても、町はこの町民の医療の制度をしっかりと支えていくということは、議会の皆さんとも合意をされているかというふうに考えてございますので、機会ごとに、また御相談を申し上げたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（村上和子君） ほかにございませんか。

11番米沢委員。

○11番（米沢義英君） 入院といわゆる外来等を見ましたら、入院も減るという形になりますし、外来も比較的減っているという形になってきております。

それと同時に、報告書の中では予約診療とあるいは投薬、長期投薬という形の中で実施し、泌尿器科等が予約制導入、そういう形の中で時間待ちが少なくなったというような形で書かれております。

そこでお伺いしたいのですが、今後、このままで推移すると、入院についても外来についても、患者数が減る傾向が過年度から見てもあります。老健は一定程度、患者数は保たれてはいるものの、必ずしも入院、一般病棟についてはなかなか厳しい経営を余儀なくされているという状況があるというふうに思いますが、これは相手次第でもありますから、何とも言えないところですが、これは大まかにどうい

うことが原因しているのかということも含めて、診療科目がなくなったりとかという要因もあると思いますが、その点、お伺いしておきたいと思えます。

○委員長（村上和子君） 病院事務長、答弁。

○病院事務長（山川 護君） 11番米沢委員の御質問にお答えいたします。

まず、1点目の入院の患者数の減でございますが、確かに御指摘のとおり、減少傾向が今、とまってない状況でございます。内容的には、医療が相当変わってきているというのがまず一つあると思えます。入院の期間が短くなってきている、それから高齢者においても在宅の誘導がなされている、そして在宅においては、訪問看護等でのサポートもできてきているという一つの医療と介護の連携の中で、医療費を削減するという意味の中においても、そういうシステムが確立してきている。

そして、そのことが、また入院患者の医療費においても、相当高額な負担が、入院した場合にはかかってきているというのもございます。実際、町立病院の入院患者においては、あと二つ、三つ、ベッドが動けば経営的には相当楽になってきますので、内部でのそういう協議を先生方ともしておりますが、本当にある程度今の時代、治ってきたら、帰りたいと言う、患者さんは、帰りたい、病院にいたくないと。

そのかわり、すごく手がかかる介護と入院のはざまにいる患者さんにおいては、置いておいてくれと言うという状況の中で、非常に一人、二日か三日入院延ばしてくれたら、かなりの稼働率が上がってくるのですけれども、そういうことはできないということが、うちの先生方からも言われておりますし、まして厚生労働省の先生方というのは保険医でございますので、そういうことを今、認められていないという中身の減少でございますので、人口は確かに減っておりますが、高齢者はふえておりますので、それでも入院患者が減っているというのは、そういう意図とそれと在宅、それから病院と福祉施設の間における施設が、かなりできてきているというところにおける入院の減だというふうに思えます。

もう1点は、病院できた当時は、町立病院でも胃の手術とか、複雑骨折の手術とかしましたけれども、今はもうそういう時代ではございません。そういうのは大きな病院でやっていただくということになりますと、入院患者についてはどこが下げどまりなのかなというのが、現場においても、僕自身が見ているところでございます。

もう1点の外来につきましてですけれども、外来患者につきましても、25年の長期投薬から25年7月の予約診療において、外来患者そのもので24

年との比較で26年度は、24と26年度の比較で88%に落ちています。これは20%ぐらい落ちるという最初の見込みだったのですけれども、やはり毎月1回薬を取りに来てくれていた患者さんには、再診料と3カ月に1回血液検査等をして、12回来ていただいていた患者さんが3カ月に1回ですから、4回しか、年に来なくなります。それで患者さんの負担も少なくなります。病院に払う。ただ、薬代が3カ月分払うから、薬代高いなというふうに思うかもしれない。そういうのは、今、協会病院も皆やっておりますので、時代の一つの流れ、医療費の削減の中の一つだというふうに思っている。

ただし、そのことにおいても診療単価は、窓口で払っていただきますと患者さんの単価というのは、今現在、6,800円ぐらいでございますけれども、外来患者の場合。それが24年度の場合は、6,250円ぐらいでしたから、検査が来るということで、1回に払う窓口というのは多くなっておりますので、その2割、外来収入が落ちているということではございません。患者さんは減っておりますけれども、収益についてはこれほど落ちておりませんが、今の一つの診療の流れとして、そういうことを組んでいくというのが医療界の中で求められておりますので、このようなシステムを導入しているというのが内容でございます。

以上です。

○委員長（村上和子君） 11番米沢委員。

○11番（米沢義英君） そうしますと、今後、一定程度入院といわゆる保健施設等ですよね、介護施設等のはざまの中で、入院患者数等は今後、まだ減る傾向があるというような話かというふうに思えます。

そうしますと、確かに一定程度の収入は保たれているものの、しかし、今後、国のほうでも収入、いわゆる診療報酬等の改正がない限りは、そうそう地方自治体の病院を維持するというのは、かなり窮屈になってくる部分があるというふうに思いますが、今、担当の事務長がおっしゃられたように手術はないということであれば、本当に初期の患者さんを診て、医療圏につなげていくという形になるということになれば、経営自体がやはり在宅重視ということになれば、やはり成り立たなくなる傾向があるのだろうというふうに思いますが、そういう中で今、国のまた新たな医療圏の再編ということになれば、また大きなダメージになる可能性があるというふうに思いますが、その点は1自治体で努力できる部分の収入確保で、できる部分というのはどのぐらいあるとお考えですか、ちょっとお伺いしたいと思えます。

○委員長（村上和子君） 病院事務長、答弁。

○病院事務長（山川 護君） 大変難しい質問なのですが、実際、収支の関係で言いますと、ことしは4,100万円ほどの赤字でございます。そのうちの2,800万円は引当金、給与引き当て、賞与引当金でございますので、二千なにがしの赤字が実際はございますけれども、26年度においては、一般病床の稼働率が23床でございます。52.5%、実際24年度は58.5%で、25.8床の動きでございましたから、あと三つぐらいから四つ病院のベッドが動けば、これはそんなに肩身の狭くなくお話もできるのですけれども、この三つ、四つに今、苦勞しております。

ただ、今、流れとして、米沢委員の御質問の中に軽い人と言ったらおかしいのですけれども、検査ですね、大腸検査等、胃の検査等の入院患者もおります。それから、長期の入院患者、もう一つは、今、町立病院の一つの使命になってきたなというのは、平たく、広い意味で言いますと、ケアミックスと言うのですが、終末医療になってきます。

旭川の例えば医大に入っております、日赤に入っております。抗がん剤投与しました、いろいろな手を打ちました、もうあと2カ月とかあと1カ月とかといった場合に、やはり患者さんは今、旭川の病院においても長く置くということになりますと、診療報酬の影響がございますから、それからまた次の患者さんのこともありますので、同じ結果が、成果が上がってこないということになりますと、本当の終末ということで町立病院の転院ということで、こういう形で何人もの方が入院されておりますし、そういう意味において、地域における病院のあり方というのは、また再度、問われるべきだということふうに思います。

身近に、高齢化社会における医療というのをどう提供していくか、自治体、そういう意味合いの中においても収支も当然大事だと思いますし、それについてはやっていくのが当然でございますけれども、この地域における医療というところにおける今の患者さんのいろいろな形を見ていきますと、やはり少しでも改善しながらいい方向に向けていきたいというふうに思っている。

ただ、診療報酬というのが自分で決められませんから、国が決めてくるものですから、その枠内でどうしても動くことにおいては、収支においては影響が出てくるかなというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（村上和子君） 11番米沢委員。

○11番（米沢義英君） 今の話聞いていますと、なかなかいかんともしたいと思うので、対応でき

るのであれば、終末医療の部分をどれだけ呼び込めるかどうかという、それにしなすって相手次第で、2ベッドか3ベッド稼働を長期に稼働するような状況つくれば、一定程度改善ができるにしても今の医療方針の中では、長期入院はさせないという状況になりますから、そこら辺が大きく自治体としては、なかなかジレンマという状況なのかなというふうに思いますし、まだ方向性等は見出せないという形になります。どちらにしてもこれから高齢化、高齢社会という形の中で既に行われていますし、やっぱり医療、地域の医療というのは、病院というのは必要最小限、本当に大事な基幹病院になってくると思うのです。それで今の再編ということになれば、本当に地域の人たちが病院なくなつては困るという状況ははっきり、ありありと現状でもわかっているという状況ですから、その点は引き続き当然いろいろな会議の中でも要望していると思いますが、診療報酬等の改定だとか含めて町病院が成り立つような制度の改正というのは、ぜひ引き続き要望していただければというふうに思います。

○委員長（村上和子君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（村上和子君） なければ、これで病院事業会計の質疑を終了します。

以上で、企業会計決算認定についての質疑を終了します。

暫時休憩します。

説明員は、退席をお願いいたします。

なお、説明員は、町長の所信表明から議場にお入りいただきたいと思ひます。

（説明員退席）

---

午前10時43分 休憩

午前10時44分 再開

---

○委員長（村上和子君） 休憩前に引き続き、委員会を再開します。

これより、分科会ごとに審査意見書案の作成を行います。

分科会ごとに審査意見書案が作成されましたら、委員長まで提出願ひます。

会場等については、事務局長より説明をいたさせます。

事務局長。

○事務局長（林 敬永君） 分科会の会場につきましては、第1分科会は第2会議室、第2分科会は議員控室といたします。

分科会での審査意見書案の作成が終了しました

ら、議長室で正副委員長と分科長により成案を作成いたします。成案がまとまりましたら、議事堂で成案の報告、審議を行います。

それでは、会場に移動をお願いいたします。  
以上です。

---

午前10時46分 休憩  
午後 1時53分 再開

---

○委員長（村上和子君） 休憩前に引き続き、委員会を再開します。

審査意見書案の整理を行いましたので、事務局長に朗読させます。

事務局長。

○事務局長（林 敬永君） 平成27年度決算特別委員会審査意見書案を朗読いたします。

平成27年度（平成26年度会計）上富良野町決算特別委員会審査意見書（案）。

一般会計。

歳入。

1、町税等の収納について。

税の収納状況については、収納率の向上が見られているが、今後も引き続き不納欠損に至らぬよう収納率の向上に努められたい。

2、国有資産等所在市町村交付金について。

地方税法の固定資産税と整合性を図るよう国に働きかけられたい。

3、地域振興費寄附金について。

ふるさと納税増収のための対策を検討されたい。

一般会計。

歳出。

1、定住移住について。

（1）町の特性を生かし、より具体的目標を定め、実行ある戦略を持って取り組まれたい。

（2）お試し住宅・移住準備住宅の環境整備を進め、住み続けられるような窓口の支援対策強化と利用の向上に努められたい。

2、観光振興について。

観光振興計画を着実に進められたい。

3、ホームページの充実について。

発信力を強めるため、ホームページの内容を精査し、リアルタイムでの情報発信に努められたい。

4、閉校後の利活用のあり方について。

地域の意見を参考にし、町独自の利活用のあり方を検討されたい。

5、かみふっ子健診について。

目標に向けて、さらに対応を図られたい。

6、農作物加工実習施設について。

施設の充実と利用促進に努められたい。

国保会計。

1、国保税の収納状況については、分納などを活用し、引き続き不納欠損にならないよう努力されたい。

2、さらに町民の健康づくりを推進し、安定した運営に努められたい。

ラベンダーハイツ事業特別会計。

慢性的な介護士不足の解消に努められたい。

以上で朗読を終わります。

○委員長（村上和子君） これより、審査意見書案の審議を行います。

ただいま朗読した審査意見書案について、御意見はありませんか。

9番荒生委員。

○9番（荒生博一君） 誤字です。一般会計の引き続き不納欠損の「納」が「能」です。

○委員長（村上和子君） お諮りします。

審議は終わりましたので、審査意見書は、このとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（村上和子君） 御異議なしと認めます。

よって、審査意見書は、ただいまの審議のとおりと決定いたしました。

以上で、審査意見書の審議を終わります。

これより、理事者に意見書を提出しますので、この間を暫時休憩といたします。

再開は、2時15分を予定します。

---

午後 1時58分 休憩

午後 2時15分 再開

---

○委員長（村上和子君） 休憩前に引き続き、委員会を再開します。

理事者より所信表明の申し出がございましたので、発言を許します。

町長、向山富夫君。

○町長（向山富夫君） ただいま決算特別委員長のお許しをいただきまして、所信を表明をさせていただきたいと思っております。

まず、この三日間、平成26年度の決算を皆さん方には大変慎重に御審議を賜りましたことを、まず心から感謝とお礼を申し上げる次第でございます。

私ども、常々、限られた財政を有効にしかも効率的に執行を心がけてまいったところでございます。

そういう中、そういう状況を終えまして、このたび平成26年度の各会計におきます決算の審査の御意見を賜ったところでございます。

先ほど、お伺いいたしました、今回、御意見をちょうだいいたしました事柄につきましては、私ど



も日々行政課題として、重く受けとめている事項ばかりでございます。そして、こういったことを確実に実行していくことが、町民への住民サービスの向上につながると、皆さん方から賜った御意見は、まさしくそれをあらわしているものだと、深く心に刻んだところでございます。

本日、賜りました御意見をさらに職員一丸となつて、しっかり胸にとめまして、さらに住民サービスの向上につながるよう、予算の執行、そして業務の推進に当たってまいりたいというふうに考えております。

結びになりますけれども、この三日間、大変慎重に御審議いただき、また、質疑の中でさまざま御意見を賜りましたことに感謝を申し上げまして、所信の表明とさせていただきますと思います。

大変皆さん、ありがとうございます。御苦労さまです。

**○委員長（村上和子君）** お諮りいたします。

ただいまの理事者の所信表明により、今後の町政執行において、十分その意見を尊重し、最善の努力をしたいとの確認が得られましたので、討論を省略し、議案第8号平成26年度上富良野町各会計歳入歳出決算認定について及び議案第7号平成26年度上富良野町企業会計決算認定についてを採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○委員長（村上和子君）** 御異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、議案第8号平成26年度上富良野町各会計歳入歳出決算認定について及び議案第7号平成26年度上富良野町企業会計決算認定についてを起立により採決します。

最初に、議案第8号平成26年度上富良野町各会計歳入歳出決算認定については、意見を付し、原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

**○委員長（村上和子君）** 起立多数であります。

よって、本件は意見を付し、原案のとおり認定することに決しました。

次に、議案第7号平成26年度上富良野町企業会計決算認定については、意見を付し、原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

**○委員長（村上和子君）** 起立多数であります。

よって、本件は意見を付し、原案のとおり認定することに決しました。

お諮りいたします。

本委員会の審査報告書の内容については、委員長及び副委員長に御一任願いたいと存じます。これに

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○委員長（村上和子君）** 御異議なしと認めます。

よって、本委員会の決算審査報告書の内容については、委員長及び副委員長に一任されました。

以上をもって、本委員会に付託された案件の審議は、全部終了いたしました。

ここで、委員長といたしまして、一言、御挨拶を申し上げます。

本委員会に付託されました平成26年度各会計歳入歳出決算書、企業会計決算書の町民の代弁者としての委員各位の熱心なる御審議と審査により認定と決したわけでございますが、ただ単に認定して終わりではなく、その結果をその町村の財政運営の一層の健全化と適正化に役立てるという将来に向けて、その前向きな意義あるものと考えます。

そういった意味からも、執行機関におかれましては、今後の執行に当たり、町民側に沿った十分な対処を強く望むものであります。

ふなれな委員長でございましたが、委員各位の特段の御協力によりまして御審査いただきましたこと、心から感謝申し上げ、最後に当たりましての御挨拶といたします。

大変どうもありがとうございます。

これをもって、決算特別委員会を閉会いたします。

まことに御苦労さまでございました。

午後 2時20分 閉会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の正確なることを証するため、ここに署名する。

平成27年10月29日

決算特別委員長            村   上   和   子